

証券取引等監視委員会の活動状況

平成 27 年 6 月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 1

証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話：03-3506-6000

○本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線 3021

F A X : 03-5251-2151

○情報提供窓口 情報処理係 内線 3091、3093

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

（※一部の I P 電話等からは 03-3581-9909 におかけください。）

F A X : 03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

○証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

○メールマガジン配信サービス

<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/>

証券取引等監視委員会の活動状況

平成 27 年 6 月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）第 22 条の規定に基づき、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成 27 年 6 月

証券取引等監視委員会

委員長 佐 渡 賢 一

目 次

【本 文】

はじめに（公正な市場の確立に向けて）	1
第1章 組織	4
第1 証券監視委	4
1 委員会	4
2 事務局	4
第2 地方の事務処理組織	4
第2章 市場分析審査	6
第1 概説	6
1 市場分析審査の目的	6
2 平成26年度における活動状況	6
第2 一般投資家等からの情報の受付	6
1 概要	6
2 情報の受付状況	7
3 寄せられた情報の活用	8
4 証券監視委の職員を装った悪質な電話について	8
第3 市場動向分析	9
1 概要	9
2 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視	9
3 市場構造の変化と市場動向分析	11
第4 取引審査	12
1 概要	12
2 法令上の根拠	12
3 取引審査の実績	13
4 自主規制機関との緊密な連携	14
第5 今後の課題	16
第3章 証券検査	17
第1 概説	17
1 証券検査の目的	17
2 証券検査の権限	17
3 平成26年度における活動状況	19
第2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画	20
第3 金融商品取引業者等検査マニュアルの改正	30
1 経緯	30
2 改正のポイント	30
第4 検査実績	30

第5	検査結果の概要	33
1	第一種金融商品取引業者等に対する検査	33
2	第二種金融商品取引業者に対する検査	33
3	投資助言・代理業者に対する検査	34
4	投資運用業者等に対する検査	34
5	金融商品仲介業者に対する検査	35
6	適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査	35
第6	証券検査の結果に基づく勧告等	35
1	第一種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告	35
2	第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告	36
3	投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告	38
4	投資運用業者に対する検査結果に基づく勧告	40
5	金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告	40
6	適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果の公表	40
第7	証券検査の結果認められたその他の主な問題点	44
1	第一種金融商品取引業者における問題点	44
2	第二種金融商品取引業者における問題点	46
3	投資助言・代理業者における問題点	46
4	投資運用業者における問題点	47
第8	無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等	47
第9	今後の課題	51
第4章	取引調査	59
第1	概説	59
1	取引調査の目的	59
2	取引調査の権限	59
3	課徴金の対象となる行為及び課徴金額	59
4	平成26年度における活動状況	60
第2	取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告	61
1	勧告の状況	61
2	勧告事案の概要	62
3	平成25年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等	76
第3	今後の課題	77
第5章	国際取引等調査	78
第1	概説	78
1	国際取引等調査の目的・権限等	78
2	平成26年度における活動状況	78

第 2	国際取引等調査結果に基づく課徴金納付命令勧告	79
1	勧告の状況	79
2	勧告事案の概要	79
3	平成 25 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等	81
第 3	今後の課題	83
第 6 章	開示検査	84
第 1	概説	84
1	開示検査の目的	84
2	開示検査の権限	84
3	開示検査結果に基づく勧告	85
4	平成 26 年度における活動状況	87
第 2	開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告等	87
1	勧告の状況	87
2	勧告事案の概要	88
3	平成 25 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等	100
第 3	開示検査の結果行なわれた自発的訂正等	102
第 4	今後の課題	103
第 7 章	犯則事件の調査・告発	104
第 1	概説	104
1	犯則事件の調査の目的	104
2	犯則事件の調査権限及び範囲等	104
3	平成 26 年度における活動状況	104
第 2	犯則事件の調査・告発実績	104
1	告発の状況	104
2	告発事案の概要	105
第 3	平成 25 年度以前の告発事案に係る判決の概要	110
第 4	今後の課題	113
第 8 章	建議	116
第 1	概説	116
1	建議の目的及び権限	116
2	平成 26 年度における建議の状況	116
第 2	建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置	116
1	建議の実施状況	116
2	建議に基づいて執られた措置	117
3	その他の措置	117
第 3	今後の課題	117
第 9 章	市場のグローバル化への対応に向けての取組み	118

第 1	海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視	118
1	証券監督者国際機構（IOSCO）における活動	118
2	情報交換枠組みの活用	119
3	意見交換	120
第 2	体制整備及び人材育成	120
1	市場のグローバル化に対応した体制整備	120
2	海外当局への職員派遣及び短期研修への参加	121
第 3	今後の課題	121
第 10 章	監視活動の機能強化への取組み等	122
第 1	市場監視体制の充実・強化	122
1	組織の充実	122
2	情報収集・分析能力の向上	122
3	監視を支えるシステムインフラの強化	123
第 2	市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み	123
1	概要	123
2	報道機関等を通じた情報発信	123
3	市場参加者との意見交換・講演会等の開催状況	123
4	ウェブサイトの充実	123
第 3	関係当局等との連携	124
1	金融庁の関係部局との連携	124
2	自主規制機関との緊密な連携	124
第 4	今後の課題	125
おわりに		127

【附属資料】

1	証券監視委の組織・事務概要	133
1-1	組織及び事務概要	133
1-2	証券取引等の監視体制の概念図	136
1-3	証券監視委の機能強化	137
1-4	証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の 関係の概念図	138
1-5	証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	139
1-6	機構図	140
1-7	組織・事務に係る法令の概要	142
1-8	証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	156
2-1	公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の 取組み～	157
2-2	証券検査に関する基本指針	160
2-3	取引調査に関する基本指針	187
2-4	開示検査に関する基本指針	191
3	証券監視委の活動実績等	198
3-1	証券監視委の活動状況	198
3-2	市場分析審査実施状況	199
3-3	証券検査実施状況	202
3-4	勧告等実施状況	213
3-5	申立て実施状況	287
3-6	告発実施状況	298
3-7	建議実施状況等	338
3-8	市場のグローバル化への対応状況	346
3-9	平成 26 年度 主な講演会等の開催状況	349
3-10	平成 26 年度 各種広報媒体への寄稿	351
4-1	皆様からの情報提供が、市場を守ります！	354
4-2	年金運用ホットラインでの情報受付について ～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～ ..	355
4-3	証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口	357
4-4	金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に ご注意ください！～ 未公開株に関するご注意 ～	359

凡 例

設 置 法	金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）
金 商 法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
証 取 法	証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号。平成 18 年法律第 65 号により「金融商品取引法」に改題）
犯 収 法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
投 信 法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）
S P C 法	資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）
社 債 等 振 替 法	社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）
金 商 法 施 行 令	金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
金 商 業 等 府 令	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）
保 証 金 府 令	金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和 28 年大蔵省令第 75 号）

はじめに（公正な市場の確立に向けて）

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性の確保と、投資者保護を使命として、市場監視に取り組んでいます。

現在の第8期体制は、平成25年12月に発足し、平成26年1月に、当期の中期的な活動方針として、『公正な市場の確立に向けて』（以下「活動方針」という。附属資料2-1参照）を公表しました。この活動方針では、「機動性・戦略性の高い市場監視」、「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」及び「市場規律の強化に向けた取組み」の3つの基本的な考え方にに基づき、重点施策として、①情報力に支えられた機動的な市場監視、②重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応、③ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施、④不公正取引等に対する課徴金制度の活用、⑤検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施、⑥詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応、⑦情報発信の充実、⑧自主規制機関等との連携の8つの項目を掲げ、引き続き実効性のある効率的な市場監視に取り組んでいるところです。

1 今年度の取組み

本公表の対象期間である平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日。以下同じ。）においては、証券監視委は、与えられた権限・人的資源を戦略的に活用し、以下のとおり市場監視に取り組みました。

日常的な市場監視については、引き続き、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、市場のグローバル化を踏まえた海外当局との連携、内部者取引・相場操縦・偽計等の取引審査、新たな金融商品等への対応等の取組みを進めました。こうした情報収集・取引審査等の結果、取引の公正を害する行為等の問題が把握された場合には、証券監視委内の担当部門において調査・検査を行い、行政処分を求める勧告や刑事告発等につなげました。

金融商品取引業者等の検査においては、第一種金融商品取引業者について、市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢を適切に整備せず、相場操縦行為を看過していた問題や、利益の相反するファンド間で価値が下落した私募債を簿価で取引し、顧客に損失を生じさせていた問題等が認められたほか、第二種金融商品取引業者について、登録申請書に添付する貸借対照表に虚偽の金額を記載して登録を受けていた問題や、出資金の流用を知らず、無登録業者に名義貸しを行い、根拠のない配当利回り等を記載したパンフレットを利用してファンドの取得勧誘を行っていた問題等が認められました。また、投資助言・代理業については、第一種又は第二種金融商品取引業者の登録を受けずに、店頭デリバティブ取引の媒介や海外ファンド等の募集の取扱いを行っていた問題等が認められ、投資運用業者については、年金基金との投資一任契約がありながら、ファンドに不利な取引に何ら対応せず年金基金に損失を与えたという忠実義務違反の問題等が認められました。これらを含め、検査の結果、重大な法令違反行為等が認められた金融商品取引業者に対して行政処分を求める勧告を行いました。

さらに、ファンドの取得勧誘に際し、顧客に対して虚偽の告知等を行ったり、無登録でファンドの販売等を行うなど金商法違反行為が認められた者に対して、金商法第192条に基づく違法行為の禁止・停止命令の裁判所への申立てを行いました。また、適格機関投資家等特例業務届出者に対する調査・検査の結果、適格機関投資家からの出資という適格機関投資家等特例業務の要件を満たさないままの取得勧誘行為や、取得勧誘に関して顧客に虚偽のことを告げる行為といった法令違反行為のほか、出資金の流用、出資・運用状況の杜撰な管理、虚偽の運用報告書の交付、運用益が生じていない中での出資金を原資とした配当の実施など投資者保護上問

題のある状況が認められたことから、その業者名等を公表しました。

不公正取引については、公開買付者の役員が、その職務に関し知った公開買付けの実施に関する情報を基に内部者取引を行うとともに、この役員から同情報の伝達を受けた複数の者により内部者取引が行われた事案のほか、株式の売買を誘引する目的をもって、直前約定値より高値の買い注文と売り注文を対当させるなどして相場操縦を行っていた事案等について、課徴金納付命令の勧告を行いました。

また、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引については、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、約定させる意思のない売り注文・買い注文を発注するなどして相場操縦を行った事案、株価指数の銘柄入替に際して大量の買い注文を発注するなどの方法により大引け前 30 秒間に相場操縦を行った事案、過去に課徴金納付命令勧告の対象となった法人が再度の相場操縦を行った事案について、海外当局との情報交換枠組みを活用し、緊密に連携して調査を進め、課徴金納付命令の勧告を行いました。

ディスクロージャー違反については、実際は売買取引がないにもかかわらず販売契約の締結等により架空の売上を計上したり、実際は開発していないソフトウェアを開発したとして架空の資産（ソフトウェア仮勘定）を計上するなどして、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書や有価証券報告書等を提出した上場会社に対して、課徴金納付命令勧告を行いました。また、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うよう促しています。

市場の公正性を害する悪質な犯則行為については、公開買付けの実施に関する情報を受領した者が、知人と共謀し、内部者取引を行っていた事件、デイトレーダー同士が共謀の上、4銘柄の上場株式について、見せ玉手法等により相場操縦を行っていた事件、架空売上計上や貸倒引当処理済み債権の回収偽装等による虚偽有価証券報告書提出事件等について告発し、また、1銘柄の上場株式について、仮装売買、買い上がり買付け、終値関与などで相場操縦を行っていた事件と架空売上計上等による虚偽有価証券報告書提出事件では、警察と連携しつつ調査を進め、告発を行うなど、市場全体に目を向け、幅広く、悪質な犯罪行為の摘発を行いました。

市場規律の強化へ向けた取組みについては、金融商品取引所や金融商品取引業協会等との定期的な意見交換を通じて、相互の問題意識の共有を図ってきたほか、各市場参加者による自主的な取組みを促進するため、市場参加者との対話や市場への情報発信を引き続き積極的に行いました。具体的には、全国各取引所で開催された上場会社コンプライアンス・フォーラムにおける講演や、各種広報媒体への寄稿のほか、証券監視委メールマガジンにより、証券監視委の活動状況や問題意識等のタイムリーな発信を行いました。また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、過去の課徴金勧告事案を取りまとめた「金融商品取引法における課徴金事例集」（不公正取引編及び開示規制違反編）を平成 26 年 8 月に公表しました。

2 今後の課題

以上のとおり、証券監視委はこの一年実効性のある効率的な市場監視に取り組んできました。

一方、金商法の累次の改正や IT の活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展等、わが国市場はダイナミックに変化しており、市場監視もこのような変化に適切に対応していく必要があります。また、金融商品取引業者等に対する検査においては、多様な金融商品取引業者等の業態、顧客及び複雑化・多様化する金融商品・取引それぞれの特性を踏まえ、リスク感度を一層高め、情報の収集・分析能力を強化することが課題と考えられます。さらに、クロスボーダー取引による違反行為に対しては、海外当局と連携して対応するとともに、内外プロ投資家による

不公正取引にも引き続き厳正に対処していく必要があります。

証券監視委としては、引き続き、こうした課題に適切に対応し、より実効性のある効率的な市場監視を行い、市場に対する投資者の信頼を保持すべく最善を尽くし、投資者保護の確保に取り組んでいきます。

第1章 組 織

第1 証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条等に基づき設置された、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関（いわゆる八条委員会（国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置付け）であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

1 委員会

証券監視委の議事は、2人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は3年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成4年7月に第1期が始まり、平成25年12月13日から第8期目に入っており、委員長に佐渡賢一、委員には吉田正之及び園マリがそれぞれ就任している。

2 事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長（注1）及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課が置かれている（注2）。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員（平成26年度13人、平成27年度4人）が認められ、平成27年度末で合計410人の体制となっている。

- (1) 総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営などを行う。
- (2) 市場分析審査課は、一般投資家等からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。
- (3) 証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査（以下「証券検査」という。）を行う。
- (4) 取引調査課は、内部者取引など不公正取引の課徴金に係る事件の調査（以下「取引調査」という。）を行う。なお、取引調査課に置かれた国際取引等調査室は、主に外国にある者が行う取引等に係る取引調査を行う。
- (5) 開示検査課は、有価証券報告書等の開示書類に関する検査（以下「開示検査」という。）を行う。
- (6) 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

（注1）平成19年7月1日に、従前の1名から2名に増員された。

（注2）平成18年7月1日に、総務検査課及び特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の5課体制に拡充され、さらに平成23年7月1日に、課徴金・開示検査課が取引調査課と開示検査課に分離され、現行の6課体制に拡充された。

第2 地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が

設置されている。証券取引等監視官部門の定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員（平成 26 年度 22 人、平成 27 年度 11 人）が認められ、この結果、平成 27 年度末の定員は、合計で 354 人の体制となっている。

証券取引等監視官（部門）は、市場分析審査、証券検査、取引調査及び開示検査については証券監視委の委任（注）を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

（注）証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。）。

第2章 市場分析審査

第1 概説

1 市場分析審査の目的

市場分析審査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した、包括的かつ機動的な市場監視を実現するために、金融・資本市場全体について幅広く情報を収集・分析するとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を実施し、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を発見することを目的としており、証券監視委におけるいわば「情報の入口」として位置づけられている。そのため、日頃から、一般投資家等から情報を受け付け、速やかに証券監視委内の担当部署（金融庁等の所掌業務に関係する場合は当該関係する部署）に回付しているほか、自主規制機関等と連携し、金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行い、問題が把握された取引等を証券監視委内の担当部署に回付している。

2 平成26年度における活動状況

金融・資本市場では、取引の電子化・高速化の進展、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動の日常化、不公正ファイナンス事案等の課題に直面しており、市場分析審査課では、平成26年度においても、包括的かつ機動的な市場監視の実現に努めている。

具体的には、一般投資家等から5,688件の情報提供を受けたほか、一般投資家からの情報提供を呼びかけるポスター及びリーフレットを新たに作成して全国の自治体や警察等に配布を行うとともに、ウェブサイト上の情報提供窓口に記載した「提供いただきたい情報の例」をよりわかりやすいものとするなど、有用性の高い情報の収集に努めた。また、高頻度取引（High Frequency Trading。以下「HFT」という。）に関する海外の規制状況や第三者割当増資等の際して実施されている反社チェック状況など、金融・資本市場の動向についても幅広く情報収集した上で、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、発行市場、流通市場全体に向けた市場監視を行った。

こうした情報をもとに、取引審査の一層の充実にも努め、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引について、迅速に分析を行い、平成26年度には、計1,084件（価格形成94件、内部者取引978件、その他12件）の取引審査を行った。

第2 一般投資家等からの情報の受付

1 概要

証券監視委では、金融・資本市場に関する情報収集の一環として、一般投資家や市場関係者等から広く情報を受け付けている（附属資料4-1参照）。

こうした情報は、市場における様々な出来事について、投資家等が発する生の声であり、証券監視委による証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の権限を行使する際の端緒となる場合があるなど、重要性・有用性の高いものが含まれている。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように、電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報を受け付けている（附属資料3-2-2参照）。有用な情報を多数寄せていただく取組みとして、証券監視委幹部による講演会等の機会を通じて情報提供を呼びかけている。また、電話での受付においては、平成26年10月より、遠方からの情報提供者の負担を考慮し、ナビダイヤル（全国一律料金）を導入し、利便性の向上を

図っている。さらには、金融商品取引業者に対して、各ウェブサイト上に、証券監視委の情報提供窓口へのリンクを貼るよう、随時依頼している。

金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用するほか、情報提供者が個別の紛争解決を求めている場合には、金融商品取引業者の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

なお、証券監視委では、情報を受け付けるに当たり、情報提供者の方の個人情報や情報の内容等に関する機密管理に万全を期している。

2 情報の受付状況

証券監視委が平成 26 年度において一般投資家や市場関係者等から受け付けた情報は 5,688 件であり、このうち、年金運用ホットライン（後述）に寄せられた情報は 9 件である。情報提供手段の内訳を見ると、インターネット 3,733 件、電話 1,375 件、文書 458 件、来訪 54 件、財務局等から回付を受けたものが 68 件となっており、全受付件数の 7 割弱をインターネットが占めている。

情報の内訳を見ると、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関するものが 3,904 件、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関するものが 410 件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが 652 件、その他の意見等が 722 件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものとしては、相場操縦の疑いに関するものが 2,400 件と最も多く、風説の流布・偽計の疑いに関するものが 544 件、インサイダー取引の疑いに関するものが 364 件などとなっている。

発行体に関するものとしては、有価証券報告書等の虚偽記載の疑いに関するものが 161 件、ファイナンスに関するものが 49 件、適時開示に関するものが 38 件などとなっている。

金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものとしては、システム関連が 31 件、顧客の知識等に照らして不当な勧誘が 10 件など、多様な情報が寄せられている（附属資料 3-2-3 参照）。

《情報の連絡先》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

直通電話：0570-00-3581（ナビダイヤル） ※一部の IP 電話等は 03-3581-9909

F A X : 03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

また、年金運用に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口である「年金運用ホットライン」を設置し、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けている（附属資料 4-2 参照）。

年金運用ホットラインに寄せられた情報については、証券監視委の職員である年金運用の専門家による積極的かつ質の高い分析を行い、投資一任業者に対する効率的・効果的な検査の実施に役立てている。

《年金運用ホットライン》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1

証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

直通電話：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

[提供いただきたい情報の例]

- ①投資一任業者における疑わしい運用等の情報
- ②年金投資一任契約の不適切な勧誘に関する情報
- ③年金投資一任契約の勧誘の際の不十分な情報提供に関する情報
- ④契約や説明を遵守しない運用に関する情報

[情報提供に当たっての留意事項]

- ・ 有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象。
- ・ 特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応。

さらに、証券監視委では、公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っている（附属資料4-3参照）。公益通報においても、通報に関する機密は保持することとしているほか、公益通報者保護法（平成18年4月施行）により、公益通報をした労働者は、公益通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。

《公益通報の通報・相談先》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 公益通報窓口

直通電話：03-3581-9854（注）

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

FAX：03-5251-2198

（注）公益通報は、文書（郵送、電子メール、FAX）により受け付けており、電話は相談用である。

3 寄せられた情報の活用

証券監視委には、上記のとおり、年間約5～6千件の情報が寄せられている。これらの情報は、内容を精査したうえで速やかに関連部署へ回付され、当該部署において内容を検討し、その重要性・有用性を勘案し、証券監視委の行う取引審査、証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等に活用されている。

証券監視委では、限られた人的資源において、効率的かつ効果的な検査・調査等を実施する観点から、金融庁その他の関係省庁、海外当局、自主規制機関、金融商品取引業者等から寄せられる様々な情報を収集・分析しているところであり、情報提供窓口へ寄せられた情報は、これらの情報と並んで問題点の把握のために活用されている。

なお、情報提供窓口へ寄せられる情報の内容は様々となっているが、寄せられた情報を一層活用できるよう、平成26年3月に、証券監視委の情報提供窓口に係るウェブサイトの改修を行い、「提供いただきたい情報の例」を掲載するとともに、情報提供者が利用しやすいよう入力様式の変更を行ったところである。

4 証券監視委の職員を装った悪質な電話について

金融庁と証券監視委では、以前より未公開株などの投資商品に関する悪質な勧誘等について注意及び情報提供を呼び掛けているが、最近、証券取引等監視委員会の職員であると名乗る者から、一般の方に対し、下記のような言い振りで電話があった旨の複数の情報が寄せられていることから、平成25年10月にウェブサイトを通じて注意喚起を行っている。（27年3月に一

部追記)。

- 証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から、「未公開株詐欺の関係で（貴方の名前が載った）被害者の名簿が出回っており、注意喚起している」といった内容の電話を受けた。
- 証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から、「未公開株の被害を回復できる。Aという機関がその手続をしてくれる」といった内容の電話を受けた。
- 未公開株の購入に当たり、B社から「お金は代わりに支払うので貴方の名前を使わせてほしい」と頼まれ、応じたところ、証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から「名義貸しは違法であるため、取り消すためにお金を用意しろ」といった内容の電話を受けた。
- 未公開株を取得したところ、証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から「インサイダー取引に該当するので、家宅搜索する」といった内容の電話を受けた。
- C社というところから投資に関する資料が郵送されてきた後、証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から「C社は安全な会社である」旨の電話を受けた。

(注) 未公開株などの詐欺の被害にあった際には、最寄りの警察署に直ちにご相談ください。送金した直後で相手が受け取っていない場合、被害を回避できた事例もあります。

証券取引等監視委員会の職員が、電話等により一般の方に対し、未公開株に係る情報を提供すること、特定の取引に係る情報を提供すること、また企業の信用に係る情報を提供することなどの連絡を個別に行うことは一切ありませんので、上記のような連絡を受けた場合には十分ご注意ください。

また、上記の未公開株などの勧誘等に関係した電話のほか、証券取引等監視委員会の職員を名乗る者から、上場会社の子会社の社員名簿を郵送で提出してほしいといった内容の電話を受けた（直接訪問して証券の提示や調査の根拠法令等の説明等は行っていない）、といった情報が寄せられています（平成27年3月23日追記）。

また、金融庁と証券監視委は、職員を装った悪質な電話について平成21年6月に連名で報道機関を通じて注意喚起を行っており（附属資料4-4参照）、必要に応じて捜査当局にも被害情報の提供を行っている。

第3 市場動向分析

1 概要

証券監視委では、金融・資本市場の動向について幅広く情報収集した上で、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立っているところである。

具体的には、いわゆる「不公正ファイナンス」への対応等のため、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行っているほか、新たな金融商品等の実態把握を含めた包括的かつ機動的な市場監視にも取り組んでいる。

2 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視

(1) 不公正ファイナンスへの対応

近年、金融・資本市場では、株式の発行過程における不適切な行為と流通市場における

不適切な行為が複合的に関連して行われる不公正取引の事案が見られる。例えば、架空増資（見せ金増資）や不動産を過大評価した現物出資、あるいは債務の株式化（Debt Equity Swap）の悪用等によって新株式を取得し、これを流通市場において、インサイダー取引や相場操縦・風説の流布を複合的に絡み合わせるなどして売却し、不当な利益を得るという行為が散見される。このように有価証券の発行過程（増資等）と流通市場における不適切な行為を要素として構成される一連の不公正な取引を「不公正ファイナンス」と呼んでいる。

こうした不公正ファイナンスで典型的な手法として用いられるのが、第三者割当増資である。第三者割当増資は、新たに資金調達をしたい上場会社が、特定の者に新株を割り当てて出資を受ける方法であるが、公募増資に比べて第三者のチェックが入りにくく、発行会社が支出した資金が回流して第三者割当増資の払込原資に充てられたり、現物出資に当たって財産評価が水増しされたりするなど、不適切な行為が発生するおそれがある。また、第三者割当増資により大量の新株式が発行されると、既存株主の権利が希薄化して会社の支配権に異動が生じ、会社の役職員や既存株主にとって好ましくない者が支配権を握って、会社の資金を不適切な投融資により社外に流出させることもあり得る。

不公正ファイナンス事案について、証券監視委は、財務局等の証券取引等監視官、有価証券届出書等の提出を受ける証券監査官や金融商品取引所（上場管理部門、売買審査部門）と緊密に連携を図り、一般投資家や証券会社などの市場関係者等からの提供情報のほか、上場企業の開示情報や金融商品取引所からの情報など、発行市場と流通市場を見渡した情報収集・分析を行い、不公正ファイナンス事案の監視に努めている。

また、証券監視委では、不公正ファイナンスの監視の観点から、上場企業の第三者割当増資について、財務局等及び金融商品取引所における当該上場企業からの事前相談の結果を踏まえ、その状況の把握に努めている。

不公正ファイナンスの摘発において、証券監視委は、一連の不公正ファイナンス行為全体をとらえ、金商法第 158 条の偽計を適用して対応してきており、これまで 7 事案の刑事告発及び 1 事案の課徴金納付命令勧告を行っている。

(2) 市場動向の背景にある問題の分析

証券監視委では、前述のような個別銘柄又は個別取引に係る情報の収集及び分析と並行し、市場動向の背景を把握すべく、幅広く情報収集・分析を行っている。平成 26 年度における主な取組みは以下のとおりである。

① 第三者割当増資の動向

イ 第三者割当増資の件数

証券監視委では、市場監視の一環として、適時開示情報をもとに、平成 21 年以降、「第三者割当増資の件数及びそのうちの現物出資の件数」を独自に集計している。

(注) なお、集計にあたっては、第三者割当増資の形態ではあるものの、不公正ファイナンスの可能性が乏しいと考えられるもの（第三者割当による自己株処分、公募増資と同時に実施される主幹事証券会社に対するオーバーアロットメントの第三者割当増資、ストックオプションを目的とした新株予約権の発行等）は除外している。

上記集計に基づく第三者割当増資の件数は、平成 21 年の 253 件（発行決議ベース、以下同様）から減少傾向にあり、平成 24 年には 104 件となったが、平成 25 年は 130 件（対前年比 25.0%増加）、平成 26 年は 161 件（同 23.8%増加）となり、2 年連続で

大幅な増加となった。

これは、前年に続いて、平成 26 年においても、株式市場の活況を背景に、証券会社の投資銀行部門による積極的な発行提案が継続しており、その中で、証券会社の自己勘定による新株予約権の引受事案が堅調に推移したこと（前年比+5 件）が増加要因として考えられる。

また、経営不振企業を対象とした、投資会社やファンドによる新株予約権等への投資事案も増加している（前年比+4 件）。

ロ 現物出資を用いた第三者割当増資の状況

上記集計に基づく第三者割当増資のうち、現物出資を用いた第三者割当増資の件数は、平成 22 年の 26 件をピークに減少傾向にあり、平成 26 年は 6 件となった。当該現物出資の対象財産は、5 件が金銭債権（DE S）であり、1 件が上場株式となっている。証券監視委では、これまで現物出資の対象となる不動産を過大評価した不公正ファイナンス事案の告発を行ってきたが、平成 23 年以降は、対象財産を不動産とする現物出資の事例が見られなくなっている。

② 第三者割当増資等に際して実施されている反社チェックの状況分析

上場会社は、第三者割当増資を実施する際に、「企業内容等の開示に関する内閣府令」に基づいて、管轄財務局へ提出する有価証券届出書に「割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下この項において「特定団体等」という）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて確認した結果並びにその確認方法を具体的に記載すること」が義務付けられている。また、金融商品取引所においても、上場会社が同様の確認を行い、その結果について適時開示することを規定している。当該確認行為は、一般的に反社チェックと呼ばれている。

反社チェックの手法に関する特段の規定はないが、第三者割当増資を予定している発行会社は、割当先が上場会社、上場会社の親会社又は子会社、証券会社、銀行、発行会社の役員等以外の場合は、殆どの事例で調査会社に調査を委託していた。割当先及びその関係者に関する調査報告書を委託先の調査会社から入手し、当該調査報告書に基づく検討結果を、有価証券届出書及び適時開示資料に記載している。調査会社に依頼する調査項目や調査報告書の様式についても特段の取り決めがないため、発行会社に提出される調査報告書を分析すると、調査会社によって質量ともに大きな差異が生じていた。特に、結論に至るまでの判断材料が明示されずに調査結果のみが報告書に記載されている場合、財務局や金融商品取引所は、発行会社に対して、当該報告書をもとに結論を導き出した理由や経緯について説明を求め、反社チェックの有効性に関する確認を行っていた。

3 市場構造の変化と市場動向分析

証券監視委では、国内外の市場構造の変化を的確に把握し、その市場構造の変化に対応した不公正取引に係る審査・調査が求められると考えている。こうした観点から、国内外の市場において、重要性が増している、あるいは将来的に影響を及ぼす可能性がある金融商品又は取引形態等に注目し、平成 26 年度において以下の実態把握を行った。

(1) スワップ取引を利用した不公正取引の事例研究

近年、有価証券を原資産とするスワップ取引が拡大している。スワップ取引に関しては、顧客の取引相手方となる証券会社によるヘッジ取引を伴って行われることもあり、顧客の匿名性が問題となりうることなどから、スワップ取引を用いた日米両国の不公正取引の事例研

究を行った。

(2) 日米欧におけるHFT規制の実態把握

近年、世界各国の取引所において、HFTを利用した取引が増加し、発注・訂正・取消が高速で、かつ、頻繁に行われていることから、市場関係者の中で関心が高まっている。

こうした中、平成22年5月のいわゆるフラッシュ・クラッシュの発生等を契機に措置された米国の規制や平成26年5月に欧州で成立した第2次金融商品市場指令(MiFID II)、及び、大阪取引所が実施している先物市場における自主規制などを調査して実態把握を行った。

(3) 米国におけるHFTを用いた不公正取引の摘発事例の研究

HFT業者に対する初の相場操縦摘発事例として、米国SECは、平成26年10月、HFT業者であるアテナキャピタルリサーチに対して、制裁金100万ドル(約1.2億円)及び違法行為の排除命令を課したことから、前記(2)の調査と別に、当該事例研究を行った。

(4) サイバー攻撃に関する企業の開示動向

今日の企業活動にとって重要な課題の一つであるサイバー・セキュリティ対策については、上場企業がサイバー攻撃を受けた場合、その対応にかかる開示内容によっては更なる攻撃を招くリスクがあることなどから、どのような立場をとるべきか課題となっている中、米国の動向について調査して実態把握を行った。

これらの実態把握の結果については、証券監視委内で共有し、新たな金融商品等への対応を含め、包括的かつ機動的な市場監視に役立てていくとともに、金融庁の関連部局や自主規制機関等とも情報交換を行い、市場監視上の課題や問題意識の共有に努めている。

第4 取引審査

1 概要

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

- (1) 株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
- (2) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
- (3) 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- (4) 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行方規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになる。

2 法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定

されている（附属資料1-7-2参照）。

3 取引審査の実績

(1) 実績

平成26年度における証券監視委及び財務局等の取引審査実施件数は、以下のとおり。

審査実施件数	平成26年度	(参考)平成25年度
合計	1,084	1,043
証券監視委	447	410
財務局等	637	633
(以下審査項目別内訳)		
価格形成	94	86
内部者取引	978	943
その他	12	14

証券監視委及び財務局等においては、市場における取引状況について日常的な市場監視を行い、必要に応じて取引審査を行っている。取引審査においては、関連する情報の収集を行うとともに、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引については、迅速に分析を行うよう努めている。

また、発行市場におけるファイナンスの動向に関する情報収集・分析の結果、不公正ファイナンス事案の疑いがあるものについては、偽計等の観点から取引審査を実施している。

(2) 審査事例

取引審査における一般的な事例は、以下のとおりである。

① 内部者取引に関して審査を行った事例

イ A社が、B社株式をTOB（株式公開買付け）する旨を公表したところ、B社の株価が大きく上昇したことから、B社株式の公表前の取引について審査を行った。

ロ C社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ハ D社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ニ 証券会社から、E社の株式について、内部者取引によって利益を得た可能性がある委託者がいる旨の情報提供があったことから、審査を行った。

ホ F社の株式について、F社の会社関係者が内部者取引を行った可能性があるとの情報提供があったことから、審査を行った。

② 価格形成に関して審査を行った事例

イ G社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行った。

ロ 金融商品取引所から、H社株の価格形成について審査を行った結果、特定の委託者が見せ玉手法による相場操縦を行っている疑いがある旨の報告があったことから、審査を行った。

ハ 証券会社から、I社株の売買に関して、特定の者が相場操縦を行っている旨の情報が寄せられたことから、審査を行った。

ニ J社株の売買に関して、一般投資家から、買い上がり買付けによって株価を引き上げた人物が、インターネット上の掲示板において、当該株式の買付けを推奨する書込みを

多数投稿しているとの情報が寄せられたことから、審査を行った。

③ その他の観点から審査を行った事例

- イ K社は新製品の開発に関する公表を行っており、公表後のK社の株価は急騰しているが、公表内容に不明な点が認められたことから、風説の流布等の観点から審査を行った。
- ロ L社は経営成績の悪化が続いている状況のなかファイナンスを実施しているが、L社の役員が当該ファイナンスを公表することによって株価を上昇させ、保有していたL社株式の売却を図ったとの情報が寄せられたことから、偽計等の観点から審査を行った。
- ハ M社がファイナンスを行った後、ファイナンス資金の不正な流出の可能性が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。
- ニ インターネット上のホームページにおいて、複数の銘柄につき、株価の急騰をほめかす書き込みが行われ、その後に株価が急騰している状況が認められたため、風説の流布等の観点から、審査を行った。

(3) クロスボーダー取引への対応

わが国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が全委託取引の6割程度（平成26年）を占めるなど、クロスボーダー取引が常態化している。このため、証券監視委は、取引審査の段階においても、必要に応じ、クロスボーダー取引について金融商品取引業者等から情報を収集し、市場監視の空白が生じないように努めている（第9章参照）。

4 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所や金融商品取引業協会でも行われており、証券監視委は、これら自主規制機関との間で、緊密な連携を図ってきている。

(1) 金融商品取引所や金融商品取引業協会との連携

金融商品取引所では、流通市場における投資家による値動きや発注等について、リアルタイムで監視を行っているほか、法令違反等が疑われる注文・取引に対し、事後的な売買審査を行っている。こうした売買審査の結果は、随時、証券監視委に対して報告が行われ、意見交換が行われている。また、特に不公正取引の可能性が高い異常な取引が認められた場合には、速やかに証券監視委と金融商品取引所（売買審査部門）の間で情報共有が図られる体制となっている。また、発行市場においても、上場企業の動向に関し、証券監視委と金融商品取引所（上場審査・上場管理部門）との間で意見交換が行われている。

金融商品取引業協会である日本証券業協会は、平成20年10月に「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」を一部改正（平成21年4月施行）し、同協会の会員は、顧客の取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、証券監視委及び同協会へ報告することとした。これを踏まえ、平成21年4月以降、証券監視委では、同協会の協会員から寄せられる売買審査結果報告書を、内部者取引に係る取引審査の端緒情報や、参考情報として活用している。また、同協会は、店頭取扱有価証券に関する売買審査を行っており、その結果を証券監視委に報告している。

また、同協会では、内部者取引の未然防止を図るため、上場会社の役員情報を登録・管理する仕組みとしてJ-I R I S S（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）を運営しており、J-I R I S Sへの参加上場会社の拡大等に向け、金融商品取引所及び金融庁・証券監視委と連携して取り組んでいる。

具体的には、日本証券業協会及び全国の金融商品取引所は、平成23年1月、「内部者取引の未然防止に関する検討チーム」を設置し、内部者取引の未然防止に資するより一層の有効な施策に関する具体的な検討を行い、その結果を平成23年6月に「内部者取引の未然防止

のためのJ-I R I S Sの活用に関する検討報告」として公表した。

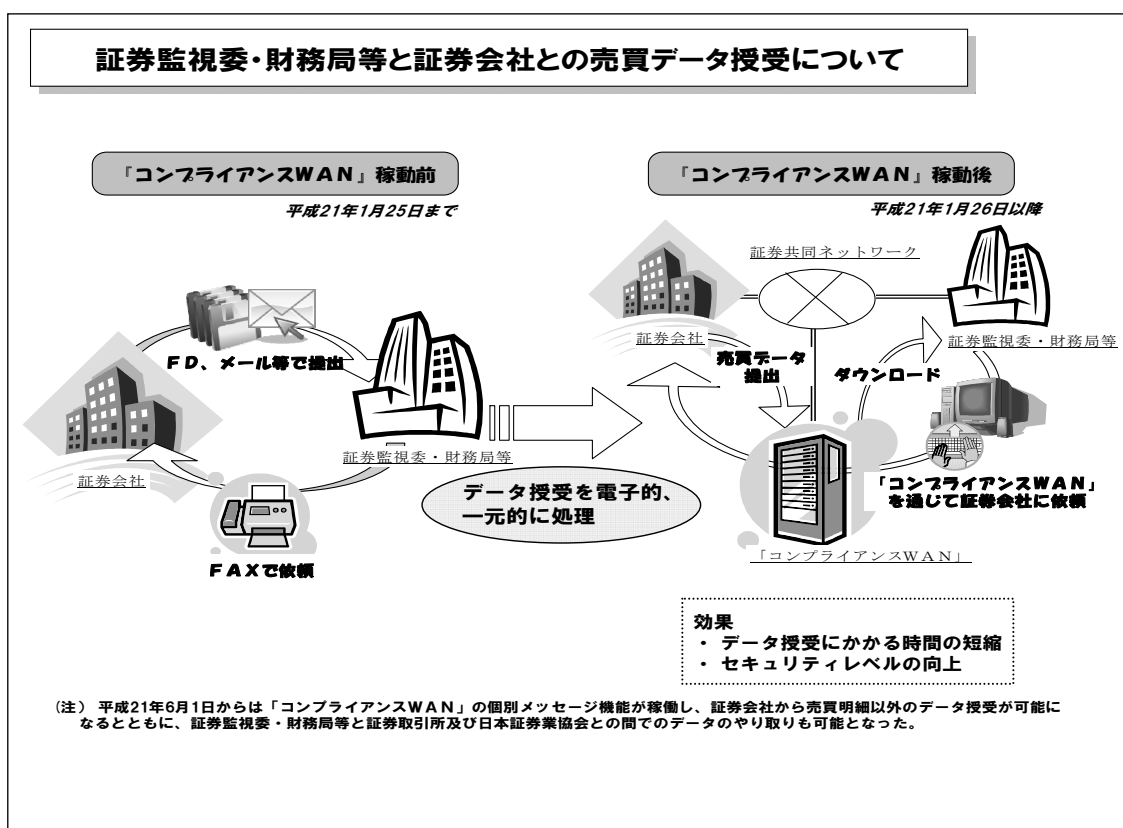
こうした動きを踏まえ、同月、金融庁総務企画局長、監督局長及び証券監視委事務局長は、連名で、日本証券業協会会長及び各取引所社長・理事長に対し、「J-I R I S Sの活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた取組みについて（要請）」との書簡を送付し、J-I R I S Sの活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた対応を更に一層推進するよう協力を要請したほか、証券監視委は、各種広報活動を通じてその意義等を紹介するなど、こうした内部者取引の防止に向けた各種取組みを支援しているところである。

なお、J-I R I S Sへの上場会社の登録率は、平成27年3月末時点で、80.8%となっている。

(2) 「コンプライアンスWAN」の利用

「コンプライアンスWAN」は、全国の証券会社と全国の金融商品取引所、日本証券業協会、証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子的に処理するシステムである。それまで、フロッピーディスク、電子メール等で行っていた売買データの授受を、安全性の高い専用ネットワークを経由する方法に一本化することにより、

- ① 売買データの授受における個人情報の漏洩リスク、記録媒体紛失リスクが低減し、
 - ② 売買データの徴求依頼・受領処理に要する時間が短縮されることで、取引審査事務の効率化につながり、
 - ③ 証券会社においても、売買データの提出に要するコスト削減につながる、
- などといったメリットがもたらされている。



第5 今後の課題

市場分析審査は、金融・資本市場全体について幅広く情報の収集・分析を行うとともに、必要に応じて取引審査を行うことで、証券監視委におけるいわば「情報の入口」としての機能を果たしている。市場分析審査における成果がその後の証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の成否に影響することから、引き続き、市場の動向に応じて機動的に対応していくとともに、顕在化しつつあるリスクに対して迅速・的確に対応することにより、実効的かつ効率的な市場監視の実現を図っていく必要がある。

現下の市場の動向を見ると、近年、わが国株式市場における取引の発注の大半が海外から行われる等、クロスボーダー取引が日常化しているほか、取引の大半が内外プロ投資家によって行われている。さらに、HFTにみられるように取引が高速化・複雑化し、新たな金融商品・取引の開発も続いている。こうした取引や商品等を利用した新たな不公正取引の手法を把握し、違法行為の端緒を発見するためには、より幅広く情報を収集し、それを分析・活用していく必要がある。

市場分析審査においては、こうした状況を踏まえ、より広く市場関係者と連携しながら、以下の課題に取り組み、「情報の入口」としての使命を果たしていく必要がある。

(1) 機動的な市場監視への取組み

様々なチャンネルを通じて得られる情報の総合・分析、個別取引や市場動向の審査・調査により、市場における問題をタイムリーに把握し、機動的な市場監視を行うとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた複眼的な監視を行う。

また、不公正ファイナンス事案をはじめ、重大な違法行為は、常に新たな形態で行われる可能性があることを踏まえ、市場を取り巻く環境の変化に対応し、市場動向の背景にある問題を分析しながら、新たなタイプの違法行為の発生にも留意した監視を行う。

(2) より効果的な情報の収集・分析・活用態勢の確立

外部からの情報収集ルートの拡大・多様化に引き続き努めるとともに、収集した情報の分析を強化し、取引審査、証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等においてより効果的に活用する態勢を確立する。

(3) クロスボーダー取引や内外プロ投資家への対応の強化

クロスボーダー取引に対しては、海外証券規制当局等から積極的に情報収集を行い、投資手法に長け、かつ豊富な資金を持つ内外プロ投資家による不公正取引や違法行為の把握に努める。

(4) 取引の高速化への対応の強化

HFTやアルゴリズム取引による取引の高速化やボラティリティーの変化に留意し、市場における取引状況について注視する。

また、非対面のインターネット取引を通じた不公正取引（見せ玉等）の事例が多くみられることから、引き続き、自主規制機関等との間で連携をしつつ、このような相場操縦行為の把握に努める。

第3章 証券検査

第1 概説

1 証券検査の目的

証券検査の目的は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに即した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

2 証券検査の権限

- (1) 証券監視委は、平成4年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証券取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金融先物取引法が施行され、外国為替証拠金（FX）取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成19年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金融商品取引業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。更に、平成22年4月からは信用格付業者及び指定紛争解決機関等、平成24年11月からは取引情報蓄積機関が検査対象となり、近年、証券監視委による検査の範囲は拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成19年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第51条において、金融商品取引業者に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者等 (金商法第56条の2第1項、第194条の7第2項第1号及び第3項)
- ② 金融商品取引業者の主要株主等 (金商法第56条の2第2項から第4項まで、第194条の7第2項第1号及び第3項)
- ③ 特別金融商品取引業者の子会社等 (金商法第57条の10第1項、第194条の7第3項)
- ④ 指定親会社 (金商法第57条の23、第194条の7第3項)
- ⑤ 指定親会社の主要株主 (金商法第57条の26第2項、第194条の7第3項)
- ⑥ 取引所取引許可業者 (金商法第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項)
- ⑦ 特例業務届出者 (金商法第63条第8項、第194条の7第3項)
- ⑧ 金融商品仲介業者 (金商法第66条の22、第194条の7第2項第3号及

- び第3項)
- ⑨ 信用格付業者 (金商法第66条の45第1項、第194条の7第2項第3号の2及び第3項)
 - ⑩ 認可金融商品取引業協会 (金商法第75条、第194条の7第2項第4号及び第3項)
 - ⑪ 認定金融商品取引業協会 (金商法第79条の4、第194条の7第2項第5号及び第3項)
 - ⑫ 投資者保護基金 (金商法第79条の77、第194条の7第3項)
 - ⑬ 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者 (金商法第103条の4、第194条の7第3項)
 - ⑭ 株式会社金融商品取引所の主要株主 (金商法第106条の6、第194条の7第3項)
 - ⑮ 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者 (金商法第106条の16、第194条の7第3項)
 - ⑯ 金融商品取引所持株会社の主要株主 (金商法第106条の20、第194条の7第3項)
 - ⑰ 金融商品取引所持株会社 (金商法第106条の27、第194条の7第3項)
 - ⑱ 金融商品取引所 (金商法第151条、第194条の7第2項第6号及び第3項)
 - ⑲ 自主規制法人 (金商法第153条の4において準用する第151条、第194条の7第2項第6号及び第3項)
 - ⑳ 外国金融商品取引所 (金商法第155条の9、第194条の7第2項第7号及び第3項)
 - ㉑ 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者 (金商法第156条の5の4、第194条の7第3項)
 - ㉒ 金融商品取引清算機関の主要株主 (金商法第156条の5の8、第194条の7第3項)
 - ㉓ 金融商品取引清算機関 (金商法第156条の15、第194条の7第3項)
 - ㉔ 外国金融商品取引清算機関 (金商法第156条の20の12、第194条の7第3項)
 - ㉕ 証券金融会社 (金商法第156条の34、第194条の7第3項)
 - ㉖ 指定紛争解決機関 (金商法第156条の58、第194条の7第3項)
 - ㉗ 取引情報蓄積機関 (金商法第156条の80、第194条の7第3項)
 - ㉘ 投資信託委託会社等 (投信法第22条第1項、第225条第3項)
 - ㉙ 設立中の投資法人の設立企画人等 (投信法第213条第1項、第225条第2項及び第3項)
 - ㉚ 投資法人 (投信法第213条第2項、第225条第3項)
 - ㉛ 投資法人の資産保管会社等 (投信法第213条第3項、第225条第3項)
 - ㉜ 投資法人の執行役員等 (投信法第213条第4項、第225条第3項)
 - ㉝ 特定譲渡人 (SPC法第209条第2項において準用する第217条第1項、第290条第2項第1号及び第3項)
 - ㉞ 特定目的会社 (SPC法第217条第1項、第290条第3項)
 - ㉟ 特定目的信託の原委託者 (SPC法第286条第1項において準用する第209条第2項において準用する第217条第1項、第290条第2項第2号及び第3項)
 - ㊱ 振替機関 (社債等振替法第20条第1項、第286条第2項)
 - ㊲ その他、上記①から㊱までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者
- (注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

- (2) 証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、(1)の権限に基づく検査と同時に実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者、特例業務届出者 (犯収法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 1 号)
- ② 登録金融機関 (犯収法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 2 号)
- ③ 証券金融会社、振替機関、口座管理機関 (犯収法第 15 条第 1 項、第 21 条第 7 項)

(注) () 書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記(1)及び(2)の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる)。

- (3) 証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告したときは、内閣総理大臣から外務員登録に関する事務を委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

3 平成 26 年度における活動状況

証券検査を取り巻く状況は、①検査対象業者の多様化・増加(全体で延べ約 8,000 社)、②金融商品・取引の多様化・複雑化、③世界的金融危機の経験を踏まえた金融グループ全体の状況を把握する取組みの進展、④取引インフラをなす IT システムの信頼性確保の重要性増大等、大きく変化している。また、昨今の AIJ 問題、公募増資に関連したインサイダー取引の問題や MR I 問題等、公益又は投資者の保護の観点から極めて重大な法令違反等が相次いで明らかとなったことに加え、無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等によるファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況にある。

このような状況を踏まえ、平成 26 年度においても、効率的・効果的かつ実効性ある検査を実施する観点から、業態その他の特性等を踏まえたリスク・ベースでの検査実施の優先度の判断、予告検査の実施、監督部局との連携強化等に努めた。

大規模証券会社グループ等については、監督部局との連携のもと、オフサイトでのヒアリング等により業務実態を把握し、オンサイトでの検査における検証テーマを絞り込むことで、年間を通じてより効率的・効果的な検査を実施した。

また、無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者による金商法違反行為等に対しては、証券検査や裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査(金商法第 187 条)の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁

止命令等の申立て（金商法第 192 条）、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行った。

こうした取組みの結果、平成 26 年度においては、266 件（着手ベース）（延べ 381 件）の検査を実施し、法令違反や内部管理態勢等について問題点が認められた 105 業者に対して問題点を通知するとともに、第二種金融商品取引業者が無登録業者に名義貸しを行っていた事案や投資助言・代理業者が無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っていた事案等、重大な法令違反等が認められた 16 件について、行政処分を求める勧告を行った。

裁判所への禁止命令等の申立てについては、それに係る調査を実施し、金商法違反行為が認められた無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者のうち、違法行為を今後も行う蓋然性の高い 6 件について申立てを行った。

また、適格機関投資家等特例業務届出者等による重大な法令違反等が認められた 17 件について、検査結果等の公表を行った。（検査結果の公表が 16 件、金商法第 187 条に基づく調査結果の公表が 1 件。）

第 2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、平成 21 年以降、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる 1 年間を証券検査年度として行っている。

証券監視委は、証券検査を計画的に管理・実施するため、証券検査年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その年度の証券検査の重点事項その他の証券検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、検査対象先のうちその年度の証券検査の対象とするものの種類、数その他のその年度の証券検査の範囲等を定めている。

平成 26 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画は、平成 26 年 3 月 25 日に公表した。

平成 26 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第 1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

(1) 証券検査の役割

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護である。

証券検査の目的は、これらの使命を果たすため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

このため、証券検査においては、金融商品取引業者などによる法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。

証券監視委は、法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、人材、能力を結集してその有する権限を行使することにより、今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

(2) 検査対象業者の多様化・増加をはじめとする証券検査を巡る環境

金融商品取引法（以下「金商法」という。）の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査の対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で延べ約 8,000 社の規模となっている。また、金融商品・取引のイノベーションが進み、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化しており、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

こうした中、先の世界的な金融市場の混乱を踏まえ、各国当局の協調の下、金融グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組みが進められているところである。大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握する必要がある。

また、インターネットによる個人投資家の取引が増加するとともに、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムを通じた機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行が拡大していることを踏まえ、取引のインフラをなす IT システムの信頼性の確保はその重要性を増している。

特に、金融商品取引所や金融商品取引業者等の取引システム障害等は、顧客の取引や市場に大きな影響を与えかねないことから、システムリスク管理態勢の適切性の検証に注力する必要がある。

(3) 証券検査を巡る現下の課題

最近においては、A I J 問題、日本投資者保護基金による補償が必要となる事案の発生、公募増資に関連したインサイダー取引の問題など、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から極めて重大な法令違反が相次いで明らかとなったところである。また、第二種金融商品取引業者については、MR I 問題を始めとして、出資金の流用や顧客に対する虚偽告知等、個人投資家向けにリスクの高い金融商品を取り扱う業者において公益又は投資者保護上問題のある行為が明らかとなっている。

こうした金融商品取引業者等の市場仲介機能に対する投資者の信認を傷つける重大な問題に対しては、迅速・的確に検査を実施するとともに、検査においては、個別の法令の規定に係る法令違反の有無を検証するだけでなく、業務及び内部管理態勢の全般において法令遵守意識及び職業倫理を向上させるよう改めて促していかなければならない。

また、近年、無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況を踏まえ、金商法違反行為を行う無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても、裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限等を活用し、関係当局との連携を図りながら引き続き厳正な対応を行う必要がある。

(4) 検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査のための取組み

検査対象業者の多様化・増加をはじめとする証券検査を巡る環境の変化に対応しつつ、市場仲介機能に対する投資者の信認の回復という現下の課題に適切に対応していくためには、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある検査を実施していく必要がある。

このため、検査実施の優先度の判断を適切に行うことが求められることから、①多様な金融商品取引業者等の業態の特性、②顧客の特性及び③複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

その上で、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定する。あわせて、検査の実施においては、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等も検査対象先や検査の着眼点に見合ったものとするよう努める。

投資一任業者については、平成 24 年度から実施している集中的な検査で判明した問題点等を分析・精査するとともに、継続的に検査を実施していく。

また、特に中小の金融商品取引業者について、長期間にわたって検査が行われていないことが投資者保護上のリスクとならないよう、検査を実施する業者数を増加させる。

その他、効率的・効果的で実効性ある検査のあり方については、将来に向かって幅広く検討を行い、証券監視委の態勢、能力の強化を継続的に図っていく。

2. 検査実施方針

(1) 検査対象先の特性に応じた重点検証事項

① 業態その他の特性に着目した検証

イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買管理、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止するゲートキーパーとしての機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて重点的に検証する。

これらのうち、改正犯罪収益移転防止法の施行も踏まえ、取引時確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時に取引を行う目的や職業の確認が行われているか、なりすましの疑いがある場合等において適切に再確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて検証する。また、反社会的勢力との

関係の遮断に組織的に対応するため、経営陣の適切な関与の下、一元的な管理態勢を構築し、反社会的勢力との取引の未然防止、既存の契約の適切な事後検証及び取引解消に向けた取組みを実施しているかについて検証する。

また、金融商品取引業者等は、有価証券の引受業務により、企業が市場を通じて事業活動のための資金を投資者から調達する仲介機能を担っている。有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について検証する。特に、新規上場については、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているかについて検証する。さらに、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等を行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等について検証する。

ロ. 法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

公募増資に関連したインサイダー取引の問題やこれを受けた金商法改正を踏まえ、不公正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているかについて重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報に係る登録・情報隔壁、内部者取引に関する売買の審査、情報の不適切な伝達及び利用の防止等の状況について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況の検証

自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客等に着目した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証する。また、空売り規制（空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り(naked short selling)の禁止、公募増資に関連した書面交付義務等）に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）について検証する。

インターネットやDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められた状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について検証する。

ニ. 投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて重点的に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

特に、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料、信託報酬をはじめとする顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。

店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販

売においては、想定最大損失や解約清算金を含めた重要なリスク等の当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

また、高齢の顧客や少額投資非課税制度（NISA）を利用する投資知識・経験の浅い顧客に対する勧誘・説明態勢の整備状況について検証を行う。

さらに、投資者が接する機会の多い広告、勧誘資料等に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について、虚偽の表示や著しく人を誤解させるような表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

ホ. 投資運用業者等の業務の適切性及び法令等遵守に係る検証

投資運用業者等は、投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者が直接検証することは非常に困難である。また、多くの投資運用業者において、運用資産に、海外を含む外部のファンドを組み入れている状況が見られ、適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが重要となっている。

特に、投資一任業者に対する検査においては、顧客勧誘等に関し重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、顧客に特別の利益を提供する行為、投資一任業務に係る忠実義務違反、善管注意義務違反等の法令違反行為が認められたことから、引き続き年金運用ホットラインを活用するなどして情報収集・分析的確に行って検査実施の優先度の判断を行い、デュー・ディリジェンス及びモニタリングの実効性、投資勧誘の適切性、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢等を検証する。

ヘ. 信用格付業者の業務管理態勢の検証

信用格付業者については、利益相反防止や格付プロセスの公正性確保といった観点から業務管理態勢が整備されているか、格付方針等に係る情報が適切に開示されているか等について検証する。

ト. ファンド業者の法令等遵守状況の検証

集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（自己運用業を行う投資運用業者、第二種金融商品取引業者をいい、適格機関投資家等特例業務届出者を含む。以下「ファンド業者」という。）については、これまでの検査において、出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用・使途不明等）、虚偽の説明・告知、誤解させるような表示、無登録業者に対する名義貸し、適格機関投資家等特例業務届出者が特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行った事例等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、業務運営の適切性及び分別管理の状況を含む法令等遵守状況について検証する。

特に、海外ファンドについては、商品の内容や特性を直接確認することや、国内の法令が直接適用されない場合等には投資者の権利・利益を保護することが困難であることを踏まえ、その販売等を行う業者において、ファンド及びその設定者・運用者等に対して、商品のリスクを反映した十分かつ適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが行われているか、適合性の原則を始めとした投資者保護の観点から顧客勧誘等に問題がないかといった点の検証に注力する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、金商法違反行為等を行う悪質な事例が引き続き認められている。これを踏まえ、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護

上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁止命令等の申立て、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

チ. 投資助言・代理業者の法令等遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、平成 25 年度の検査において、無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いをする重大な法令違反行為等が認められた。その中には、海外ファンドから販売手数料等を受領していないとしながら、実際には、海外法人を経由するなどして、海外ファンドの発行者等から顧客の購入額に応じた報酬を受領していた事例もみられた。こうした状況に鑑み、類似の行為が行われていないか、法令等遵守状況、勧誘・説明態勢等の検証に注力する。

リ. 自主規制機関等の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか及び機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

また、金融商品取引所、清算機関、振替機関等については、IOSCOなどが公表した「金融市場インフラのための原則」等を踏まえ、システムリスク管理態勢など、市場インフラとしての機能を円滑かつ適切に果たすための態勢の整備状況等について検証する。

ヌ. 無登録業者に対する対応

無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘といった重大な金商法違反に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じて裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、禁止命令等の申立て、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

② 内部管理態勢・財務の健全性等に係る検証

イ. 内部管理態勢等に係る検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢及びリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうか留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握するとともに、フォワード・ルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行う。具体的には、監督部局とも連携しつつ、年間を通じてオフサイトでのヒアリング等により業務実態を十分に把握することで業界共通の課題やリスクを明らかにするとともに、オンサイトでの検査における検証テーマを絞り込むことで検査をより効果的・効率的に実施する。加えて、その結果を翌年以降の検査等に有効活用していくサイクルを確立していく。

ロ. システムリスク管理態勢に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営におけるITシステムへの依存度はますます高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引やFX取引への参加が定着するなど、金融取引においてITシステムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、更に市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、ITシステムの安定性の確保及び危機管理が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性及び業務継続計画の実効性について検証を行う。その際、経営陣がシステムリスクの重要性を十分に認識しているか、ITシステムに係る投資や運営、リスク管理などに主体的に関与しているか等についても検証する。

ハ. 財務の健全性等に関する検証

第一種金融商品取引業者等に係るこれまでの検査において、顧客分別金信託や顧客区分管理信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等、財務の悪化等に起因するとみられる事例が認められたことから、監督部局、日本証券業協会及び日本投資者保護基金との緊密な連携を図りながら、このような疑いのある業者に対しては、顧客資産の分別管理・区分管理の状況並びに純財産額及び自己資本規制比率の状況について重点的に検証する。

(2) 効率的・効果的で実効性ある検査の実施

① 業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断

検査対象先の選定に当たっては、検査対象先の業態、規模、その他の特性を勘案し、その時々々の市場環境等に応じ、原則として、以下の考え方に基づき、検査実施の優先度を判断する。

なお、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に検査を行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

イ. 継続的に検証を行う対象

検査対象業者のうち、個人投資家を含む多数の投資者等との取引を行い市場の中核的な役割を担う第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う投資運用業者等については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に検査を実施する。第二種金融商品取引業者については、投資者保護の観点から、特に、多数の個人投資家向けにファンドの販売等を行うものを、継続的な検査の対象とする。

また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・資本市場における情報インフラとしての役割や国際的な金融規制改革の趣旨に鑑み、原則として、継続的に検査を実施する。

ただし、証券監視委の人的資源の制約により、全ての業態について一律に継続的な検査を実施することは困難であることを踏まえ、監督部局等との密接な連携等により業態全般の実態を的確に把握するように努めつつ、検査の頻度や検証項目に濃

淡をつける等の対応を行うこととする。

なお、具体的な検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に収集し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

ロ. 随時検査を行う対象

上記イ. 以外の検査対象の登録業者（投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等）については、業態、規模その他の特性及び証券監視委の人的資源に比し検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、法令等の遵守状況、自主規制機関への加入状況等を勘案しつつ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、法令等の遵守状況、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に優先度を判断し、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し検証を行う。

ハ. 登録事項検査

上記イ. 及びロ. によるもののほか、第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者については、登録後できるだけ早期に、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握するための検査（以下「登録事項検査」という。）を実施する。

ニ. 無登録業者

無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘といった重大な金商法違反に対しては、上記ロ. と同様に個別に優先度を判断し、裁判所への禁止命令等の申立てのための調査を適切に実施する。

② 実効性のある検査の実施

イ. 予告検査の実施

立入検査については、原則は無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて予告検査とする。

ロ. 双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

ハ. 検査の実効性を阻害する行為に対する厳正な対処

検査における双方向の対話の重要性に対する理解が深まる一方で、一部においては検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為が見られる。証券監視委の使命を十分果たしていくため、このような行為に対しては、厳正に対処していく。

③ 金融庁・財務局等との連携強化

金融庁・財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情

報や検査を通じて把握された監督に有効な情報をタイムリーに交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。また、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、連携して金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する検査を実施するほか、検証項目の設定やオンサイトの検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化する。

外国証券規制当局との間では、外資系業者、海外にも拠点を置く本邦の業者、海外の拠点で本邦投資者向け業務を実施している業者、海外に取引先のある業者の検査等に関して、情報交換や検査・調査の実施における協力などを通じて、連携を強化する。また、グローバルに活動する大規模な証券会社等について設置された監督カレッジへの対応や信用格付業者の検査において、主要な外国証券規制当局と適切に連携する。

ファンド業者による詐欺的な事例並びに無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘が認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、捜査当局等との連携を強化する。

④ 自主規制機関との連携

自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、情報交換及び研修等における連携を推進する。

⑤ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直し・公表

検査の実効性を阻害する行為に対して厳正に対処し、効率的かつ効果的な検査の実施等を図る観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた証券検査に関する基本指針の見直しや制度改正等に応じて金融商品取引業者等検査マニュアルの見直しを行う。これらについては公表することにより、検査の透明性及び予測可能性の向上に資することとする。

なお、本基本方針は、平成 26 年 3 月時点の市場を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すこととする。

第2 証券検査基本計画

1. 基本的考え方

- (1) 検査実施計画については、検査実施方針に則り策定することとする。なお、市場環境の変化や個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。
- (2) 検査の実施に当たっては、証券監視委及び財務局等証券取引等監視官部門の間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、第二種金融商品取引業者、投資運用業者等及び信用格付業者	150社（うち財務局等が行うもの110社）
投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
登録事項検査	登録件数等に応じて実施
自主規制機関等	必要に応じて実施
無登録業者	必要に応じて実施

(注) 上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

第3 金融商品取引業者等検査マニュアルの改正

1 経緯

(1) 反社会的勢力への対応に係る改正

金融庁において、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを推進するため、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正が行われた。

これを踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等についても、パブリックコメントに付した上で、平成26年6月4日付で改正し、同日以降、検査に活用することとした。

(2) 流動性カバレッジ比率規制に係る改正

最終指定親会社に対し、平成27年3月31日から流動性カバレッジ比率に係る告示が適用されることを踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」の一部改正案を公表し、パブリックコメント（同年2月6日～同年3月9日）に付した上、同月26日付で「金融商品取引業者等検査マニュアル」を改正し、同月31日以降、検査に活用することとした。

※ 流動性カバレッジ比率とは、ストレス下において30日間に流出すると見込まれる資金（分母）を賄うために、短期間に資金化可能な資産（分子）を十分に保有しているかを表す指標。

(3) システムリスク管理態勢に係る改正

金融庁において、システムリスク管理態勢に関する着眼点・検証項目の拡充を図るため、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正が行われた。

これを踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の一部改正案を公表し、パブリックコメント（平成27年2月13日～同年3月16日）に付した上、同年4月22日付で「金融商品取引業者等検査マニュアル」等を改正し、同日以降、検査に活用することとした。

2 改正のポイント

(1) 反社会的勢力への対応に係る改正

監督指針に①反社会勢力との取引の未然防止（入口）、②事後チェックと内部管理（中間管理）、③反社会的勢力との取引解消（出口）に係る態勢整備等についての着眼点が追加されたことを踏まえ、反社会的勢力への対応に係る検証項目を追加した。

(2) 流動性カバレッジ比率規制に係る改正

流動性カバレッジ比率規制に係る検証項目の追加等を行った。

(3) システムリスク管理態勢に係る改正

監督指針に①情報セキュリティ管理、②サイバーセキュリティ管理等に係る態勢整備についての着眼点が追加されることを踏まえ、システムリスク管理態勢に係る検証項目の追加等を行った。

第4 検査実績

(1) 平成26年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（32頁別表参照）。

① 第一種金融商品取引業者等（継続的に検証を行う対象）

平成26年度においては、第一種金融商品取引業者等150業者に対する検査を計画し、実績としては、169業者（第一種金融商品取引業者77業者、登録金融機関1業者、第二種金融商品取引業者72業者（うち、26業者については登録事項検査）、投資運用業者等17

業者（投資運用業者 15 業者、投資法人 2 法人）、信用格付業者 2 業者）に対し検査に着手した。

平成 26 年度に検査着手したもののうち、133 業者（第一種金融商品取引業者 58 業者、登録金融機関 1 業者、第二種金融商品取引業者 62 業者（うち、23 業者については登録事項検査）、投資運用業者等 12 業者（投資運用業者 11 業者、投資法人 1 法人））については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 24 年度及び同 25 年度において検査に着手し、同 25 年度末までに検査が終了していなかった 63 業者（第一種金融商品取引業者 28 業者、第二種金融商品取引業者 32 業者（うち、6 業者については登録事項検査）、投資運用業者 3 業者）については、同 26 年度末までに全ての検査が終了している。

② 投資助言・代理業者等（随時検査を行う対象）

平成 26 年度においては、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等に対する検査は、随時実施することとしていたが、実績としては、投資助言・代理業者 42 業者（うち、15 業者については登録事項検査）、適格機関投資家等特例業務届出者 31 業者、金融商品仲介業者 18 業者の計 91 業者に対し検査に着手した。

平成 26 年度に検査着手したもののうち、60 業者（投資助言・代理業者 31 業者（うち、12 業者については登録事項検査）、適格機関投資家等特例業務届出者 14 業者、金融商品仲介業者 15 業者）については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 24 年度及び同 25 年度において検査に着手し、同 25 年度末までに検査が終了していなかった投資助言・代理業者 7 業者、適格機関投資家等特例業務届出者 10 業者、金融商品仲介業者 1 業者の計 18 業者については、同 26 年度末までに全ての検査が終了している。

③ 自主規制機関等

平成 26 年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、金融商品取引所 1 社、金融商品取引所持株会社 1 社及び自主規制法人 1 法人に対し検査に着手している。

④ その他

平成 26 年度においては、持株会社 1 社及び指定親会社 2 社に対し検査に着手し、持株会社については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 25 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった指定親会社 2 社については、同 26 年度末までに全ての検査が終了している。

(注) 検査が終了したものとは、検査対象先に対し検査終了通知書を交付したものをいう（ただし、検査対象先の事情等により検査終了通知書の交付を行わないものもある。）。

なお、平成 26 年度に検査が終了した 277 件のうち、223 件について、臨店検査終了後、3 月以内に検査終了通知書の交付を行っている。

また、上記の検査計画件数及び検査着手件数は、検査対象先が複数の検査対象業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、上記のうち、第一種金融商品取引業者 3 業者及び指定親会社 2 社については、オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化などを通じて、監督部局と切れ目のない連携を図り、年間を通じてオフサイトでのヒアリング等により業務実態を十分に把握することで課題やリスクを明らかにするとともに、オンサイトでの検査における検証テーマを絞り込むこと

で検査をより効率的・効果的に実施した。

また、証券検査には、平成 13 年以降、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的とした「意見申出制度」が設けられている。具体的には、検査中に検査官と検査対象先が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項については、検査対象先は証券監視委事務局宛てに意見申出書を提出することができることとされている。意見申出があった場合には証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果案を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うこととなっている。

平成 26 年度に検査が終了した金融商品取引業者等 277 業者（同 24 年度及び同 25 年度に検査着手したものを含む。）のうち 4 業者から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があり、所要の処理を行った。

- (2) 平成 26 年度に検査が終了した金融商品取引業者等（同 24 年度及び同 25 年度に検査着手したものを含む。）のうち、重大な法令違反等が認められた 16 業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行い、これを受けて監督部局が行政処分を行っている。

また、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、検査対象先に通知するとともに、オフサイトのモニタリングに資するため監督部局へ伝えている。

なお、タイムリーな情報発信の観点から、勧告事案についてはその都度、主な問題点については四半期毎にウェブサイトに掲載している。

別表 平成 26 年度の検査実施状況

業務の種別	計画 [検査先数] (注1)	実績		検査対象業者数 (注3) [延べ数] (注2)	実績 [検査先数] (注1) (検査終了ベース)	
		[検査先数] (注1) (着手ベース)	[延べ数] (注2) (着手ベース)		(うち 24年度、 25年度着 手分)	
第一種金融商品取引業者	150 業者	77	78	277	86	28
登録金融機関		1	1	1,087	1	0
第二種金融商品取引業者		72	120	1,234	94	32
投資運用業者		15	23	328	14	3
投資法人		2	2	69	1	0
信用格付業者		2	2	7	0	0
投資助言・代理業者	随時 実施	42	89	989	38	7
適格機関投資家等特例業務届出者		31	40	3,123	24	10
金融商品仲介業者		18	20	818	16	1
自主規制機関等	必要に応じて実施	3	3	13	0	0
その他	-	3	3	-	3	2
合計		266	381	7,945	277	83

(注1) 「検査先数」については、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、主たる業務に基づき分類・計上している。

(注2) 「延べ数」については、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、当該登録を受けている全ての業務の種別に計上している。

(注3) 検査対象業者数は、平成 27 年 3 月末時点のものである。

- (3) 平成 26 年度に終了した証券監視委及び財務局長等による検査の 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、第一種金融商品取引業者 112 人日、第二種金融商品取引業者 39 人日、投資助言・代理業者 29 人日、投資運用業者 144 人日、登録金融機関 38 人日、適格機関投資家等特例業務届出者 58 人日、金融商品仲介業者 15 人日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち最少検査投入人員は 32 人日、最多検査投入人員は 415 人日となっている。

第 5 検査結果の概要

1 第一種金融商品取引業者等に対する検査

平成 26 年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び登録金融機関をいう。）は計 87 業者であり、このうち 36 業者において問題点が認められた。これら 36 業者の問題点は、不公正取引に関するものが 7 業者、投資者保護に関するものが 16 業者、財産・経理等に関するものが 5 業者、その他業務運営に関するものが 18 業者となっている。このうち 3 業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

平成 26 年度においては、市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢を適切に整備せず、相場操縦行為を看過していた問題や、利益の相反するファンド間で価格が下落した私募債を簿価で取引し、顧客に損失を生じさせていた問題が認められた。

また、日経平均株価等の銘柄入替え日の前日などには引値保証取引などのために市場の公正な価格形成を歪める取引が行われる可能性があるにもかかわらず、特定日の取引などに着目した売買審査を行っていないなど、売買審査態勢に不備がある事例が認められた。

このほか、顧客からの苦情が増加しているにもかかわらず、発生原因を分析し、顧客対応の改善や再発防止策の策定に活用するなどの対応を行っていない等の事例が認められた。

2 第二種金融商品取引業者に対する検査

平成 26 年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計 94 業者であり、このうち 28 業者（第二種金融商品取引業以外の業務を主に行う業者において、第二種金融商品取引業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 28 業者の問題点は、投資者保護に関するものが 23 業者、財産・経理等に関するものが 8 業者、その他業務運営に関するものが 17 業者となっている。このうち 5 業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

○ MR I 事案を踏まえた検証

第二種金融商品取引業者が取り扱うファンドのうち、いわゆる「事業型ファンド」については、株式のように公衆縦覧型の開示書類を提出するなどの開示規制の対象となっていないことから、業者の顧客に対する相対の説明が極めて重要である。

こうした中、平成 25 年 4 月に行政処分勧告を行った MR I INTERNATIONAL, INC.（第二種金融商品取引業者）は、一般の個人投資家に対し虚偽の説明・告知を行って多額の出資金を集め、その出資金を本来の事業に投資することなく、他の顧客に対する配当金・償還金の支払いに流用していたという極めて重大な問題が認められた。

このような状況を踏まえ、平成 25 年度以降、第二種金融商品取引業者の顧客に対する説明の適切性、業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令等遵守状況について重点的に検証を行ってきた。

その結果、顧客に対する虚偽の説明・告知（合理的根拠のない配当利回り等）、誤解させる

ような表示、分別管理が確保されていない状況や出資金の管理・運用が不適切な状況（流用、使途不明等）での勧誘行為、無登録業者に対する名義貸しなどの問題が認められた。

3 投資助言・代理業者に対する検査

平成 26 年度に検査が終了した投資助言・代理業者は計 38 業者であり、このうち 15 業者（投資助言・代理業以外の業務を主に行う業者において、投資助言・代理業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 15 業者の問題点は、投資者保護に関するものが 11 業者、その他業務運営に関するものが 9 業者となっている。このうち 6 業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

平成 26 年度においては、無登録で店頭デリバティブ取引の媒介及び外国株式等の募集又は私募の取扱いを行う問題が認められた。

4 投資運用業者等に対する検査

平成 26 年度に検査が終了した投資運用業者等（投資運用業者及び投資法人をいう。）は計 15 業者であり、このうち 5 業者において問題点が認められた。これら 5 業者の問題点は、投資者保護に関するものが 1 業者、その他業務運営に関するものが 5 業者となっている。このうち 1 業者について内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

平成 26 年度においては、年金基金との間で投資一任契約を締結しながら、ファンドに不利な取引に何ら対応せず年金基金に損失を与えたという忠実義務違反等の問題が認められた。

○ 投資一任業者に対する集中的な検査

投資一任業者については、A I J 事案を受けて、特に年金基金を顧客とする業務運営の実態把握や法令等遵守状況の検証を優先して行う必要性が認められた。このため、証券監視委及び財務局等は、監督部局による投資一任業者に対する一斉調査の内容等を踏まえ、平成 24 年度から投資一任業者に対する集中検査を実施しており、平成 24 年度から同 26 年度にかけて 47 件の投資一任業者に対する検査を実施した。

集中的な検査においては、A I J 事案を踏まえ、

- ・ 投資一任契約締結に至るまでの過程で、顧客に対する働きかけ、勧誘及び説明は、適切に行われているか。
- ・ 投資一任契約に基づく運用の開始に当たり、運用資産の十分な調査（デュー・ディリジェンス）に基づき、適切に投資判断及び投資指図を行っているか。
- ・ 投資一任契約に基づく運用資産の状況について、適切にモニタリングを行い、顧客に適切に報告しているか。

等について、幅広い検証を行った。

その結果、6 業者について法令違反行為が認められたことから、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

具体的には、

- ・ 投資一任契約の運用指図を行う際、価格の十分な調査等を行っていない状況（善管注意義務違反）
- ・ 投資一任契約の顧客勧誘資料に、他の商品の運用実績を表示する行為等（虚偽・誤解表示）
- ・ 単一の投資信託のみを投資対象とする投資一任契約を勧誘又は締結する際に、当該投資信託と最終投資対象が同一である他の投資信託について解約制限や償還延長が生じているという事実を説明していない状況（誤解表示）
- ・ みなし公務員に対し、投資一任契約を受託することを目的として、頻繁に接待を行う行為（特別の利益の提供）

- ・ 受託した投資一任契約に関し、過大に報酬を受領し、必要な調査等を行わずに投資判断を行い、また、適正な時価評価をせずに純資産価額を報告する行為（忠実義務違反）
 - ・ 投資一任契約の運用につき、価値の下落を認識していた有価証券について、価値の下落を反映させない価格で取得する運用指図をする行為（忠実義務違反）
- の法令違反行為が認められた。

このほか、運用資産に海外を含む外部のファンドを組み入れている状況で、適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングを行っていない事例等、20 業者において問題点が認められた。

5 金融商品仲介業者に対する検査

平成 26 年度に検査が終了した金融商品仲介業者は計 16 業者であり、このうち 3 業者において問題点が認められた。これら 3 業者の問題点は、投資者保護に関するものが 2 業者、その他業務運営に関するものが 2 業者となっている。このうち 1 業者について内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

平成 26 年度においては、外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為等の問題が認められた。

6 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査

平成 26 年度に検査が終了した適格機関投資家等特例業務届出者は 24 業者であり、このうち 22 業者において問題点が認められた。なお、適格機関投資家等特例業務届出者については、行政処分を行うことができないことを踏まえ、平成 24 年度からは、証券検査の結果、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、検査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うこととしており、16 業者について検査結果の公表を行った。

（このほか、金商法第 187 条に基づく調査結果の公表を 1 件行った。）

具体的には、適格機関投資家からの出資を受けずに適格機関投資家等特例業務の要件を満たさないまま勧誘又は運用する行為、運用方法や運用実績などについて実際の取扱いとは異なる事実が記載された勧誘資料等を用いて虚偽の告知を行いファンドを勧誘する行為等の金商法違反行為や、出資・運用の杜撰な管理、金融商品取引業者の合意の下、当該業者の名義を用いてファンドを勧誘する行為、ファンド出資金の会社経費や配当・償還金への流用等の投資者保護上問題のある行為が認められた。

第 6 証券検査の結果に基づく勧告等

平成 26 年度において、証券検査の結果に基づき行政処分勧告等を行った事案は以下のとおりである。

1 第一種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

(1) むさし証券株式会社

（勧告日：平成 26 年 6 月 13 日）【附属資料 3-4-3 (1)②（番号 1）参照】

- 株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況

〔金商法第 51 条〕

当社は、市場デリバティブ取引の自己売買による相場操縦行為を看過し、取引所から当該自己売買につき 2 度の注意を受けていたにもかかわらず、売買審査態勢を適切に整備していなかった。

※ 当社については、上記の証券検査の結果及び国際取引等調査の結果（第5章第2-2(1)参照）に基づく行政処分等を求める勧告を行った。

(2) ばんせい証券株式会社

（勧告日：平成26年6月13日）【附属資料3-4-3(1)①（番号5）参照】

- 船舶関連私募債の売買に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況〔金商法第51条〕

当社は、自らが実質的に運営する商品ファンドについて、自らが投資する商品ファンドと当社の顧客及びばんせい投信投資顧問株式会社の顧客（甲年金基金）が投資する商品ファンドとの間で、利益相反の関係があるにもかかわらず、価格が下落していた船舶関連私募債を簿価で売買し、経営陣も当該売買を看過しており、利益相反管理態勢の不備という公益又は投資者保護上の重大な問題が認められた（参考：本章第6-4）。

(3) FXコーポレーション株式会社

（勧告日：平成26年8月29日）【附属資料3-4-3(1)①（番号11）参照】

- 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等〔金商法第46条の6第1項及び第2項、第50条第1項並びに第52条第1項第3号（同法第29条の4第1項第5号ロに該当することとなったとき）〕

当社は、純財産額及び自己資本規制比率が法令で定める基準を下回る状況にあるにもかかわらず、法令で必要とされる届出を行わず、その事実を隠蔽するために虚偽の純財産額等をもとに自己資本規制比率を算出し、当局に届けていた。

2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

(1) 株式会社インテレス・キャピタル・マネージメント

（勧告日：平成26年4月15日）【附属資料3-4-3(1)①（番号1）参照】

- ① ファンドの私募の取扱いに関して、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況〔金商法第52条第1項第9号〕

当社は、私募の取扱いを行うファンド（アルファ・メディア株式会社、株式会社インテレスCX及び株式会社ジー・クエストをそれぞれ営業者とするファンド）において、顧客の出資金の一部流用や虚偽の運用報告書の提出、運用利益の分配基準未達での配当といった投資者保護上の重大な問題のある行為が行われている状況を認識しながら、当該ファンドの私募の取扱いを継続していた（参考：本章第6-6-(3)）。

- ② 無登録で社債の私募の取扱いを行っている状況〔金商法第29条〕

当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、アルファ・メディア株式会社及び株式会社インテレスCXが新たに発行する社債の私募の取扱いを行っていた。

(2) おひさまエネルギーファンド株式会社

（勧告日：平成26年5月16日）【附属資料3-4-3(1)①（番号2）参照】

- ① 分別管理が確保されていないにもかかわらずファンドの取得勧誘を行っている状況〔金商法第40条の3〕

当社は、取得勧誘を行ったファンドの資金の分別管理が確保されていない状況にあり、また、当該状況を当然に知り得る立場にあったにもかかわらず、ファンド資金に係る管理

態勢を見直すことなく、新たなファンドの取得勧誘を継続していた。

② 当局への虚偽報告

〔金商法第 52 条第 1 項第 6 号〕

当社は、関東財務局長からの報告徴取命令に対し、ファンドの分別管理に係る事項について、虚偽の報告を行っていた。

(3) ジースリー株式会社

(勧告日：平成 26 年 7 月 3 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 9) 参照】

① 業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等

〔金商法第 38 条第 1 号及び第 52 条第 1 項第 9 号〕

当社には、ア. 株式会社 Grant による同社自ら又は多数の金融商品取引業の登録のない代理店（以下「無登録代理店」という。）を利用した海外ファンド等の取得勧誘行為に加担している状況、イ. 出資金の投資目的以外の用途への使用を認識しながら無登録代理店を利用するなどしてファンドの取得勧誘を継続している状況、ウ. 合理的な根拠のない配当利回り等を記載した勧誘パンフレットを利用したファンドの取得勧誘を行っている状況が認められた（参考：本章第 8-(1)②）。

② 無登録業者に名義貸しを行っている状況

〔金商法第 36 条の 3〕

当社は、無登録業者の社員及びその傘下の無登録代理店に対し、当社の商号等が記載された名刺を使用させるなど、当社の名義において海外ファンド等の取得勧誘を行わせていた。

③ 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況

〔金商法第 52 条第 1 項第 1 号（同法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ニに該当することとなったとき）〕

当社の代表取締役は、株式会社 Grant や無登録代理店による海外ファンドの取得勧誘が違法であることを認識しながら、その違法行為に加担し、また、自らも違法行為（無登録での社債等の取得勧誘）を行うなどしており、当社には当該代表取締役以外に実質的に役職員がいないことから、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。

(4) 株式会社リアルキャピタルマネジメント

(勧告日：平成 26 年 10 月 17 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 13) 参照】

① 適格機関投資家からの出資が行われたように装う行為

〔金商法第 52 条第 1 項第 9 号〕

当社は、適格機関投資家等特例業務を行おうとする者（特例業務届出希望者）から、その組成するファンドに出資を行う適格機関投資家を紹介して欲しいとの依頼を受け、適格機関投資家である A 証券会社の代理人と称する B 社に当該ファンドへの出資を依頼することにより、A 証券会社から当該ファンドに出資を行わせる旨を約す行為を行っていた。しかしながら、実際には、当社及び B 社は、当該特例業務届出希望者から受け取った資金の一部を、B 社を通じて、当該特例業務届出希望者が組成したファンドへの出資に充てており、A 証券会社からの出資は行われていなかった（参考：本章第 6-6-(5)①）。

② 自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況

〔金商法第 36 条の 3〕

当社は、クリーンコントロールベトナム合同会社に対し、当社の名義を用いて、同社が組成・運用するファンドの取得勧誘を行わせていた（参考：本章第 6-6-(5)②）。

③ 法定書面の未交付等

[金商法第31条第1項、第37条の3第1項、第37条の4第1項、第47条及び第47条の2]

当社は、契約締結前交付書面の未交付等の法令違反行為を行っていた。

④ 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等

[金商法第52条第1項第1号(同法第29条の4第1項第1号ニに該当することとなったとき)]

当社は、その業務の多くが代表取締役一人により主体的に処理されているところ、当該代表取締役は、法令等遵守意識が著しく欠如し、その法令違反行為等が認められる業務によって当社の営業収益のほとんどを上げている。このため、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。

(5) 日本産業復興基金株式会社

(勧告日：平成27年3月6日)【附属資料3-4-3(1)①(番号15)参照】

① 不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた状況

[金商法第29条の4第1項柱書き及び第52条第1項第5号]

当社は、第二種金融商品取引業の登録申請書に添付する貸借対照表において、架空の現金の計上により「現金及び預金」の額が実際より過大な虚偽の金額であることを認識しながら、当該登録申請書を関東財務局長宛てに提出することによって、第二種金融商品取引業の登録を受けていた。

② 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況

[金商法第47条の2及び第52条第1項第1号(同法第29条の4第1項第1号ニに該当することとなったとき)]

当社において、実質的に一人で業務を行っている役員は、法令等遵守意識が欠如しており、法令等を熟知した役員又は使用人の配置などの必要な整備を怠った結果、不正の手段により第二種金融商品取引業の登録を受けたほか、虚偽の金額を記載した事業報告書を関東財務局長宛てに提出しているなど、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。

3 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告

(1) ヴィエナキャピタル・ジャパン株式会社

(勧告日：平成26年5月20日)【附属資料3-4-3(1)①(番号3)参照】

① 無登録で海外ファンドの私募の取扱いを行っている状況

[金商法第29条]

当社は、第二種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、外国で発行された集団投資スキーム持分(以下「海外ファンド」という。)の私募の取扱いを行っていた。

② 報告徴取命令で提出を求められた資料の不提出

[金商法第52条第1項第6号]

当社は、2度にわたる報告徴取命令により資料の提出を求められたが、正当な理由がないにもかかわらず、これを提出していなかった。

③ 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等

[金商法第52条第1項第1号(同法第29条の4第1項第1号ニに該当することとなったとき)]

当社は、投資助言・代理業務に十分な知識・経験を有する役職員を配置していないなど必要な法令等遵守態勢の整備を怠った結果、無登録での海外ファンドの私募の取扱いや、契約締結前交付書面などの記載不備など、多くの法令違反が認められる状況となっており、

唯一の常勤役職員である代表取締役の法令等遵守意識も著しく欠如していることから、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。

(2) 株式会社チャートマスター

(勧告日：平成 26 年 5 月 30 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 4) 参照】

- ① 無登録で店頭デリバティブ取引の媒介を行っている状況

[金商法第 29 条]

当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客に外国為替証拠金取引を行うための自動売買ソフトを販売し、外国証券業者と国内顧客間における外国為替証拠金取引（店頭デリバティブ取引）の媒介を行っていた。

- ② 無登録業者に名義貸しを行っている状況

[金商法第 36 条の 3]

当社は、無登録業者に当社の名義を使用させて、顧客との投資顧問契約を締結させ、投資助言行為を行わせていた。

(3) 株式会社トラフィック

(勧告日：平成 26 年 6 月 17 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 7) 参照】

- ① ファンドの運用において、投資者保護上重大な問題が認められる状況

[金商法第 51 条]

当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）について、その運用するファンドの出資金の一部を投資対象事業以外の用途に充当していた。

- ② 無登録でファンドの私募を行っている状況

[金商法第 29 条]

当社は、特例業務について、甲投資事業有限責任組合をファンドに出資する唯一の適格機関投資家としているが、当社は、当該ファンドの営業者であるとともに、同組合の業務執行者でもあることから、同組合からのファンド出資は、適格機関投資家を相手方とする取得勧誘とは認められず、当社が行った当該ファンドの出資持分の私募は特例業務の要件を満たしているとは認められなかった。

(4) 株式会社ライフスタイルインベストメント

(勧告日：平成 26 年 6 月 17 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 8) 参照】

- 無登録で外国株式の募集の取扱いを行い、金銭の預託を受ける行為

[金商法第 29 条]

当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、外国法人が発行する株式の募集の取扱いを行い、また、当該株式の取得資金の預託を受けていた。

(5) 株式会社コンサルティング・アルファ

(勧告日：平成 26 年 8 月 1 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 10) 参照】

- 無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況

[金商法第 29 条]

投資助言・代理業の登録を受けている当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、投資助言の範囲にとどまらず、有価証券（外国の者の発行する証券又は証書で株券又は社債券の性質を有するものに表示されるべき権利）の募集又は私募の取扱いを行っていた。

(6) 株式会社NEXT TRUST

(報告日：平成 26 年 12 月 9 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 14) 参照】

○ 名義貸し

[金商法第 36 条の 3]

当社は、株式会社グランターが、その関連会社と顧客との間の投資一任契約の締結を媒介するに際し、当社の名義を使用することを許諾し、株式会社グランターは、当社名義で投資助言・代理業を行っていた。(参考：本章第 8-(1)③)

4 投資運用業者に対する検査結果に基づく勧告

○ ばんせい投信投資顧問株式会社

(報告日：平成 26 年 6 月 13 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 6) 参照】

○ 年金基金との投資一任契約における忠実義務違反について

[金商法第 42 条第 1 項]

当社は、甲年金基金との間の投資一任契約に基づき、同年金基金の運用資金を商品ファンドへ投資していたところ、商品ファンドを実質的に運営するばんせい証券株式会社が、価格の下落した船舶関連私募債を簿価でファンドに組み入れる取引を行っていることを知りながら、投資運用業者として何ら対応を行わず、その結果、同年金基金に損失を与えた(参考：本章第 6-1-(2))。

5 金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告

○ 株式会社財コンサルティング

(報告日：平成 26 年 9 月 26 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 12) 参照】

○ 外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為

[金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条第 2 項]

当社は、外務員の登録を受けた者でなければ投資信託の取得勧誘等を行うことができないという認識があったにもかかわらず、外務員の登録を受けていない当社使用人に、当該取得勧誘等の外務員の職務を行わせていた。

6 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果の公表

(1) 株式会社アール・オー・イー

(公表日：平成 26 年 4 月 11 日)【附属資料 3-4-3 (1)③ (番号 1) 参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

[金商法第 63 条第 4 項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第 1 号]

当社は、当社が取得勧誘及び運用を行うファンドに係る説明として、勧誘資料において、外国為替証拠金取引等に係る売買システムが 24 時間完全自動運転する旨を記載しているが、実際には、当社に当該売買システムなるものは存在せず、一部期間を除き、外国為替証拠金取引等による運用を行っていないなど、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行っていた。

② 投資者保護上問題が認められる状況

当社は、ファンドに係る出資金を当社の経費として流用していた。

(2) アジア投資株式会社

(公表日：平成 26 年 4 月 11 日)【附属資料 3-4-3 (1)③ (番号 2) 参照】

① 運用実態の把握が極めて杜撰な状況

当社は、自らを営業者とする 4 つの匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の勧誘資料に複数の運用委託先を記載している。当社は、そのうちの外国法人 1 社が破綻したことを理由に解散し、清算手続に入ったとしているが、運用委託先における資金運用状況について一切把握していなかった。

また、当社は、出資金の運用委託先への受渡しの実態が一切不明となっているほか、清算業務を行うに当たって確認すべき本件ファンドの運用の状況も把握していなかった。

② 出資者の出資状況の把握が極めて杜撰な状況

当社は、本件ファンドに対する出資者の一部しか匿名組合契約書等を保管していないなど、出資者の出資状況を把握できる客観的資料を欠いている状況にあった。

③ 不適切な勧誘行為

当社は、本件ファンドのうちの 2 つのファンドの契約締結前交付書面において、各出資者からの出資金の振込先として記載している個人名義の預金口座が実際には銀行により強制解約されていたにもかかわらず、強制解約以降も一定期間、出資金の振込先と記載したまま取得勧誘を行い、匿名組合契約を締結していた。

(3) アルファ・メディア株式会社、株式会社インテレス C X 及び株式会社ジー・クエスト

(公表日：平成 26 年 4 月 15 日)【附属資料 3-4-3 (1)③ (番号 3) 参照】

① 投資者保護上問題が認められる状況

アルファ・メディア株式会社、株式会社インテレス C X 及び株式会社ジー・クエストは、それぞれが自身を営業者とするファンドの出資金を流用していたほか、顧客に対し、虚偽の運用報告書を交付していた。また、アルファ・メディア株式会社及び株式会社インテレス C X は、運用利益を分配することができる基準に達していないにもかかわらず、顧客に対して配当を実施していた（参考：本章第 6-2-(1)①）。

② 報告徴取命令に対する虚偽報告

〔金商法第 63 条第 7 項〕

株式会社ジー・クエストは、関東財務局長からの報告徴取命令に対し、ファンドの出資対象及び出資先の状況等について、虚偽の報告を行っていた。

(4) 渡邊 和彦

(公表日：平成 26 年 9 月 26 日)【附属資料 3-4-3 (1)③ (番号 4) 参照】

① 無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行う行為

〔金商法第 29 条〕

当該者は、第二種金融商品取引業の登録を受けることなく出資持分の取得勧誘を行い、また、投資運用業の登録を受けることなく出資金を運用していた。さらに、当該者は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出を行い、特例業務において、自らを営業者として 2 つの匿名組合（以下「本件ファンド」という。）を組成・運用していたところ、その後適格機関投資家との間の本件ファンドに係る契約をそれぞれ解消したにもかかわらず、同契約を解消した日の翌日以降、適格機関投資家からの出資を受けることなく、また、投資運用業の登録を受けることなく運用を継続していた。

② 虚偽の変更届出書の提出

〔金商法第 63 条第 3 項〕

当該者は、本件ファンドについて、適格機関投資家からの出資がなく特例業務の要件を

満たさなくなった事態の発覚を避けるため、本件ファンドを解散したとする虚偽の内容の特例業務に係る届出事項の変更届出書を近畿財務局長宛てに提出していた。

(5) クリーンコントロールベトナム合同会社

(公表日：平成 26 年 10 月 17 日)【附属資料 3-4-3 (1)③ (番号 5) 参照】

① 第二種金融商品取引業に係る無登録営業

[金商法第 29 条]

当社は、ファンドに適格機関投資家として出資しているのは海外の A 証券会社としていたが、実際には A 証券会社を含むいずれの適格機関投資家からの出資を受け入れないまま、ファンドの出資持分の取得勧誘を行っており、適格機関投資家等特例業務の要件を充足していなかった（参考：本章第 6-2-(4)①）。

② 金融商品取引業者の名義を用いた取得勧誘

当社は、株式会社リアルキャピタルマネジメント（第二種金融商品取引業者）との合意の下、同社の名義を用いて、ファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた（参考：本章第 6-2-(4)②）。

③ 出資金の流用

当社は、出資金を本件ファンドの契約で定められた事業のために運用することなく、当社社員及び関連会社の経費等に流用していた。

(6) 株式会社ウィンヴォール外 3 社

(公表日：平成 26 年 12 月 17 日)【附属資料 3-4-3 (1)③ (番号 6) 参照】

① 出資金の流用等

当社外 3 社は、それぞれが自身を営業者とする匿名組合型ファンド（以下単に「ファンド」という。）において、出資金の元本を取り崩して分配金の支払いを行い、満期を迎えたファンドに係る出資金全額を、元本を取り崩して支払った分配金相当額を控除することなく償還しており、当社に集約された未償還ファンドの出資金を他のファンドの償還金の一部に流用していたほか、出資金を当社の経費等に流用していた。

② 不適切な勧誘行為

当社外 3 社は、上記①の状況下でありながらも、ファンドの出資持分の取得勧誘を継続し、出資金を新たに集めていた。

(7) KSG RESOURCE 株式会社

(公表日：平成 27 年 1 月 16 日)【附属資料 3-4-3 (1)③ (番号 7) 参照】

① 第二種金融商品取引業に係る無登録営業

[金商法第 29 条]

当社は、適格機関投資家からの出資の受入れが適格機関投資家等特例業務の要件であるにもかかわらず、同出資を受け入れないまま、ファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた。

② 投資者保護上問題が認められる状況

当社は、顧客に対して契約前に交付した書面において、ファンド資金を当社の固有の財産と分別して管理するとしているが、実際には、ファンド資金の管理口座は、当社グループ会社が借り入れた金銭等が混在し、ファンド資金を判別できない状態となっていた。また、当社はファンド資金の運用状況を把握していなかった。

(8) 株式会社エークシト

(公表日：平成 27 年 1 月 23 日)【附属資料 3-4-3 (1)③ (番号 8) 参照】

① 第二種金融商品取引業及び投資運用業に係る無登録営業

[金商法第 29 条]

当社は、適格機関投資家からの出資の受入れが適格機関投資家等特例業務の要件であるにもかかわらず、同出資を受け入れないまま、ファンドの出資持分の取得勧誘及び出資金の運用を行っていた。

② 投資者保護上問題が認められる状況

当社は、出資金の一部を、匿名組合契約で定められた投資等の用途に充てることなく、当社の経費等に流用していた。

(9) 株式会社ドアウェイブ

(公表日：平成 27 年 2 月 24 日)【附属資料 3-4-3 (1)③ (番号 10) 参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

[金商法第 63 条第 4 項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第 1 号]

当社は、Aファンドの出資金を運用していないか、又は運用しても継続的に運用利益を計上できていないにもかかわらず、Aファンドの出資持分の取得勧誘に当たり、顧客に対し、Aファンドの運用実績や運用方法について実態と異なる説明を行っていた。

② 第二種金融商品取引業に係る無登録営業等

[金商法第 29 条]

当社は、適格機関投資家からの出資の受入れが適格機関投資家等特例業務の要件であるにもかかわらず、同出資を受け入れないまま、Bファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた。また、Bファンド出資持分の取得勧誘に当たり、運用利益の分配率や出資金の償還等に関し、実態と異なる説明を行っていた。

③ 運用資産の杜撰な管理等

当社は、顧客との間で、運用利益が生じない限り配当金の分配は行わない旨を合意しているにもかかわらず、A・B両ファンドの運用を行っていない時期において、両ファンドの出資金を原資として顧客に対し配当金の分配を実施していたほか、Bファンドの出資金を目的外に使用していた。

(10) クエストキャピタルマネジメント株式会社

(公表日：平成 27 年 3 月 3 日)【附属資料 3-4-3-(1)③ (番号 11) 参照】

① 第二種金融商品取引業に係る無登録営業

[金商法第 29 条]

当社は、適格機関投資家からの出資の受入れが適格機関投資家等特例業務の要件であるにもかかわらず、同出資を受け入れないまま、自らを営業者とするファンドの取得勧誘を行っていた。

② 投資者保護上問題が認められる状況

当社は、金融商品取引業の登録を受けていない有限責任事業組合の一部の組合員等に当該組合の出資持分の取得勧誘を行わせ、金銭を支払っていた。

また、当該組合の出資金の運用において収益が発生しておらず、契約上は分配を行わないものとされているにもかかわらず、出資金を原資として組合員に対して定期的に配当金を支払うなどの流用を行っていた。

さらに、当社は、当該組合の一部の組合員に対し、虚偽の運用報告書を交付するなどしていた。

(1) 株式会社日本ヴェリタス

(公表日：平成27年3月20日)【附属資料3-4-3(1)③(番号12)参照】

○ 出資金の杜撰な管理等

当社及び当社の業務の実質的管理者であるA(以下「A社長」という。)は、当社自らを営業者とする3つのファンドの出資持分の取得勧誘を行っているが、A社長は、当社で一般投資家から集めた出資金を、A社長が代表取締役を務める別会社に集約した上で、各ファンドでは顧客の配当を賄えるだけの運用益が出ていないにもかかわらず、出資金を原資として、分配上限額相当額を長期間顧客に支払い、また、残りの大部分を当社の役職員の給与等の経費の支払い等に充てるなど、出資金を極めて杜撰に管理していた。また、当社は、顧客に対し、実際の運用率を上回る虚偽の運用率を記載した分配金支払通知書を交付していた。

第7 証券検査の結果認められたその他の主な問題点

行政処分勧告を行った事案のほかに、平成26年度に検査が終了した金融商品取引業者等に対する検査において認められた主な問題点は、以下のとおりである。

1 第一種金融商品取引業者における問題点

(1) 不公正取引に関するもの

① 法人関係情報の管理態勢に係る不備

当社においては、法人関係情報の該当性について、重要性に応じて課長等の判断を仰ぐ旨の手続きとされていたにもかかわらず、実際は、大部分が担当者の判断のみで処理されていたことなどから、深度ある確認が行われておらず、登録遅延等の不適切な処理が認められた。

また、当社は、追加の法人関係情報の取扱いについて、新たな法人関係情報として登録するのではなく、既に登録済みの法人関係情報の備考欄に追記することとしていたため、追加情報に係る関与者を正確に管理できていなかった。

② 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況の不備

当社は、日経平均株価等の銘柄入替え日の前日などには引値保証取引などのために市場の公正な価格形成を歪める取引が行われる可能性があるにもかかわらず、特定日の取引に着目した売買審査や大引け間際の発注手法や特定時間帯の関与率に着目した売買審査を行っていないなど、売買審査態勢に不備が認められた。

(2) 投資者保護に関するもの

① 社債販売態勢が不十分な状況

当社は、社債の販売勧誘に当たり、営業員に対して、当該社債の直近のリスクレベルを具体的に認識し得る情報(償還リスクの発生、CDSスプレッドの急拡大、流動性の低下など)や、勧誘の適正性を確保するための留意事項等を十分に伝達していなかったことから、営業員は当該社債のリスク等を十分に認識しないまま販売勧誘を行っていた。

② スリッページの取扱いについて投資者保護上問題が認められる状況

当社は、証券CFD取引(店頭有価証券関連デリバティブ取引)について、顧客にとって不利なスリッページが発生した場合(顧客の注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合(当社にとって有利な場合))にはスリッページが発生したとして約定価

格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生した場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合（当社にとって不利な場合））には、スリッページを発生させずに注文時の価格で取引を成立させるという非対称な取扱いを行っていた。

(3) 財産・経理等に関するもの

○ 自己資本規制比率算出に係る内部管理態勢の不備

当社は、自己資本規制比率の算出について、自主規制機関等の外部機関による監査で算出誤りの指摘を受けていたにもかかわらず、原因究明や検証態勢の見直しなど再発防止策を講じておらず、自己資本規制比率の算出誤りを繰り返し発生させており、当社の自己資本規制比率に係る算出態勢には不備があるものと認められた。

(4) その他業務運営に関するもの

① 投資信託等の解約意向に係る苦情管理態勢が不十分な状況

当社のコンプライアンス部門は、「営業部店が投資信託等の解約を受け付けない」との顧客の苦情が増加していることを認識していたにもかかわらず、その発生原因を分析し、その分析結果を経営陣に報告し、顧客対応の改善や再発防止策の策定に活用するなどの対応を行っていない状況が認められた。

② 金融商品仲介業務における仕組債の販売勧誘管理に係る不適切な状況

当社は、X銀行と金融商品仲介契約を締結し、社内規程において、X銀行が勧誘する金融商品は当社が個別に委託したものに限定していたにもかかわらず、金融商品仲介業務に係るモニタリングや内部監査を実施していないなど内部管理態勢が不十分であったことから、当社営業員等が、X銀行に仲介を委託していない仕組債について、その組成条件等をX銀行に伝達し、X銀行が当該仕組債を顧客に説明・勧誘していた。

③ 金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない認められる状況

〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第14号〕

当社は、システム開発プロセスにおいて、ア.要件定義を追加するときのテストケースの洗出しに漏れがあること、イ.一部の業務フローでユーザー受入テストが未実施であること、ウ.システムリスクの自己評価が形式的に（担当者のテストへの出席などで）判断されていることが認められた。

また、システム障害が発生したとき、その発生原因を分析し、再発防止策等を策定しているものの、当該再発防止策等を適切に実施していないため、重ねてシステム障害が発生していた。

さらに、顧客の利用等に影響が生じ又は生じるおそれがあるシステム障害が発生しているにもかかわらず、当局に報告されていないシステム障害が認められた。

④ 既存顧客に係る反社会的勢力との関係遮断のための態勢が不十分な状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する規則を定め、1年ごとに既存顧客が反社会的勢力に該当していないか審査することとしていたにもかかわらず、当該規則の制定以降、当該審査を行っておらず、当社の反社会的勢力との関係遮断のための態勢に不備が認められた。

⑤ 疑わしい取引の届出が行われていない状況

〔犯収法第8条第1項〕

当社は、疑わしい取引の届出にかかる社内の研修・周知等を約2年間にわたり行っておらず、また、担当部署は把握した疑わしい取引の届出を行っておらず、当社の疑わしい取引の届出に係る内部管理態勢に不備が認められた。

2 第二種金融商品取引業者における問題点

(1) 投資者保護に関するもの

① 誤解を生ぜしめるべき表示

〔金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号〕

当社は、Aファンドへの出資者が負担する申込手数料について、実質的に手数料に相当する金銭を出資者から受領しているにもかかわらず、契約締結前交付書面では不要と記載しており、手数料という重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

また、Bファンドでは、事業者が事業を行うための権利等を営業者の立替払いにより既に取得しており、私募の取扱いによる出資金は営業者の立替金の返済に充当されることとなっていたにもかかわらず、当社は、契約締結前交付書面において、出資金により当該権利等を取得するかのような記載をしており、出資金の使途という重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

② 虚偽表示

〔金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号〕

当社は、ファンドの追加募集に当たり、当初募集にはない新たな出資対象事業を追加したにもかかわらず、当該追加事業の実態を十分に検討することなく、当初の出資対象事業の付随業務に該当するとして、当該追加事業が記載されていない当初の勧誘資料を用いて顧客に対し説明を行っていた。

(2) 財産・経理等に関するもの

○ ファンド財産の不十分な確認等

当社は、社内規程において、私募の取扱いを行うファンドについては、分別管理などの運用状況を厳しく確認することとしているが、A社が運用するファンドについては、入出金が行われる2口座のうちファンド専用口座のみを確認し、A社銀行口座の入出金状況を確認していなかったことから、ファンドの入出金の実態と相違していることを把握できなかった。

また、当社は、ファンド営業者への営業者報酬の前払いについて、ファンドの匿名組合契約に反するにもかかわらず、十分に検討しないまま、これを容認していた。

3 投資助言・代理業者における問題点

○ その他業務運営に関するもの

○ 投資助言業を適正に遂行することができない状況

当社代表取締役社長は、当社の業務実態が登録申請時の当局への説明内容等と大きく乖離していることを認識していたにもかかわらず、適切な措置を講じることなくそのまま放置しており、当社の業務執行態勢が十分に整備されていない状況にあると認められた。この結果、当社において、法定書面の記載不備等の法令違反行為等が発生するなど、業務運営に問題が生じていた。

4 投資運用業者における問題点

○ その他業務運営に関するもの

① 投資信託の販売会社が顧客の勧誘に使用するための販売用資料に関する審査態勢の不備

当社は、当社で設定・運用する投資信託の販売用資料（販売会社が顧客の勧誘に使用するための資料）の作成・審査に当たり、投資信託の商品性・運用手法等に関して専門的な知識等を有している運用担当者等が組織的に関与して記載内容の正確性・適切性を検証するようにしておらず、販売用資料の審査態勢に不備が認められた。このため、当社は、一部の販売用資料において、投資信託の信用リスクについて投資者のリスク認識・投資判断を誤らせかねない表示をしていた。

② 商品開発態勢に係る不備

当社は、ファンドオブファンズ形式の投資信託の商品開発・設定に当たり、一部の投資対象ファンドについて運用内容を大枠で確認するだけで、運用方針を目論見書等で確認しないまま商品内容を最終決定しており、商品開発態勢に不備が認められた。このため、商品内容の最終決定後に投資対象ファンドの運用方針が変更となり、当該投資信託の商品性に影響を及ぼしかねない状況が生じた。

第8 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

従来、登録を受けずに詐欺的な営業を行う無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者（以下「無登録業者等」という。）については、金商法上の登録を受けた業者と異なり、監督・検査という通常の行政対応が困難であることから、金融庁・証券監視委としては、警察等捜査当局への情報提供や無登録業者等に対する警告書の発出及び業者名の公表等を行うこととし、その後は捜査当局により対応がなされてきた。

しかしながら、近年、無登録業者等による未公開株やファンドの販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、これら無登録業者等に対する金商法第 192 条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て（以下「192 条申立て」という。）及びそのための同法第 187 条に基づく調査（以下「187 条調査」という。）の活用が課題となってきた。

この制度は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである（附属資料 3-5-3 参照）。

金商法第 192 条及び第 187 条については、米国の法制を参考にして昭和 23 年に制定された証取法の時代から同旨の条文が存在していたが、長い間活用されていなかった。しかし、平成 20 年の金商法改正によって、調査、検査等を通じ、日常的に金商法違反行為の監視を行っている証券監視委にも 192 条申立て及び 187 条調査の権限が委任された。さらに、平成 22 年の金商法改正によって、裁判所の命令の実効性を担保するため、命令に違反した法人に対し 3 億円以下の罰金という重い罰則が導入されたほか、迅速・柔軟な対応の観点から、証券監視委が 192 条申立て及び 187 条調査の権限を財務局長等に委任することも可能となった。

また、平成 23 年の金商法改正により、以下のとおり無登録業者に関する規制等が整備された。

- ・無登録業者が未公開有価証券の売付け等を行った場合における、その売買契約等の原則無効化
- ・無登録業者による広告・勧誘行為の禁止（1 年以下の懲役、100 万円以下の罰金）
- ・無登録業者に対する罰則の引上げ
3 年以下の懲役、300 万円以下の罰金 ⇒ 5 年以下の懲役、500 万円以下の罰金に改正

- ・無登録で業務を行う法人に対する罰則を行為者よりも重課（法人重課）
⇒ 無登録で金融商品取引業を行う法人については、5億円以下の罰金
- ・従前、被申立人の住所地の地方裁判所に限り、192条申立てが可能であったが、違反行為が行われる地の地方裁判所でも申立てが可能に（192条申立ての裁判管轄の拡大）

こうした制度整備を受け、証券監視委は、金融庁・財務局の監督部局や捜査当局等と連携し、無登録業者等に関する情報収集・分析を精力的に進め、平成22年度に、制度導入以来初めて、無登録で未公開株等の勧誘を業として行っていた会社とその役員について192条申立てを行い、裁判所より命令が発出され、その後も同制度の活用を図ってきている。

また、平成24年度からは、192条申立てを行わない場合においても、187条調査の結果、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うこととしている。

平成26年度に192条申立てや187条調査の結果の公表を行った事例は、以下のとおりである。

(1) 裁判所への禁止命令等の申立て

① 株式会社UAG

（申立日：平成26年6月6日）【附属資料3-5-2（番号9）参照】

株式会社UAG（適格機関投資家等特例業務届出者。以下「U社」という。）、U社の代表取締役A及びU社従業員B（以下「U社ら」という。）は、金商法の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人が営業者であり、外国為替証拠金取引などで出資金の運用を行うとする匿名組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させていた。また、U社らは、新たな匿名組合を組成し、当該匿名組合に係る権利の取得の申込みの勧誘を行っているなど、より大規模かつ頻繁な勧誘を行っていた。

このため、平成26年6月6日、証券監視委は大阪地方裁判所に対し、U社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の募集又は私募の取扱いを行うこと）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行った。

本申立てを受け、大阪地方裁判所は、同月23日、U社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

② 株式会社Grant

（申立日：平成26年7月3日）【附属資料3-5-2（番号10）参照】

株式会社Grant（以下「G社」という。）、G社の代表取締役A、G社関係者B及び同C（以下「G社ら」という。）は、Bが「会長」を務めるG社において、自ら又は多数の金融商品取引業の登録のない代理店（以下「無登録代理店」という。）を利用して、多数の一般投資家に対し、海外集団投資スキーム持分に該当する積立型の金融商品（以下「海外ファンド」という。）に係る取得勧誘を行っていた。また、A、B及びCは、無登録代理店を増やす方法を企画していたほか、以前にも金融商品取引業者を含む複数の法人において海外ファンド等の取得勧誘を行っていた。

このため、平成26年7月3日、証券監視委は大阪地方裁判所に対し、G社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の募集又は私募の取扱いを行うこと）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行った。

本申立てを受け、大阪地方裁判所は、同月28日、G社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

③ 株式会社グラントー

【申立日：平成26年8月6日】【附属資料3-5-2（番号11）参照】

株式会社グラントー（以下「G社」という。）、G社の代表取締役A及びG社職員B（以下「G社ら」という。）は、多数の一般投資家に対し、G社の関連会社である外国法人が運用を行うとするラップ口座の開設の勧誘を行い、多数の一般投資家と同社との間で、投資一任契約を締結させたほか、関連合同会社の社員権及び海外集団投資スキーム持分に該当する積立型の金融商品に係る取得勧誘を行っていた。また、G社らは、今後も継続して勧誘を行っていくことを計画していたほか、以前にもG社又はG社の関連会社が組成するファンドの持分の取得勧誘等を行っていた。

このため、平成26年8月6日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、G社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、投資一任契約の締結の媒介及び金商法第2条第2項第3号又は5号若しくは6号に掲げる権利の募集又は私募の取扱いを行うこと）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行った。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、同年9月5日、G社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

④ 株式会社ESPLUS

【申立日：平成26年9月12日】【附属資料3-5-2（番号12）参照】

株式会社ESPLUS（以下「E社」という。）及びE社代表清算人A（以下「E社ら」という。）は、多数の一般投資家に対し、E社の関連会社である外国法人において出資金を集め、Aが役員会会長を務める別の外国法人の鉱山開発事業へ投資して運用を行うとするファンドに係る権利の取得勧誘を行っていたほか、有限責任事業組合契約に基づく権利の取得勧誘を行っていた。また、E社は解散決議を行った旨登記しているものの、E社らは、上記のとおり勧誘行為を継続していることに加え、以前にもAが設立した別法人が組成するファンドに係る権利の取得勧誘を行っていた。

このため、平成26年9月12日、証券監視委は名古屋地方裁判所に対し、E社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の募集又は私募の取扱いを行うこと）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行った。

本申立てを受け、名古屋地方裁判所は、同年10月22日、E社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

⑤ MASTERS DPB LIMITED

【申立日：平成27年1月14日】【附属資料3-5-2（番号13）参照】

MASTERS DPB LIMITED（以下「M社」という。）及びM社の代表取締役兼日本における代表者A（以下「M社ら」という。）は、多数の日本の一般投資家から、投資判断の委任及び預託を受けた口座内の資金の操作等に必要な権限の委任を受けた上で、M社が運用を行う口座において預託を受けた運用資金を受け入れており、これにより当該投資家との間で投資一任契約を締結していた。また、M社らは、新たな名称のサービスの取扱いを開始し、運用の委任を受けた上で運用資金を受け入れていたほか、運用資金について極めて杜撰な管理を行っていた。

このため、平成27年1月14日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、M社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、投資一任契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券等に対する投資として、金銭等の運用を業として行うこと）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行った。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、同年2月23日、M社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

⑥ 株式会社日本ヴェリータ及び株式会社ギフトージャパン

(申立日：平成27年3月20日)【附属資料3-5-2(番号14)参照】

株式会社日本ヴェリータ(適格機関投資家等特例業務届出者。以下「V社」という。)及びV社の代表取締役A(以下「V社ら」という。)は、出資対象事業が同一である3つの名称の匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を行い、多数の投資家から出資を受けたが、適格機関投資家等特例業務の要件を満たしていなかった。株式会社ギフトージャパン(適格機関投資家等特例業務届出者。以下「G社」という。)及びG社の業務の実質的管理者であるA(以下「G社ら」という。)は、運用益の有無にかかわらず顧客の出資金を原資として、毎月分配上限額相当額を分配する意図を有し、実際に出資金を原資とした配当を継続していたが、これらの意図や取扱いを顧客には秘匿して、運用益が生じない限り分配金の支払いを行わない旨を表示した契約書を顧客に示して2つの名称の匿名組合契約に基づく権利の私募を行っていた。また、V社、G社及びAは、今後も継続して勧誘を行っていくことを企図していたほか、出資金を既存顧客への分配金支払いや経費支払いに充てていた。

このため、平成27年3月20日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、V社らを被申立人として、金商法違反行為(V社らにつき、無登録で、金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の募集又は私募を業として行うこと、G社らにつき、金商法第63条第1項第1号に掲げる私募に係る業務を行うに当たり、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行うこと)の禁止等を命ずるよう192条申立てを行った。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、同年5月22日、V社ら及びG社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

(2) 調査結果の公表

○ 株式会社Money Management Strength

(公表日：平成27年1月30日)【附属資料3-4-3(1)③(番号9)参照】

- ① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
〔金商法第63条第4項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第1号〕

株式会社Money Management Strength(適格機関投資家等特例業務届出者。以下「M社」という。)は、ファンドに係る匿名組合契約の締結又は勧誘に際し、出資金は出資対象事業のためにのみ使うなどと説明しているほか、配当金は出資対象事業者から当社へ支払われる手数料報酬を原資としているなどと説明し、その旨をファンドの契約書に記載しているが、実際には、出資金は出資対象事業に充てられず、また、配当金の支払原資には、ファンド口座に送金された出資金が充てられていた。

- ② 第二種金融商品取引業に係る無登録営業
〔金商法第29条〕

M社は、適格機関投資家からの出資の受入れが適格機関投資家等特例業務の要件であるところ、適格機関投資家としてX投資事業有限責任組合から出資を受けているとしていたにもかかわらず、X投資事業有限責任組合を含む適格機関投資家からの出資を受け入れないまま、ファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた。

上記①及び②の行為は金商法違反行為であり、行為の重大性・悪質性に鑑み、広く周知することが適当であることから、公表を行った。

第9 今後の課題

証券検査においては、検査対象業者の多様化・増加などの環境変化への対応に加え、市場参加者の国際的活動が日常化し、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。また、無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等によるファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況である。

こうした状況の下、証券監視委としては、効率的かつ実効性ある証券検査を実施する観点から、第8期 証券取引等監視委員会の活動方針及び平成 27 年度証券検査基本方針（次頁以下参照）を踏まえ、以下のような施策に取り組んでいく考えである。

- (1) 検査対象業者の範囲の拡大等を踏まえ、効率的で実効性ある検査を実施する観点から、情報の収集・分析の充実を図り、情報及び分析結果に基づいて検査対象先や検証分野の選定を行う態勢を確立するとともに、多様な金融商品取引業者等の業態の特性、顧客の特性及び複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化し、リスク・ベースでの検査対象先の選定、検査の着眼点の絞り込みを行うなど、メリハリの利いた証券検査を実施していく。
- (2) 市場を巡る横断的なテーマや共通の課題・事項に関する検証が必要な場合には、必要に応じ、複数の検査対象先に対して、特定の検証事項に焦点を絞った検査を実施する。また、経営管理態勢・内部管理態勢等について、検査対象先の業態、規模、特性等を踏まえて双方向の議論を行い、必要に応じて、業務運営の改善を行うよう促していく。
- (3) 金融庁との間で、オンサイト検査とオフサイト・モニタリングの一体化などの連携を図り、「金融モニタリング基本方針」の重点施策及び監督上の着眼点として掲げられている項目にも着目した検査を実施していく。
- (4) 大規模証券会社グループ等については、引き続きフォワードルッキングな観点からオンサイト・オフサイトモニタリングの一体化などを通じた十分な実態把握により、課題やリスクを明らかにし、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証していくとともに、検証テーマを絞り込むことで検査をより効率的・効果的に実施していく。
- (5) 詐欺的な営業を行い投資者に被害をもたらす悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対しては、早い段階で検査に着手し、法令違反行為の実態の解明及び被害の拡大防止に努め、検査対象先の選定にあたっては、様々なチャネルを通じて情報を収集・分析し、問題業者に迅速に対応する態勢を強化していく。また、無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者による重大な金商法違反行為等に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化するとともに、裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立て権限の積極的な活用や、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。

平成 27 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第 1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

(1) 証券検査の役割

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護である。

証券検査の目的は、これらの使命を果たすため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

このため、証券検査においては、金融商品取引業者などによる法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。

証券監視委は、法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、人材、能力を結集してその有する権限を行使することにより、今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

(2) 証券検査を巡る環境と課題

証券検査については、その対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で延べ約 8,000 社の規模となっている。また、市場参加者の国際的活動が日常化し、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

こうした環境の下、現下の証券検査においては、主に以下の課題に対応していくことが求められている。

- ① 大規模証券会社グループ等については、経済金融情勢や国際的な金融規制に係る議論の動向も踏まえつつ、自社のビジネスモデルに応じた経営管理態勢・リスク管理態勢の高度化に向けた取組みを進めていくことが重要であり、常日頃からグループ全体の状況を把握すること。
- ② 昨今の A I J 問題、MRI 問題、公募増資に関連したインサイダー取引の問題などを踏まえ、金融商品取引業者等の市場仲介機能に対する投資者の信認を傷つける重大な問題に対しては、迅速・的確に検査を実施するとともに、検査においては、個別の法令の規定に係る法令違反の有無を検証するだけでなく、業務及び内部管理態勢の全般において法令遵守意識及び職業倫理を向上させるよう改めて促していくこと。
- ③ インターネット取引や H F T（高頻度取引）、DMA（ダイレクト・マーケット・アクセス）等が拡大し、取引のインフラをなすシステムの信頼性の確保はその重要性を増しており、顧客の取引や市場に大きな影響を与えないよう、システムリスク管理態勢の適切性の検証に注力すること。
- ④ ファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況を踏まえ、金融商品取引法（以下「金商法」という。）違反行為を行う無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対し、投資者保護の観点から、裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限等を活用するとともに、必要に応じて検査結果を公表するなど、関係当局との連携を図りながら引き続き厳正な対

応を行うこと。

(3) 効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施

こうした状況の下、監督部局等との密接な連携等により業態全般の実態を的確に把握するように努めつつ、検査の頻度や検証項目に濃淡をつける等の対応を行い、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある検査を実施していく。

このため、①多様な金融商品取引業者等の業態の特性、②顧客の特性及び③多様化・複雑化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

その上で、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定する。あわせて、検査の実施においては、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等も検査対象先や検査の着眼点に見合ったものとするよう努める。

また、市場を巡る横断的なテーマや共通の課題・事項に関する検証が必要な場合には、必要に応じ、複数の検査対象先に対して、特定の検証事項に焦点を絞った検査を実施する。

さらに、経営管理態勢・内部管理態勢等について、検査対象先の業態、規模、特性等を踏まえて双方向の議論を行い、必要に応じて、業務運営の改善を行うよう促していく。

(4) 金融モニタリング基本方針を踏まえた証券検査の実施

金融庁との間で、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングの一体化などの連携を図る。その際には平成26事務年度金融モニタリング基本方針（平成26年9月）において、資産運用市場の中長期的な発展とともに、金融商品取引業者等の安定的な収益の確保にもつながる「好循環」の実現を目指すという観点から、金融商品取引業者等に関する主な重点施策及び監督上の着眼点として、

- ・顧客ニーズに応える経営（資産運用の高度化）
- ・成長資金の供給に向けた機能の発揮
- ・顧客の信頼・安心感の確保等
- ・大規模証券会社グループ等に対するフォワードルッキングなリスク管理及びグローバルな視点からの監督
- ・中小の証券会社、投資運用会社等の経営リスクへの対応

といった項目が掲げられていることを踏まえ、証券検査では、こうした重点施策及び監督上の着眼点により示されている項目にも着目して検査を実施していく。

例えば、投資運用業者について、顧客ニーズに応える経営（資産運用の高度化）という観点からは、顧客のニーズや利益に真に適う商品の提供に向けて、フィデューシャリー・デューティ（注1）を踏まえた商品開発・運用が行われているか、また、系列の販売会社との間で運用の独立性が適切に確保されているか、証券会社等について、販売商品の選定に当たって、手数料や系列関係にとらわれることなく、顧客のニーズや利益に真に適う商品が提供されているか、といった点についても監督部局と連携の上、実態の把握、より優れた業務運営に向けた検査対象先との双方向の対話を通じた認識の共有に努める。

（注1）他者の信認を得て、一定の任務を遂行すべき者が負っている幅広い様々な役割・責任の総称。

（注2）本基本方針については、金融庁が策定する金融モニタリング基本方針等を受けて、機動的に見直すことがあり得る。

2. 証券検査における検証事項

(1) 業態等に応じた重点検証事項

① 大規模証券会社グループ等

大規模証券会社グループ等については、金融モニタリング基本方針等を踏まえて、ワールドワイドな観点から内部管理態勢等の適切性や、経営管理態勢・リスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行う。具体的には、②に示す第一種金融商品取引業者に係る重点検証事項に加え、グローバルな市場の変化に機動的に対応できる経営管理態勢・リスク管理態勢を構築しているか、市場動向の変化に対する財務面の耐性を含めて、損益や自己資本への影響を適切に管理しているか、グループ全体の統合的リスク管理態勢・管理手法の妥当性について検証する。また、海外・クロスボーダー業務の拡大や、その中で金融機関が外国当局から多額の罰金を科される事例が国際的に発生していること等を踏まえ、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクの管理態勢の向上に向けた取組みが適切に行われているか検証する。

検査に際しては、オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化などを通じて、監督部局と切れ目のない連携を図り、年間を通じてオフサイトでのヒアリング等により業務実態を十分に把握することで課題やリスクを明らかにするとともに、オンサイトでの検査における検証テーマを絞り込むことで検査をより効率的・効果的に実施する。

② 第一種金融商品取引業者

イ. 法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているかについて引き続き重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報に係る登録・情報隔壁、内部者取引に関する売買の審査、情報の不適切な伝達及び利用の防止等の状況について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

ロ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況の検証

自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等について引き続き重点的に検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客等に着目した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証する。また、空売り規制（空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り(naked short selling)の禁止）に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）について検証する。

ハ. DMA等に対する実効性ある売買管理態勢の構築状況の検証

インターネットやDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められた状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について引き続き重点的に検証する。

ニ. 有価証券の引受業務の適切性に係る検証

第一種金融商品取引業者等は、有価証券の引受業務により、企業が市場を通じて事業活動のための資金を投資者から調達する仲介機能を担っている。有価証券の引受業務を

行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について引き続き重点的に検証する。特に、新規上場については、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているかについて検証する。さらに、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等を行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等について検証する。

ホ. 財務の健全性等に関する検証

第一種金融商品取引業者等に係る検査において、顧客分別金信託や顧客区分管理信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等、財務の悪化等に起因するとみられる事例が認められたことから、監督部局、日本証券業協会及び日本投資者保護基金との緊密な連携を図りながら、このような疑いのある業者に対しては、顧客資産の分別管理・区分管理の状況並びに純財産額及び自己資本規制比率の状況について引き続き重点的に検証する。

ヘ. 資金洗浄対策及びテロ資金対策に係る検証

改正犯罪収益移転防止法の施行を踏まえ、取引時確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時に取引を行う目的や職業の確認が行われているか、なりすましの疑いがある場合等において適切に再確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて引き続き重点的に検証する。

ト. 外国為替証拠金取引業者（FX業者）に係る検証

第一種金融商品取引業者等のうち外国為替証拠金取引業者（FX業者）については、特に自動売買ソフトを利用した取引について適切な対応が行われているか、スリッページについて監督指針や自主規制規則を踏まえた適切な対応が行われているか等について重点的に検証する。また、経済金融情勢の急変等の可能性も踏まえ、為替変動に対するリスク管理の状況についても重点的に検証する。

③ 第二種金融商品取引業者等（ファンド業者）

第二種金融商品取引業者、自己運用を行う投資運用業者、適格機関投資家等特例業務届出者等の集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（ファンド業者）については、出資金の分別管理の状況（出資金の流用・使途不明等の有無）、虚偽の説明・告知、誤解させるような表示、無登録業者に対する名義貸し等を行っていないか等の業務運営の適切性を含む法令等遵守状況について、引き続き重点的に検証する。

特に、海外ファンドについては、商品の内容や特性を直接確認することや、国内の法令が直接適用されない場合等には投資者の権利・利益を保護することが困難であることを踏まえ、その販売等を行う業者において、ファンド及びその設定者・運用者等に対して、商品のリスクを反映した十分かつ適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが行われているか、適合性の原則をはじめとした投資者保護の観点から顧客勧誘等に問題がないかといった点の検証を行う。

④ 投資運用業者等

多くの投資運用業者等において、運用資産に、海外を含む外部のファンドを組み入れている状況が見られ、適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが重要となっている。

こうした中、特に、投資一任業者に対する検査において、顧客勧誘等に関し重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、顧客に特別の利益を提供する行為、投資一任業務に係る忠実義務違反、善管注意義務違反等の法令違反行為が認められたことから、情報収集・分析を的確に行って検査実施の優先度の判断を行い、デュー・ディリジェンス及びモニタリングの実効性、投資勧誘の適切性、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢等を引き続き重点的に検証する。

⑤ 信用格付業者

信用格付業者については、各国金融行政当局との連携等を通じて得られた情報を活用しつつ、利益相反防止、格付プロセスの公正性確保、信用格付行為に関する事務処理の誤りの防止といった観点から業務管理態勢が整備されているか、付与した信用格付や自社の格付方針等に係る情報が適切に開示されているか等について検証する。

⑥ 投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いをする等の法令違反行為等が認められ、中には、海外ファンドから販売手数料等を受領していないとしながら、実際には、海外法人を経由するなどして、海外ファンドの発行者等から顧客の購入額に応じた報酬を受領していた事例もみられた。こうした状況に鑑み、類似の行為が行われていないか、法令等遵守状況、勧誘・説明態勢等について引き続き重点的に検証する。

⑦ 自主規制機関等

自主規制機関については、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

また、金融商品取引所、清算機関、振替機関等については、IOSCOなどが公表した「金融市場インフラのための原則」等を踏まえ、システムリスク管理態勢など、市場インフラとしての機能を円滑かつ適切に果たすための態勢の整備状況等について検証する。

⑧ 適格機関投資家等特例業務届出者

適格機関投資家等特例業務届出者については、③で掲げた虚偽の告知・説明、出資金の流用の有無といった点に加えて、特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行っていないか、顧客の出資状況や運用委託先の運用状況を適切に把握・管理しているか、顧客に運用内容等に関する情報を適切に提供しているか、当局への虚偽報告その他の問題のある業務運営等を行っていないか、といった点についても検証を行い、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。また、裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、必要に応じ、禁止命令等の申立てを行う。

⑨ 無登録業者に対する対応

無登録業者によるファンドの販売等といった重大な金商法違反に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じて裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。

(2) 業態横断的な重点検証事項

① 金融商品の勧誘・販売の状況に係る重点検証事項

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な金融商品の勧誘・販売や顧客対応が行われているかについて、引き続き重点的に検証する。

金融商品の勧誘・販売状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適切な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

特に、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料、信託報酬をはじめとする顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。

店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売においては、想定最大損失や解約清算金を含めた重要なリスク等の当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

また、高齢の顧客や少額投資非課税制度（NISA）を利用する投資知識・経験の浅い顧客に対する勧誘・説明態勢の整備状況について検証を行う。

さらに、投資者が接する機会の多い広告、勧誘資料等に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について、虚偽の表示や著しく人を誤解させるような表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

② システムリスク管理態勢に係る検証

近年の金融取引において、ITシステムは必要不可欠なインフラとなっており、投資者の保護、さらに市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点からも、ITシステムの安定性の確保及び危機管理が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理、サイバーセキュリティ対策及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性及び業務継続計画の実効性について引き続き重点的に検証を行う。その際、経営陣がシステムリスクの重要性を十分に認識しているか、ITシステムに係る投資や運営、リスク管理などに主体的に関与しているか等についても検証する。

③ 反社会的勢力との関係の遮断に係る検証

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応するため、経営陣の適切な関与の下、一元的な管理態勢を構築し、反社会的勢力との取引の未然防止、既存の契約の適切な事後検証及び取引解消に向けた取組みを実施しているかについて引き続き重点的に検証する。

(3) 一般検証事項

上記の重点検証事項のほか、金融商品取引業者等検査マニュアル等を活用して、経営管理態勢、法令等遵守態勢、内部管理態勢、リスク管理態勢、監査態勢、危機管理態勢等（以下「内部管理態勢等」という。）に係る検証を行う。

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢等の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうか留意する。

第2 証券検査基本計画

- (1) 平成 27 年度においては、計 270 社（うち財務局等が行うもの 220 社）を目途として証券検査を実施する。
- (2) 第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資運用業者等及び信用格付業者については、引き続き継続的な検査の対象とする。
投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等については、業態、規模その他の特性及び証券監視委・財務局等の人的資源に比し検査対象業者が多数に及んでいる状況等を踏まえ、法令等の遵守状況、自主規制機関への加入状況等を勘案しつつ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断し、引き続き、随時に検査を実施する。
自主規制機関については、必要に応じて実施する。
- (3) 第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者については、登録後できるだけ早期に、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握するための検査（登録事項検査）を、引き続き実施する。
- (4) 登録金融機関に対する検査については、平成 27 年度は、検査局・監督部局からの情報、外部から寄せられる情報、オフサイト・モニタリングの結果等を踏まえて、オンサイトでの検証が必要と認められた対象先に対して実施する。
- (5) 適格機関投資家等特例業務届出者については、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、引き続き、適切に検査を実施する。また、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、検査対象先のカバレッジの向上を目指し、検査の実施方法等についてより一層の工夫を行う。
- (6) 平成 26 年の金商法改正によりクラウドファンディング業者に係る法整備がなされたことを踏まえ、自主規制機関とも連携しつつクラウドファンディング業者に対する検査態勢を整備する。
- (7) 検査の実施に当たっては、証券監視委及び財務局等の間で、検査官の相互派遣等により、引き続き、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。
なお、証券監視委及び財務局等の間での、主に第一種金融商品取引業者の本店・支店等に対する合同検査については、平成 27 年度は、検査対象先に対する負担も勘案しつつ、オフサイト・モニタリング等の結果を踏まえて、オンサイトでの検証が必要と認められた場合に実施する。
- (8) 無登録業者に対する調査については、外部から寄せられる情報等を活用し、引き続き、適切に実施する。
- (9) 検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為が見られた場合には、証券監視委の使命を十分果たしていくため、厳正に対処していく。

(注) 市場環境の変化や個別業者に関する要因等に応じて、上記の証券検査基本計画によらない機動的な対応が必要となることがあり得る。

第4章 取引調査

第1 概説

1 取引調査の目的

取引調査は、課徴金の対象となる行為のうち、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、証券市場における取引の公正の確保を図るため、金商法に基づく調査を行うものである。

【課徴金制度】

課徴金制度は、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引や開示書類の虚偽記載等の金商法上の一定の規定に違反する行為に対し、違法行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、これまでの刑事罰に加えて、行政上の措置として違反行為者に対して金銭的な負担を課す制度として、平成16年の証取法の改正により平成17年4月に導入された制度である。

証券監視委では、市場を取り巻く状況の変化に対応した、機動性・戦略性の高い市場監視の実現のため、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護に努めているところである。

取引調査を実施した結果、違反行為が認められた場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法第20条）。これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（附属資料3-4-4参照）。

2 取引調査の権限

取引調査の権限は、金商法第177条で定められており、

- (1) 事件関係人若しくは参考人に出頭を求め、質問をし、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- (2) 事件関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと
- (3) 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること
- (4) 公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとされている。

3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額

課徴金制度導入以降、金商法等の累次の改正により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

不公正取引に係る対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

- (1) 風説の流布・偽計（金商法第173条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

（注）金融商品取引業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合、それがファンドの運用として行われた場合には運用の対価の額を3倍した額を、その他の場合には、手数料、報酬そ

の他の対価の額を課徴金額として賦課。(以下同じ。)

(2) 仮装・馴合売買(金商法第174条)

課徴金額:違反行為(仮装・馴合売買)終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等

(3) 現実売買による相場操縦(金商法第174条の2、旧金商法174条)

課徴金額:違反行為(現実売買による相場操縦)期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額との合計額等

(4) 違法な安定操作取引(金商法第174条の3)

課徴金額:違反行為(違法な安定操作取引)に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後1月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等

(5) 内部者取引(金商法第175条)

課徴金額:違反行為(内部者取引)に係る売付け等(買付け等)(重要事実の公表前6月以内に行われたものに限る。)の価額と、重要事実公表後2週間の最安値(最高値)に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額等

(6) 情報伝達・取引推奨行為(金商法第175条の2)

課徴金額:違反行為(情報伝達・取引推奨行為)により、情報受領者が行った売買等によって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額等

(注)金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)により新たに課徴金の対象となったもので、平成26年4月1日以降の違反行為について適用。

(注1)違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は1.5倍となる。

(注2)上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

4 平成26年度における活動状況

平成26年度においては、不公正取引に対し、38件(納付命令対象者数)、金額で1億471万円の課徴金納付命令勧告を行った(第5章に係るものを除く。以下本章第2において同じ。)

第2 取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

1 勧告の状況

(1) 平成26年度の不正取引事案に係る課徴金納付命令勧告は38件であるが、その内訳は、内部者取引に係る事案が31件、相場操縦に係る事案が7件であり、平成25年度に引き続き内部者取引に係る事案が大半を占めている。また、課徴金額について見ると、内部者取引が合計3,882万円、相場操縦が合計6,589万円となっている（最高額：相場操縦事案：4,367万円、最低額：内部者取引事案：9万円）。この結果、課徴金制度が導入された平成17年4月以降、内部者取引192件（個人183件、法人9件）について合計3億6,805万円、相場操縦41件（いずれも個人）について合計1億7,092万円の勧告を行ったこととなる。

平成26年度における内部者取引に係る事案の特徴としては、公開買付けに係る事案の勧告件数が31件中22件（70%強）となっていることが挙げられる。公開買付けに関しては、プレミアムを上乗せして買付価格が決定されるため公表前に取引を行えば確実に儲かること、公開買付け実務に極めて多くの関係者が関与すること、性質上最終的な合意・公表に至るまでかなりの時間を要すること等から、他の重要事実に比べても内部者取引が行われ易いと言われており、証券監視委としても、従来より、内部者取引未然防止の観点から上場会社や公開買付けに関わる関係者に対して注意喚起を行ってきたところである。

今年度勧告を行った公開買付け事案について見ると、1つの事案で複数の納付命令対象者に係る勧告を行ったものが、

- ・大陽日酸株式に関する事案：9者
- ・ダイエー株式に関する事案：4者
- ・トーメンエレクトロニクス株式に関する事案：4者
- ・アイ・エム・アイ株式に関する事案：2者

と4事案あり、改めて、公開買付けに関して内部者取引が行われ易い状況にあることが確認された。

相場操縦に係る事案の特徴としては、7事案中6事案で直前の約定値より高指値の買い注文による買い上がり買付けが認められている。なお、うち4事案において対当売買を用いた買い上がり買付けが認められている。

(2) 平成26年度の内部者取引による課徴金納付命令対象となった者の属性を見ると、公開買付け事実を知った第一次情報受領者が31件中20件（64.5%）を占めている。公開買付け事案の情報伝達者について見ると、買付企業及び買付対象企業の役職員による伝達行為が20件中14件（70%）であった。また、買付企業と公開買付けに関する契約を締結した企業の役職員が伝達を行ったものも20件中2件認められた。

対象者属性別の勧告件数の推移

	25年度	26年度
会社関係者	10	5
発行体役員等	4	3
契約締結者等	6	2
公開買付者等関係者	0	2
買付者役員等	0	1
買付者との契約締結者等	0	1
第一次情報受領者	18	24
会社の重要事実	13	4
公開買付け事実	5	20
年度別勧告件数	28	31

情報伝達者属性別の勧告件数の推移

	25年度	26年度
会社関係者	13	4
発行体役員等	4	3
契約締結者等	9	1
公開買付者等関係者	5	20
買付者役員等	2	3
買付者との契約締結者等	3	17
うち 買付対象者役員等	3	10（※1）

（※1）うち9件は、平成26年4月の改正金商法施行により公開買付けに係る株式の発行者として公開買付者等関係者に該当することとなった事案であるが、便宜上、買付者との契約締結者等として掲載した。

重要事実別の勧告件数の推移

	25年度	26年度
新株等発行	6	1
自己株式取得	1	0
株式分割	1	1
合併	3	0
新製品または新技術の企業化	0	1
業務提携・解消	5	0
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	2
新たな事業の開始	0	0
業績予想等の修正	6	4
バスケット条項	0	0
子会社に関する事実	2	0
公開買付け	5	22
	28	31

（※1）「年度」とは4月～翌年3月の期間をいう。

（※2）件数は、納付命令対象者数を計上。

（※3）重要事実別の勧告件数については、複数の重要事実を知って内部者取引を行った場合には、それぞれに重複計上している。そのため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない。

2 勧告事案の概要

平成 26 年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

(1) 内部者取引に対する勧告

① 株式会社ノジマとの契約締結者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 4 月 22 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ノジマ（以下「ノジマ」という。）と法律顧問契約を締結していた者であるが、その契約の履行に関し、ノジマの業務執行を決定する機関がノジマの発行する株式を引き受ける者の募集を行うこと（以下「本件公募増資」という。）についての決定をした旨の重要事実を知りながら、この事実が公表された平成 25 年 11 月 19 日より前の同月 15 日、自己の計算において、ノジマ株式合計 2,000 株を売付価額合計 194 万 6,900 円で売り付けた。

【課徴金額】 39 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 4 月 22 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 8 月 21 日

本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、本件公募増資の実施が決定されたのは平成 25 年 11 月 19 日の取締役会においてであり、それ以前に被審人が重要事実を知ったということはないなどとして否認する旨主張したため、この点を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、本件公募増資の実施が決定されたのは、平成 25 年 9 月 2 日であり、被審人は重要事実を知りながら、この事実が公表される前に、ノジマ株式を売り付けたとして、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※ 本件決定に対して、同人は、平成 26 年 9 月 19 日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

② 株式会社フライトシステムコンサルティングとの契約締結交渉者の社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 5 月 20 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、ソフトバンクモバイル株式会社（以下「ソフトバンクモバイル」という。）の社員であるが、株式会社フライトシステムコンサルティング（以下「フライトシステムコンサルティング」という。）とソフトバンクモバイルとの売買契約の締結の交渉に関し、フライトシステムコンサルティングの業務執行を決定する機関

が、新たに決済装置を発売することについての決定をした旨の重要事実を知らず、この事実が公表された平成 25 年 4 月 11 日より前の同月 10 日、自己の計算において、フライトシステムコンサルティング株式合計 100 株を買付価額合計 179 万 9,000 円で買い付けた。

【課徴金額】 137 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 5 月 20 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 6 月 17 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

③ 株式会社ジャムコ社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 5 月 20 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ジャムコ（以下「ジャムコ」という。）の社員であったが、その職務に関し、同社の属する企業集団の平成 25 年 3 月期の経常利益について、平成 24 年 5 月 11 日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実を知らず、新たに算出した予想値が経常利益 22 億円として公表がされた平成 25 年 2 月 8 日より前の同月 7 日、自己の計算において、ジャムコ株式合計 4,200 株を買付価額合計 196 万 8,900 円で買い付けた。

【課徴金額】 40 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 5 月 20 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 6 月 17 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

④ 公開買付者の役員及び同人からの情報受領者によるダイエー株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 5 月 30 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者①は、イオン株式会社（以下「イオン」という。）の役員であったが、その職務に関し、イオンの業務執行を決定する機関が株式会社ダイエー（以

下「ダイエー」という。)株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知らながら、この事実が公表された平成25年3月28日より前に、下記のとおり、ダイエー株式を買い付けた。

課徴金納付命令対象者②ないし④は、課徴金納付命令対象者①から、上記事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年3月28日より前に、下記のとおり、ダイエー株式を買い付けた。

○ 課徴金納付命令対象者①

平成25年2月14日から3月5日までの間、自己の計算において、ダイエー株式合計1万4,000株を買付価額合計314万4,100円で買い付けた。

○ 課徴金納付命令対象者②

平成25年2月14日から3月5日までの間、自己の計算において、ダイエー株式合計1万4,000株を買付価額合計315万4,100円で買い付けた。

○ 課徴金納付命令対象者③

平成25年3月13日及び14日、自己の計算において、ダイエー株式合計1万株を買付価額合計229万5,000円で買い付けた。

○ 課徴金納付命令対象者④

平成25年3月13日及び15日、自己の計算において、ダイエー株式合計5,000株を買付価額合計114万5,000円で買い付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者① 197万円

課徴金納付命令対象者② 196万円

課徴金納付命令対象者③ 136万円

課徴金納付命令対象者④ 68万円

【勧告後の経緯】

(課徴金納付命令対象者①ないし④全て同日)

審判手続開始決定日 平成26年5月30日

課徴金納付命令決定日 平成26年6月26日

なお、課徴金納付命令対象者①ないし④から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑤ 公開買付者との契約締結者の役員からの情報受領者によるローヤル電機株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成26年6月20日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、みらいコンサルティング株式会社(以下「みらいコンサルティング」という。)の役員から、みらいコンサルティングと株式会社小田原エンジニ

アリング（以下「小田原エンジニアリング」という。）との間で締結していたアドバイザリー契約の履行に関し知った、小田原エンジニアリングの業務執行を決定する機関が、ローヤル電機株式会社（以下「ローヤル電機」という。）の株式等の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 8 月 13 日より前の同月 1 日から 9 日までの間、自己の計算において、ローヤル電機株式合計 1 万 7,000 株を買付価額合計 633 万 700 円で買い付けた。

【課徴金額】 242 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 6 月 20 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 7 月 18 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑥ 公開買付者との契約締結者の職員及び同人からの情報受領者によるアイ・エム・アイ株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 6 月 20 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者①は、新日本アーンストアンドヤング税理士法人（以下「新日本アーンストアンドヤング」という。）の職員であったが、その職務に関し、新日本アーンストアンドヤングの別の職員が K T C 株式会社（以下「K T C」という。）と新日本アーンストアンドヤングとの業務委託契約の履行に関し知った、K T C の業務執行を決定する機関がアイ・エム・アイ株式会社（以下「アイ・エム・アイ」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、この事実が公表された平成 25 年 7 月 6 日より前に、下記のとおり、アイ・エム・アイ株式を買い付けた。

課徴金納付命令対象者②は、課徴金納付命令対象者①から、上記事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 7 月 6 日より前に、下記のとおり、アイ・エム・アイ株式を買い付けた。

○ 課徴金納付命令対象者①

平成 25 年 6 月 13 日、自己の計算において、アイ・エム・アイ株式合計 200 株を買付価額合計 31 万 2,000 円で買い付けた。

○ 課徴金納付命令対象者②

平成 25 年 6 月 13 日、自己の計算において、アイ・エム・アイ株式合計 400 株を買付価額合計 62 万 4,000 円で買い付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者① 21 万円

課徴金納付命令対象者② 42万円

【勧告後の経緯】

(課徴金納付命令対象者①、②共に同日)

審判手続開始決定日 平成26年6月20日

課徴金納付命令決定日 平成26年7月18日

なお、課徴金納付命令対象者①、②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑦ 技研興業株式会社役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成26年9月9日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、技研興業株式会社（以下「技研興業」という。）の役員であったが、その職務に関し、同社の平成26年3月期の売上高について、平成25年5月14日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実を知りながら、新たに算出した予想値が売上高137億円として公表がされた平成25年8月1日より前の同年7月29日、自己の計算において、技研興業株式合計3,000株を買付価額合計48万6,000円で買い付けた。

【課徴金額】 22万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成26年9月9日

課徴金納付命令決定日 平成26年10月3日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑧ 夢の街創造委員会株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成26年10月10日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、夢の街創造委員会株式会社（以下「夢の街創造委員会」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、夢の街創造委員会の業務執行を決定する機関が、株式会社薩摩恵比寿堂の発行済株式の全部を取得して子会社化することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年5月17日より前の同年4月19日から同年5月16日までの間、自己の計算において、夢の街創造委員会株式合計8,600株を買付価額合計471万9,500円で買い付けた。

【課徴金額】 256 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 10 月 14 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 11 月 6 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑨ 公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者によるチムニー株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について

【勧告年月日】 平成 26 年 11 月 11 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社やまや（以下「やまや」という。）と公開買付けの実施及び応募に関する契約の締結の交渉をしていた者から、同人が同契約の締結交渉に関し知った、やまやの業務執行を決定する機関が、チムニー株式会社（以下「チムニー」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 11 月 7 日より前の同年 10 月 22 日から同月 24 日までの間、自己の計算において、チムニー株式合計 1,500 株を買付価額合計 162 万 1,500 円で買い付けた。

【課徴金額】 44 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 11 月 12 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 12 月 4 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑩ 公開買付者との契約締結交渉者の社員からの情報受領者による日立メディコ株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 12 月 5 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社日立メディコ（以下「日立メディコ」という。）の社員から、株式会社日立製作所（以下「日立製作所」という。）の業務執行を決定する機関が日立メディコ株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 11 月 13 日より前の同月 12 日、自己の計算において、日立メディコ株式合計 1,000 株を買付価額合計 135 万 3,000 円で買い付けた。

上記公開買付けの実施に関する事実は、日立メディコの役員が、同社と日立製作所と

の公開買付けの条件に関する契約の締結交渉に関し知り、その後、日立メディコの社員が、その職務に関しこの事実を知ったものである。

【課徴金額】 44 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 12 月 8 日

課徴金納付命令決定日 平成 27 年 1 月 15 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑪ 株式会社ワイヤレスゲート役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 12 月 12 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ワイヤレスゲート（以下「ワイヤレスゲート」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、ワイヤレスゲートの業務執行を決定する機関が株式の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 7 月 19 日午後 3 時頃より前の同日午前 10 時 12 分頃、自己の計算において、ワイヤレスゲート株式合計 1,000 株を買付価額合計 548 万円で買い付けた。

【課徴金額】 52 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 12 月 12 日

課徴金納付命令決定日 平成 27 年 1 月 15 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑫ 日神不動産株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 12 月 19 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、日神不動産株式会社（以下「日神不動産」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の平成 26 年 3 月期の剰余金の配当について、平成 25 年 5 月 10 日に公表がされた直近の予想値（10 円）に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異

が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、新たに算出した剰余金の配当予想値が実質12円と公表された平成25年10月21日午後3時頃より前の同日午前10時34分頃、自己の同族会社の計算において、日神不動産株式合計9,700株を買付価額合計686万3,300円で買い付けた。

【課徴金額】 104万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成26年12月19日

審判手続中（平成27年4月30日現在）

⑬ 株式会社加地テック社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成27年2月20日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社加地テック（以下「加地テック」という。）の社員であるが、その職務に関し、加地テックの平成26年3月期の業績予想における売上高について、平成25年4月30日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を知りながら、新たに算出した予想値が、売上高50億円として公表がされた平成25年10月24日午後4時30分頃より前の同日午後0時30分頃、自己の計算において、加地テック株式合計1万株を売付価額合計382万円で売り付けた。

【課徴金額】 71万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成27年3月2日

課徴金納付命令決定日 平成27年3月18日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑭ 公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者によるトーメンエレクトロニクス株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成27年3月24日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者①ないし④は、公開買付者との契約締結交渉者の役員から、豊田通商株式会社の業務執行を決定する機関が、株式会社トーメンエレクトロニクス（以下「トーメンエレクトロニクス」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成26年1月28日より前に、下記のとおり、トーメンエレクトロニクス株

式を買い付けた。

- 課徴金納付命令対象者①
平成 26 年 1 月 14 日、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計 2,000 株を買付価額合計 253 万 1,100 円で買い付けた。
- 課徴金納付命令対象者②
平成 26 年 1 月 9 日、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計 2,000 株を買付価額合計 253 万 4,000 円で買い付けた。
- 課徴金納付命令対象者③
平成 26 年 1 月 14 日、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計 1,000 株を買付価額合計 126 万 6,900 円で買い付けた。
- 課徴金納付命令対象者④
平成 26 年 1 月 8 日、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計 200 株を買付価額合計 23 万 9,200 円で買い付けた。

【課徴金額】

- 課徴金納付命令対象者① 76 万円
- 課徴金納付命令対象者② 76 万円
- 課徴金納付命令対象者③ 38 万円
- 課徴金納付命令対象者④ 9 万円

【勧告後の経緯】

- (課徴金納付命令対象者①ないし④全て同日)
- 審判手続開始決定日 平成 27 年 3 月 27 日
- 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 4 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者①ないし④から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑮ 大陽日酸株式会社の役員等からの情報受領者らによる内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 27 年 3 月 27 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者①ないし⑧は、大陽日酸株式会社（以下「大陽日酸」という。）の役員または社員から、株式会社三菱ケミカルホールディングス（以下「三菱ケミカルホールディングス」という。）の業務執行を決定する機関が大陽日酸株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 26 年 5 月 13 日午後 3 時より前に、下記のとおり、大陽日酸株式を買い付けた。

課徴金納付命令対象者⑨は、勤務先の役員が大陽日酸の社員から職務上伝達を受け

た、三菱ケミカルホールディングスの業務執行を決定する機関が大陽日酸株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、その職務に関し知りながら、この事実が公表された平成26年5月13日午後3時より前に、下記のとおり、大陽日酸株式を買い付けた。

上記公開買付けの実施に関する事実は、三菱ケミカルホールディングスの役員から、大陽日酸の役員がその職務に関し伝達を受け、その後、上記の大陽日酸の役員及び社員がその職務に関し知ったものである。

○ 課徴金納付命令対象者①

平成26年5月9日、自己の計算において、大陽日酸株式合計4万株を買付価額合計3,164万4,000円で買い付けた。

○ 課徴金納付命令対象者②

平成26年5月9日、自己の計算において、大陽日酸株式合計3,000株を買付価額合計236万円で買い付けた。

○ 課徴金納付命令対象者③

平成26年5月8日、自己の計算において、大陽日酸株式合計2万5,000株を買付価額合計1,979万1,000円で買い付けた。

○ 課徴金納付命令対象者④（法人）

平成26年5月13日午後2時7分頃及び8分頃、自己の計算において、大陽日酸株式合計2万株を買付価額合計1,780万円で買い付けた。

○ 課徴金納付命令対象者⑤

平成26年5月13日午前10時13分頃、自己の計算において、大陽日酸株式合計1万株を買付価額合計897万円で買い付けた。

○ 課徴金納付命令対象者⑥

平成26年5月8日、自己の計算において、大陽日酸株式合計1万3,000株を買付価額合計1,029万6,000円で買い付けた。

○ 課徴金納付命令対象者⑦（法人）

平成26年5月8日、自己の計算において、大陽日酸株式合計5万株を買付価額合計3,960万円で買い付けた。

○ 課徴金納付命令対象者⑧

平成26年5月8日及び9日、自己の計算において、大陽日酸株式合計1万4,000株を買付価額合計1,105万4,000円で買い付けた。

○ 課徴金納付命令対象者⑨

平成26年5月9日、自己の計算において、大陽日酸株式合計4,000株を買付価額合計312万4,000円で買い付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者① 503万円

課徴金納付命令対象者②	39万円
課徴金納付命令対象者③	313万円
課徴金納付命令対象者④	54万円
課徴金納付命令対象者⑤	20万円
課徴金納付命令対象者⑥	162万円
課徴金納付命令対象者⑦	625万円
課徴金納付命令対象者⑧	178万円
課徴金納付命令対象者⑨	54万円

【勧告後の経緯】

(課徴金納付命令対象者①ないし⑨全て同日)

審判手続開始決定日 平成27年3月27日

課徴金納付命令決定日 平成27年4月23日

なお、課徴金納付命令対象者①ないし⑨から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑯ 株式会社三菱ケミカルホールディングスとの契約締結交渉者の役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成27年3月27日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者(法人)は、同社役員において、大陽日酸株式会社(以下「大陽日酸」という。)の役員から、株式会社三菱ケミカルホールディングス(以下「三菱ケミカルホールディングス」という。)の業務執行を決定する機関が、大陽日酸の発行済株式を取得して子会社化することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成26年5月13日午後3時より前の同日午後2時26分頃、自己の計算において、三菱ケミカルホールディングス株式合計2万株を買付価額合計830万円で買い付けた。

上記重要事実、三菱ケミカルホールディングスと公開買付けの基本的内容に関する契約の締結交渉をしていた大陽日酸の役員が同契約の交渉に関し知り、その後、上記の大陽日酸の役員がその職務に関し知ったものである。

【課徴金額】 24万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成27年3月27日

課徴金納付命令決定日 平成27年4月23日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

(2) 相場操縦に対する勧告

① 三洋貿易株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 4 月 22 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、三洋貿易株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 25 年 6 月 17 日午前 9 時 11 分頃から同月 18 日午後 2 時 58 分頃までの間、2 取引日にわたり、直前の約定値より高値の買い注文と売り注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 8 万 3,600 株を買い付ける一方、同株式合計 5 万 8,900 株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 1,042 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 4 月 22 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 5 月 26 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

② メディアクリエイト株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 7 月 29 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社メディアクリエイトの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 25 年 4 月 10 日午前 8 時 5 分頃から同日午前 9 時 22 分頃までの間、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株式合計 31 万 3,000 株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計 1 万 8,000 株を売り付け、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】 71 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 7 月 29 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 8 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

③ T A S A K I 株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 7 月 29 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社T A S A K Iの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 24 年 12 月 13 日午後 1 時 46 分頃から同月 14 日午後 3 時頃までの間、2 取引日にわたり、連続して直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 8,400 株を買い付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 172 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 7 月 29 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 11 月 6 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

④ ホクシン株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 9 月 9 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、ホクシン株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 24 年 9 月 28 日午前 9 時頃から同年 10 月 3 日午後 1 時 44 分頃までの間、4 取引日にわたり、直前の約定値より高値の買い注文と売り注文を対当させて株価を引き上げたり、連続して直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 32 万 4,100 株を買い付ける一方、同株式合計 92 万 2,500 株を売り付け、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 4,367 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 9 月 9 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 10 月 17 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑤ 川口化学工業株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 10 月 10 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、川口化学工業株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 25 年 7 月 11 日午後 1 時 42 分頃から同月 12 日午前 9 時 17 分頃までの間、2 取引日にわたり、下値買い注文を大量に入れたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 2 万 2,000 株を買い付ける一方、同株式合計 4 万 6,000 株を売り付けるとともに、同株式合計 9 万 4,000 株の買付けの委託を行うなどし、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】 93 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 10 月 14 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 10 月 30 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑥ 伊勢化学工業株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 11 月 11 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、伊勢化学工業株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 24 年 10 月 25 日午後 1 時 28 分頃から同月 26 日午後 2 時 54 分頃までの間、2 取引日にわたり、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 9 万 1,000 株を買い付ける一方、同株式合計 4 万 6,000 株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 105 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 11 月 12 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 12 月 4 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑦ 高田工業所株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について

【勧告年月日】 平成 27 年 2 月 27 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社高田工業所の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 25 年 12 月 18 日午前 9 時 35 分頃から平成 26 年 1 月 15 日午後 0 時 55 分頃までの間、15 取引日にわたり、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 10 万株を買い付ける一方、同株式合計 8 万 3,500 株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 739 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 27 年 3 月 2 日

審判手続中（平成 27 年 4 月 30 日現在）

3 平成 25 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

(1) 審判手続

平成 25 年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において課徴金納付命令決定がなされていなかった事案のその後の状況は以下のとおりである。

① 株式会社田中化学研究所との契約締結者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告事案

本件は、被審人①、②が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、被審人①は重要事実を知らなかった旨、被審人②は被審人①から重要事実の伝達を受けていない旨、それぞれ主張したため、この点を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、上記争点について、被審人①は重要事実を知りながら、また被審人②は被審人①から重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表される前に、田中化学研究所株式を買い付けたとして、平成 26 年 12 月 4 日、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※ 本件決定に対して、同人らは、平成 26 年 12 月 24 日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

② フィンテックグローバル株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令勧告事案

本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、本件取引は、売買が繁盛であると誤解させ、かつ、株式の相場を変動させるべき売買に該当するものではなく、また、他の投資者の売買を誘引する目的はなかった旨主張したため、この点を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、上記争点について、本件取引は、売買が繁盛であると誤解させ、かつ、相場を変動させるべき一連の売買に当たること、また、被審人は、他の投資者の売買を誘引する目的を有していたと認められるとして、平成 26 年 8 月 21 日、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

(2) 課徴金納付命令決定に対する取消訴訟

平成 25 年度以前の課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案のその後の状況は以下のとおりである。

① 岐阜銀行株式に係る相場操縦事案

【平成 24 年 11 月 16 日課徴金納付命令勧告、平成 25 年 4 月 16 日課徴金納付命令決定、平成 25 年 5 月 15 日取消訴訟提起、平成 27 年 1 月 16 日判決（東京地裁）、同月 27 日控訴（東京高裁）】

平成 27 年 4 月 30 日現在、取消訴訟係属中。

② ミマキエンジニアリング株式に係る相場操縦事案

【平成 25 年 2 月 5 日課徴金納付命令勧告、平成 25 年 12 月 10 日課徴金納付命令決定、同月 26 日取消訴訟提起（東京地裁）、平成 27 年 5 月 28 日判決（東京地裁）】

平成 27 年 5 月 28 日、東京地方裁判所は、原告（被審人）は、本件当時、誘引目的を有していたものと認められるなどとして、原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡した。

第 3 今後の課題

内部者取引等の不公正取引に係る違反行為について、規制の実効性を確保するためのエンフォースメント手段としては刑事罰と課徴金制度とがあるが、刑事罰は対象者に与える影響が極めて大きいため抑制的に運用する必要がある。課徴金制度には、刑事罰を科すに至らない程度の違反行為についても、その程度や態様に応じた措置をとることにより、規制の実効性を図ることが期待され、また、刑事罰に比べ迅速な処理が可能な制度となっている。このような課徴金制度の特性を活かし、迅速・効率的な調査を実施し、以下のような課題に取り組むことにより、機動性・戦略性の高い市場監視の実現に努める。

- (1) 不公正取引事案がより一層多様化、複雑化、巧妙化していることから、引き続き、調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努め、取引調査の一層の迅速化・効率化を図る。
- (2) 内部者取引については、広範囲に重要事実が伝達されている事案も認められることから、調査対象者の選定・抽出を幅広い視点で行い、迅速かつ機動的に調査を行う。
- (3) IT化が進展する中で、違反行為者等の保有する証拠についても電磁的記録として保管されている物が中心となっていることを踏まえ、当該電磁的記録の保全・復元・解析等（デジタルフォレンジック）の更なる活用を進める。
- (4) 不公正取引を未然に防止する観点から、課徴金事例集の内容の充実を図るとともに、情報発信の多様化に努めることにより、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけを行う。
- (5) 平成 26 年 4 月以降、新たに情報伝達・取引推奨行為が内部者取引規制の対象となったことを踏まえ、情報伝達等の行われた経緯や状況等について十分に調査を行うよう努める。

第5章 国際取引等調査

第1 概説

1 国際取引等調査の目的・権限等

国際取引等調査（主に外国にある者が行う取引等に係る取引調査）の目的・権限等は、第4章第1「1 取引調査の目的」、「2 取引調査の権限」、「3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額」と同じ。

2 平成26年度における活動状況

- (1) 証券監視委では、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（以下「MMOU」という。第9章第1参照）を通じた情報交換を実施するなど、海外当局等との協力・連携体制を強化してきたところである。この結果、これまでクロスボーダー取引を利用した不公正取引の摘発を行うなど着実に実績を挙げてきている。近年の金融・資本市場では、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的な活動が日常化しており、これらが我が国市場や投資家へ与える影響が高まっている。このような状況を踏まえ、海外当局等との連携を一層強化し、グローバルな市場監視に取り組んでいるところである。

証券監視委は、平成23年1月に策定した第7期活動方針において、基本的な考え方の新たな柱の一つとして、「市場のグローバル化への対応」を掲げ（この考え方は、平成26年1月に策定した第8期活動方針においても、引き続き「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」として掲げられている。）、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにした。この中で、市場のグローバル化への対応として、一層の人材育成や体制整備を進めることとしており、平成23年8月、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置した。

- (2) 国際取引等調査室が調査した結果、平成26年度においては、不公正取引に対し、4件、4億5,863万2,935円の課徴金納付命令勧告を行った（本章第2-2参照）。これら4件については、平成26年6月13日に勧告したむさし証券株式会社によるTOPIX先物に係る相場操縦事案、平成26年9月5日に勧告した海外居住者による長期国債先物に係る相場操縦事案、平成26年12月5日に勧告したAreion Asset Management Company Limitedによる相場操縦事案、平成27年3月6日に勧告したSelect Vantage Inc.による相場操縦事案となっている。

上記4件のうち3件についてはクロスボーダー取引を利用した不公正事案であり、長期国債先物に係る相場操縦事案についてはシンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore）と、Areion Asset Management Company Limitedによる相場操縦事案については香港証券先物取引委員会（Securities and Futures Commission）と、Select Vantage Inc.による相場操縦事案については英国金融規制機構（Financial Conduct Authority）と、それぞれ緊密に協力・連携した結果、課徴金納付命令勧告に至ったものである。

なお、TOPIX先物に係る相場操縦事案については、市場デリバティブ取引に関する初めての勧告事案であるほか、Select Vantage Inc.による相場操縦事案については、取引所の昼休み（場間）に取引所とPTSをまたいで行われた相場操縦に対する初めての勧告事案であるとともに、同一の法人に対して2回目の勧告を行った初めての事案である。また、Areion Asset Management Company Limitedによる相場操縦事案については、大引け前30秒という短時間に大

量の買い注文を連続して発注して株価を引き上げているという点に特徴がある。

また、上記勧告事案については、短時間で発注等を繰り返し行うような手口で相場操縦が行われており、これらの発注の一部にはアルゴリズムによる自動発注が見受けられたものもあり、こうした高速取引による相場操縦に対しても日本取引所自主規制法人の協力を得て調査を進め、実態把握を行ったものである。

第2 国際取引等調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

1 勧告の状況

平成 26 年度における不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告（4 件）は、いずれも相場操縦に係る事案であり、対象者別の課徴金額の最高額は 4 億 3,074 万円、最低額は 33 万円である。

2 勧告事案の概要

平成 26 年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

(1) むさし証券株式会社による相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 6 月 13 日

【勧告の対象となった違反事実】

むさし証券株式会社（課徴金納付命令対象者。以下「むさし証券」という。）は、第一種金融商品取引業を行うことにつき内閣総理大臣の登録を受けている株式会社である。

むさし証券は、同社ディーラーにおいて、同社の業務に関し、TOPIX先物（平成 25 年 9 月限月）について、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、平成 25 年 7 月 29 日から同月 31 日まで及び同年 9 月 9 日から同月 11 日までの間、合計 6 取引日にわたり、約定させる意思がないのに、買い最良気配値に多数の買い注文を発注したり、売り最良気配値に多数の売り注文を発注したりするなどの方法により、上記先物合計 2,016 単位を買い付ける一方、同先物合計 2,016 単位を売り付けるとともに、同先物合計 4 万 3,554 単位の買い注文及び合計 4 万 4,889 単位の売り注文を発注し、もって、自己の計算において、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、上記先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び申込みをした。

【課徴金額】 543 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 6 月 13 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 6 月 26 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

※ 当社については、上記の調査の結果に基づく課徴金納付命令勧告とは別に上記の調査の結果及び証券検査の結果に基づく行政処分等に関する勧告を行った。（附属資料

3-4-3(1)②参照)。

(2) 長期国債先物に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 9 月 5 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、長期国債先物（平成 25 年 9 月限月）について、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、平成 25 年 6 月 26 日午前 9 時 33 分頃から同日午後 2 時 58 分頃までの間、約定させる意思がないのに、買い最良気配値以下の価格に多数の買い注文を発注したり、売り最良気配値以上の価格に多数の売り注文を発注したりするなどの方法により、上記先物合計 39 単位を買い付ける一方、同先物合計 39 単位を売り付けるとともに、同先物合計 1,672 単位の買い注文及び合計 757 単位の売り注文を発注し、もって、自己の計算において、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、上記先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び委託をした。

【課徴金額】 33 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 9 月 5 日
課徴金納付命令決定日 平成 26 年 11 月 6 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

(3) Areion Asset Management Company Limited
による相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 12 月 5 日

【勧告の対象となった違反事実】

Areion Asset Management Company Limited（課徴金納付命令対象者。以下「アレイオン」という。）は、香港法に基づき設立されたリミテッド・カンパニーであり、ケイマン籍ユニット・トラストのハレイオン・ファンド（Hareion Fund）の受託者であるオジエ・トラスティーズ（ケイマン）・リミテッド及びインベストメント・マネージャーであるジリオン・キャピタル・リミテッドとの間で締結したインベストメント・アドバイザリー契約に基づき、同ファンドに出資された資産の運用権限を有していた。

アレイオンは、その代表者らにおいて、アレイオンの業務に関し、日東電工株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 25 年 9 月 25 日午後 2 時 59 分 30 秒から同日午後 3 時までの間、成行又は直前約定値より高指値で大量の買い注文を連続して発注して株価を引き上げたり、下値に大量の買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計 788 万 6,900 株を買い付けるとともに、同株式合計 131 万 1,200 株の買付けの委託を行い、もって、アレイオンの役員等の同年 9 月度における同ファンドへの出資割合である 7.25 パーセント相当については自己の計算において、それ以外については自己以外の者である同ファンドへの出資者の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解さ

せ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】 4億3,074万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成27年1月16日

審判手続中（平成27年4月30日現在）

(4) Select Vantage Inc.による相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成27年3月6日

【勧告の対象となった違反事実】

Select Vantage Inc.（課徴金納付命令対象者。以下「セレクト・バンテイジ」という。）は、英領アンギラに登記住所を置き、自己資金により株式売買等を行って収益を得ることを業とする会社である。

セレクト・バンテイジは、同社の株式売買業務に従事していたトレーダーらにおいて、同社の業務に関し、日本海洋掘削株式会社の株式等、いずれも金融商品取引所が上場する合計45銘柄の株式につき、私設取引システム（Proprietary Trading System。以下「PTS」という。）を利用した上記各株式の売買を誘引する目的をもって、平成26年4月9日から同年5月23日までの間、合計28取引日にわたり、金融商品取引所の午前立会時間終了後から午後立会時間開始前までの注文受付時間に、取引所金融商品市場で成行又は直前の寄前気配値段よりも上値の価格帯に約定させる意思のない大量の買い注文を発注して寄前気配値段を引き上げた上で、PTSで売り注文を発注し、その売り注文の一部に自己の買い注文を対当させて株価を引き上げて残りの売り注文を自己に有利な価格で約定させるなどの方法により、上記各株式合計25万2,600株を買い付け、及び合計27万6,800株を売り付けるとともに、上記各株式合計153万8,200株の買い注文及び合計17万1,200株の売り注文を発注し、もって、自己の計算において、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融商品市場における上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】 2,213万2,935円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成27年4月7日

審判手続中（平成27年4月30日現在）

3 平成25年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

(1) 審判手続

平成25年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において課徴金納付命令決定がなされていない事案のその後の状況は以下のとおりである。

① ジャガーノート・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー・リミテッドによる相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

平成25年7月31日に課徴金納付命令勧告を行った、ジャガーノート・キャピタル・

マネジメント・ピーティーイー・リミテッドによる相場操縦事案については、金融庁長官は、平成26年8月1日に、被審人に対して4億3,118万円の課徴金の納付を命ずる決定を行った。

② ウェッジホールディングス株式に係る偽計に対する課徴金納付命令の勧告

平成25年11月1日に課徴金納付命令勧告を行った、ウェッジホールディングス株式に係る偽計事案については、現在、審判手続中となっている(平成27年4月30日現在)。

③ 株式会社スタッツインベストメントマネジメントによる内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

平成25年12月2日に課徴金納付命令勧告を行った、株式会社スタッツインベストメントマネジメントによる内部者取引事案については、金融庁長官は、平成26年10月30日に、被審人に対して54万円の課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※ 本件決定に対し、被審人は、平成26年11月28日に、東京地方裁判所に取消訴訟を提起し、現在、係属中である(平成27年4月30日現在)。

④ MAM PTE. LTD. による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

平成25年12月2日に課徴金納付命令勧告を行った、MAM PTE. LTD. による内部者取引事案については、金融庁長官は、平成26年12月26日に、被審人に対して804万円の課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※ 本件決定に対し、被審人は、平成27年2月3日に、東京地方裁判所に取消訴訟を提起し、現在、係属中である(平成27年4月30日現在)。

なお、被審人は、審判手続の進行に不服があるなどとして、平成26年9月17日及び同年10月14日に、それぞれ東京地方裁判所に国家賠償請求訴訟を提起しているほか、同年11月28日、東京地方裁判所に、課徴金納付命令決定の仮の差止めを申し立てるとともに同決定の差止訴訟及び課徴金納付命令勧告の取消訴訟を提起している(仮の差止めの申立てについては、同年12月24日に申立て却下決定がなされ(東京地方裁判所)、同月25日に申立てた即時抗告に対して平成27年1月19日に抗告棄却決定がなされている(東京高等裁判所)。また、課徴金納付命令決定の差止訴訟及び課徴金納付命令勧告の取消訴訟については、同年4月13日に訴えが取り下げられている。)

(2) 課徴金納付命令決定に対する取消訴訟

平成25年度以前の課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案のその後の状況は以下のとおりである。

- ・ 東京電力株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引事案【平成24年6月8日課徴金納付命令勧告、平成25年6月27日課徴金納付命令決定、平成25年7月26日取消訴訟提起(東京地裁)】
平成27年4月30日現在、取消訴訟係属中。

第3 今後の課題

近年の金融・資本市場では、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的な活動が日常化しており、これらがわが国市場や投資家へ与える影響が高まっている。このような状況を踏まえ、証券監視委が実効性のあるエンフォースメントを行っていくには、以下のような課題に取り組み、グローバルな資金の流れやクロスボーダーの不正取引の実態解明を効率的・効果的に行い、世界の証券規制当局との協働の下、市場の公正性・透明性の確保に努める態勢の確立を目指す必要がある。

(1) 海外証券規制当局との一層の連携強化

平成26年度に課徴金納付命令勧告を行った長期国債先物に係る相場操縦、Areion Asset Management Company Limitedによる相場操縦、Select Vantage Inc.による相場操縦(附属資料3-4-3(2)②参照)は、違反行為者等が海外に所在する事案であり、特に海外の当局と協力・連携して対処する必要があった。

証券監視委においては、これまでもグローバル化する不正取引に対応するため、証券規制当局間のMMOU(多国間情報交換枠組み)などを活用した海外当局との連携のほか、海外当局を訪問しての協議、海外当局が行う調査への協力を行ってきたが、今後とも一層、海外当局と積極的にコミュニケーションを図り、ネットワークを強化することで、実効的な情報交換の実現を目指し、クロスボーダー取引を利用した不正取引の実態解明に取り組んでいく。

(2) 国際的な事案への対応力を備えた人材育成

クロスボーダー取引を利用した不正取引の調査では、海外当局との連携や情報の分析等において、語学力や高度な専門知識に加え、グローバルなコミュニケーション能力等が必要であり、証券監視委にとって、こうしたスキルを備えた人材の育成が重要な課題である。

証券監視委としては、海外当局との人材交流や海外当局主催の研修への職員派遣を通じて、クロスボーダー取引を利用した不正取引に対する分析能力・調査能力の向上や、海外当局とのネットワークの強化を図り、国際的な事案への対応力を備えた人材育成に取り組んでいく。

(3) 複雑化・多様化する金融商品・取引への対応の強化

グローバルな金融・資本市場のイノベーションの進展とともに、金融商品・取引は複雑化・多様化する傾向にあるほか、取引形態を見ても、HFT等の高速取引が増加している。

証券監視委としては、こうした変化に的確に対応していくために、新たな商品・取引形態についても十分な実態把握に努め、それを活用した不正取引の調査に取り組んでいく。

第6章 開示検査

第1 概説

1 開示検査の目的

金商法における開示（ディスクロージャー）制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が適切に投資判断を行うことができるよう、有価証券届出書を始めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者等の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ迅速に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度である。

上記開示制度の実効性を確保するため、金商法において、内閣総理大臣は、必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、有価証券報告書の提出者、発行登録書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査（以下「開示検査」という。）を行うことができるとされている。

開示検査は、①正確な企業情報が公平かつ迅速に市場に提供されるようにすること、②ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に資することを目的として行われている。

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を发出するよう勧告するほか、必要に応じて訂正報告書等の提出命令を发出するよう勧告を行っている。また、重要な事項について虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

2 開示検査の権限

わが国金融・資本市場においては、金商法の規定に基づき、約3,500社の上場会社を始めとする有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書若しくは親会社等状況報告書等を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第26条（同法第27条において準用する場合を含む。））
- (2) 公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第27条の22第1項（同法第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。））
- (3) 意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第27条の22第2項）
- (4) 大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳

簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 30 第 1 項）

- (5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社若しくは参考人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 27 条の 30 第 2 項）
- (6) 特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 35）
- (7) 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為（以下「特定関与行為」という。）をした者に対する課徴金に係る事件について事件関係人等に出頭を求め、質問をし、若しくは意見若しくは報告を徴し、又は事件関係人の営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査する権限（金商法第 177 条第 1 項）
- (8) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 193 条の 2 第 6 項）

（注 1）以下の権限については、証券監視委に委任されていない（課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）。

- ・有価証券届出書の効力発生前に行われる届出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 1 号）
- ・発行登録書の効力発生前に行われる発行登録書の提出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 2 号）
- ・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 3 号）

（注 2）以下の権限については、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。

- ・上記（1）～（6）及び（8）のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項ただし書）
- ・上記（7）のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 194 条の 7 第 2 項ただし書）

3 開示検査結果に基づく勧告

(1) 課徴金納付命令の発出を求める勧告

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法第 20 条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、内閣総理大臣より委任された金融庁長官は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経た上で審判事件についての決定案を作成し、決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（附属資料 3-4-4 参照）。

課徴金制度導入以降、「証券取引法の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 76 号）、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 65 号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 86 号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金の水準を引き上げる見直しが行われている。

課徴金の対象となる行為及び課徴金額は以下のとおりである。

- ① 有価証券届出書を提出しない等のため必要な届出が受理されていないのに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条）
課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 4.5（株券等以外は 100 分の 2.25）
- ② 虚偽記載のある有価証券届出書（募集・売出し等の発行開示）等に基づく募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の 2、旧金商法第 172 条）
課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 4.5（株券等以外は 100 分の 2.25）
- ③ 有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等を提出しない行為（金商法第 172 条の 3）
課徴金額：前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は 400 万円）
（四半期報告書・半期報告書の場合はその 2 分の 1）
- ④ 虚偽記載のある有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等を提出する行為（金商法第 172 条の 4、旧金商法第 172 条の 2）
課徴金額：600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 6 のいずれか大きい額
（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその 2 分の 1）
- ⑤ 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為（金商法第 172 条の 5）
課徴金額：買付総額の 100 分の 25
- ⑥ 虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出する行為（金商法第 172 条の 6）
課徴金額：買付株券等の時価合計額の 100 分の 25
- ⑦ 大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為（金商法第 172 条の 7）
課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の 1
- ⑧ 虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為（金商法第 172 条の 8）
課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の 1
- ⑨ 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の 9）
課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 4.5（株券等以外は 100 分の 2.25）
- ⑩ 虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の 10）
課徴金額：イ）当該特定証券等情報が公表されている場合
募集・売出総額の 100 分の 4.5（株券等以外は 100 分の 2.25）
ロ）当該特定証券等情報が公表されていない場合
イ）の額に、
$$\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$$
を乗じて得た額

高額は、1億9,426万円（株式会社S J Iに係る有価証券報告書等の虚偽記載）である。

2 勧告事案の概要

平成26年度において、開示検査結果に基づき課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

① 株式会社太陽商會に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成26年4月22日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社太陽商會（以下①において「当社」という。）は、平成25年3月期に、売買取引の実体を伴っていない物品販売契約を締結すること等により架空の売上を計上した。

この結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成25年6月28日	第11期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成25年3月期有価証券報告書）	平成24年4月1日～平成25年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書 連結貸借対照表	連結経常損益が5百万円であるところを43百万円と記載 連結当期純損益が11百万円であるところを50百万円と記載 連結純資産額が▲30百万円であるところを7百万円と記載	・架空売上の計上 ・純資産額の過大計上
2	平成25年8月14日	第12期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成25年6月第1四半期四半期報告書）	平成25年4月1日～平成25年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲21百万円であるところを24百万円と記載	過去の架空売上の計上による純資産額の過大計上
3	平成25年11月14日	第12期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成25年9月第2四半期四半期報告書）	平成25年7月1日～平成25年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲44百万円であるところを858千円と記載	過去の架空売上の計上による純資産額の過大計上

4	平成 26 年 2 月 14 日	第 12 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平 成 25 年 12 月第 3 四半期四半期報 告書)	平成 25 年 10 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲78 百万円であるところ を▲32 百万円と記載	過去の架空売上の計上による純 資産額の過大計上
---	---------------------	---	--	----------------	--	----------------------------

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は債務超過であることを示す。

【課徴金額】 1,200 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 4 月 22 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 5 月 26 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

② 株式会社三栄建築設計に係る有価証券報告書等の虚偽記載及び同社株式に係る変更報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 6 月 5 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社三栄建築設計（以下②において「当社」という。）は、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第 172 条の 4 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書を提出した。

開示書類		虚偽記載	
提出日	書類	会計期間	内容
平成 23 年 11 月 25 日	第 18 期事業年度 会計期間に係る 有価証券報告書 (平成 23 年 8 月 期有価証券報告 書)	平成 22 年 9 月 1 日～平成 23 年 8 月 31 日の会計期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 【提出会社の状況】 1 【株式等の状況】 (7) 【大株主の状況】 に掲記された大量保有者の所有株式数が 6,840,200 株であるところを 6,554,000 株と記載し、同人の発行済株式総数に対する所有株式数の割合が 72.32%であるところを 69.29%と記載 ・第 4 【提出会社の状況】 5 【役員の状況】 に掲記された大量保有者の所有株式数が 6,840,200 株であるところを 6,554,000 株と記載

2. 当社は、関東財務局長に対し、以下のとおり金商法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。

- (1) 平成 24 年 7 月 13 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年 8 月期有価証券報告書（上表参照）を組込情報とする有価証券届出書（一般募集）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 8 月 3 日、2,000,000 株の株式を 1,410,200,000 円で取得させた。
- (2) 平成 24 年 7 月 13 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年 8 月期有価証券報告書（上表参照）を組込情報とする有価証券届出書（その他の者に対する割当）

を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年8月28日、300,000株の株式を211,530,000円で取得させた。

3. 当社株式に係る大量保有者は、それぞれ下表の「提出日」欄記載の年月日に、関東財務局長に対し、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「虚偽記載」欄記載のとおり、金商法第172条の8に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」変更報告書を提出した。

番号	発行体	報告書	提出日	虚偽記載
1	株式会社 三栄建築設計	変更報告書 No. 3	平成 21 年 11 月 16 日	・保有株券等の数が 18,329 株であるところを 17,900 株と記載し、株券等保有割合が 77.94%であるところを 75.70%と記載
2	株式会社 三栄建築設計	変更報告書 No. 4	平成 22 年 5 月 19 日	・保有株券等の数が 3,481,500 株であるところを 3,350,000 株と記載し、株券等保有割合が 74.04%であるところを 70.83%と記載
3	株式会社 三栄建築設計	変更報告書 No. 5	平成 22 年 8 月 13 日	・保有株券等の数が 3,419,200 株であるところを 3,277,000 株と記載し、株券等保有割合が 72.72%であるところを 69.29%と記載
4	株式会社 三栄建築設計	変更報告書 No. 6	平成 24 年 7 月 27 日	・保有株券等の数が 13,540,200 株であるところを 12,946,800 株と記載し、株券等保有割合が 72.00%であるところを 68.44%と記載

【課徴金額】

株式会社三栄建築設計 7,896 万円
株式会社三栄建築設計株式に係る大量保有者 41 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 6 月 5 日
課徴金納付命令決定日 平成 26 年 7 月 1 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

③ 株式会社アイレックスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 6 月 19 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社アイレックス（以下③において「当社」という。）は、システム開発に係る派遣業務について、実際には作業に従事していない人員の勤務表を改ざんして実態を上回る作業時間を計上することにより、これに対応する架空の売上を計上するなどした。また、システムの開発及び制作を受注して行う取引について、顧客の検収後に発生した労務費等を費用として処理すべきであったにもかかわらず、仕掛品として計上するなどした。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成 24 年 6 月 25 日	第 70 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成 24 年 3 月期有価証券 報告書)	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が 211 百万円であ るところを 335 百万円と記載 連結当期純損益 が 124 百万円 であるところを 248 百万円と記 載	架空売上の計上 等
2	平成 24 年 8 月 14 日	第 71 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 24 年 6 月 第 1 四半期四半 期報告書)	平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 596 百万円であ るところを 806 百万円と記載	仕掛品の過大計 上等
3	平成 24 年 11 月 14 日	第 71 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 24 年 9 月 第 2 四半期四半 期報告書)	平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結 累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期経常 損益が▲14 百万 円であるところ を 190 百万円と 記載 連結四半期純損 益が▲68 百万 円であるところ を 135 百万円と 記載	・架空売上の計上 ・仕掛品の過大計 上等
			平成 24 年 7 月 1 日 ～平成 24 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 545 百万円であ るところを 899 百万円と記載	
4	平成 25 年 2 月 14 日	第 71 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 24 年 12 月第 3 四半期四 半期報告書)	平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結 累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期経常 損益が▲16 百万 円であるところ を 129 百万円と 記載 連結四半期純損 益が▲75 百万 円であるところ を 69 百万円と 記載	・架空売上の計上 ・仕掛品の過大計 上等
			平成 24 年 10 月 1 日 ～平成 24 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 551 百万円であ るところを 846 百万円と記載	

5	平成 25 年 6 月 10 日	第71期事業年度 第2四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書の 訂正報告書（平 成24年9月第2 四半期四半期報 告書の訂正報告 書）	平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 9 月 30 日の第2四半期連結 累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期経常 損益が▲14百万 円であるところ を68百万円と記 載 連結四半期純損 益が▲68百万 円であるところ を13百万円と 記載	・架空売上の計上 ・仕掛品の過大計 上等
			平成 24 年 7 月 1 日 ～平成 24 年 9 月 30 日の第2四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 545百万円であ るところを715 百万円と記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 1,500 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 6 月 19 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 7 月 18 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

④ 日本アセットマーケティング株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 6 月 19 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 日本アセットマーケティング株式会社（以下④において「当社」という。）は、ソフトウェアの販売に当たり、実体のない販売代理業務に係る契約を締結し、当該契約に基づき仲介手数料を支払うことにより資金を販売先に還流させるとともに、当該仲介手数料に相当する金額を含めたソフトウェアの販売代金を計上することにより、売上を過大に計上した。

この結果、当社は、近畿財務局長に対し、下表のとおり、金商法第 172 条の 4 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書を提出した。

提出日	書類	虚偽記載			
		会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
平成 24 年 6 月 28 日	第13期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書（平成 24 年 3 月期有価証券 報告書）	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	売上高が 83 百 万円であるところ を 103 百万円 と記載	売上の過大計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

2. 当社は、近畿財務局長に対し、以下のとおり、金商法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

- (1) 平成24年9月7日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成24年3月期有価証券報告書（上表参照）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年9月24日、342個の新株予約権を302,642,640円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。
- (2) 平成24年9月7日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成24年3月期有価証券報告書（上表参照）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年9月24日、379,746株の株式を299,999,340円で取得させた。
- (3) 平成25年3月1日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成24年3月期有価証券報告書（上表参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年4月22日、1,300,000株の株式を1,690,000,000円で取得させた。

【課徴金額】 1億915万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成26年6月19日

課徴金納付命令決定日 平成26年7月18日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑤ インスパイアー株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成26年9月2日

【勧告の対象となった違反事実】

1. インスパイアー株式会社（以下⑤において「当社」という。）は、実際は、カード事業に係るソフトウェアの開発を行っていなかったにもかかわらず、同事業のためのソフトウェアを開発するなどとして、「ソフトウェア仮勘定」等の架空の資産を計上していた。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成 21 年 11 月 16 日	第 19 期事業年度第 2 四半期会計期間 に係る四半期報告 書(平成 21 年 9 月 第 2 四半期四半期 報告書)	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 9 月 30 日の第 2 四半期累計 期間	四半期 損益計算書	四半期純損益が▲ 354 百万円である ところを▲194 百 万円と記載	ソフトウェア 仮勘定の架空 計上 等
			平成 21 年 7 月 1 日 ～平成 21 年 9 月 30 日の第 2 四半期会計 期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 216 百 万円であるところ を 376 百万円と記 載	
2	平成 22 年 2 月 15 日	第 19 期事業年度第 3 四半期会計期間 に係る四半期報告 書(平成 21 年 12 月第 3 四半期四半 期報告書)	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 12 月 31 日の第 3 四半期累計 期間	四半期 損益計算書	四半期純損益が▲ 459 百万円である ところを▲301 百 万円と記載	ソフトウェア 仮勘定の架空 計上 等
			平成 21 年 10 月 1 日 ～平成 21 年 12 月 31 日の第 3 四半期会計 期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 192 百 万円であるところ を 351 百万円と記 載	
3	平成 22 年 6 月 28 日	第 19 期事業年度会 計期間に係る有価 証券報告書 (平成 22 年 3 月期 有価証券報告書)	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 3 月 31 日の会計期間	損益計算書	当期純損益が▲ 698 百万円である ところを▲535 百 万円と記載	ソフトウェア 仮勘定の架空 計上 等
				貸借対照表	純資産額が 97 百 万円であるところ を 259 百万円と記 載	
4	平成 22 年 8 月 16 日	第 20 期事業年度第 1 四半期会計期間 に係る四半期報告 書(平成 22 年 6 月 第 1 四半期四半期 報告書)	平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 6 月 30 日の第 1 四半期会計 期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 17 百 万円であるところ を 180 百万円と記 載	ソフトウェア 仮勘定の架空 計上
5	平成 22 年 11 月 15 日	第 20 期事業年度第 2 四半期会計期間 に係る四半期報告 書(平成 22 年 9 月 第 2 四半期四半期 報告書)	平成 22 年 7 月 1 日 ～平成 22 年 9 月 30 日の第 2 四半期会計 期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲101 百万円であるところ を 44 百万円と 記載	ソフトウェア 仮勘定の架空 計上
6	平成 23 年 2 月 14 日	第 20 期事業年度第 3 四半期会計期間 に係る四半期報告 書(平成 22 年 12 月第 3 四半期四半 期報告書)	平成 22 年 10 月 1 日 ～平成 22 年 12 月 31 日の第 3 四半期会計 期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲192 百万円であるところ を▲46 百万円と 記載	ソフトウェア 仮勘定の架空 計上

7	平成 23 年 6 月 28 日	第 20 期事業年度会計期間に係る有価証券報告書（平成 23 年 3 月期有価証券報告書）	平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 3 月 31 日の会計期間	貸借対照表	純資産額が▲276 百万円であるところを▲158 百万円と記載	ソフトウェア 仮勘定の架空計上
8	平成 23 年 8 月 15 日	第 21 期事業年度第 1 四半期会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 6 月 30 日の第 1 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲343 百万円であるところを▲228 百万円と記載	ソフトウェア の架空計上
9	平成 23 年 11 月 14 日	第 21 期事業年度第 2 四半期会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 23 年 7 月 1 日 ～平成 23 年 9 月 30 日の第 2 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲383 百万円であるところを▲275 百万円と記載	ソフトウェア の架空計上
10	平成 24 年 2 月 14 日	第 21 期事業年度第 3 四半期会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 23 年 10 月 1 日 ～平成 23 年 12 月 31 日の第 3 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲439 百万円であるところを▲337 百万円と記載	ソフトウェア の架空計上
11	平成 24 年 6 月 29 日	第 21 期事業年度会計期間に係る有価証券報告書（平成 24 年 3 月期有価証券報告書）	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日の会計期間	貸借対照表	純資産額が▲85 百万円であるところを 10 百万円と記載	ソフトウェア の架空計上
12	平成 24 年 8 月 14 日	第 22 期事業年度第 1 四半期会計期間に係る四半期報告書（平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 6 月 30 日の第 1 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲99 百万円であるところを▲9 百万円と記載	ソフトウェア の架空計上
13	平成 24 年 11 月 22 日	第 22 期事業年度第 2 四半期会計期間に係る四半期報告書（平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 24 年 7 月 1 日 ～平成 24 年 9 月 30 日の第 2 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	連純資産額が▲116 百万円であるところを▲31 百万円と記載	ソフトウェア の架空計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

2. 当社は、関東財務局長に対し、以下のとおり、金商法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。

(1) 平成 24 年 2 月 20 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年 3 月期有価証券報告書（上表番号欄 7 参照）及び平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書（上表番号欄 10 参照）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 3 月 30 日、307,977 株の株式を 322,759,896 円で取得させた。

(2) 平成 24 年 2 月 20 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年 3 月期有価証券報告書（上表番号欄 7 参照）及び平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書（上表番号欄 10 参照）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 3 月 30 日、1,250 個の新株予約権証券を 107,562,500 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

【課徴金額】 4,336 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 9 月 2 日
課徴金納付命令決定日 平成 26 年 10 月 3 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑥ JALCOホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 11 月 21 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. JALCOホールディングス株式会社（以下⑥において「当社」という。）は、連結子会社において、売買取引の実体を伴っていない割賦販売契約を締結すること等により、売上等を過大に計上した。

この結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 24 年 8 月 13 日	第 2 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲138 百万円であるところを▲108 百万円と記載	売上の過大計上等
2	平成 24 年 11 月 14 日	第 2 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が 537 百万円であるところを 914 百万円と記載 連結四半期純損益が▲259 百万円であるところを▲178 百万円と記載	売上の過大計上等
			平成 24 年 7 月 1 日～平成 24 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲5 百万円であるところを 81 百万円と記載	

3	平成 25 年 2 月 12 日	第 2 期事業年度第 3 四半期連結会計 期間に係る四半期 報告書 (平成 24 年 12 月第 3 四半期四 半期報告書)	平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結 累計期間	四半期連結 損益計算書	売上高が 718 百万円 であるところを 1,860 百万円と記載	売上の過大計上 等
					連結四半期純損益が ▲342 百万円である ところを▲219 百万 円と記載	
			平成 24 年 10 月 1 日 ～平成 24 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲96 百万円であるところ を 33 百万円と記載	
4	平成 25 年 6 月 26 日	第 2 期事業年度連 結会計期間に係る 有価証券報告書 (平成 25 年 3 月期 有価証券報告書)	平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 25 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	売上高が 904 百万円 であるところを 3,351 百万円と記載	売上の過大計上 等
					連結当期純損益が▲ 421 百万円である ところを▲219 百万 円と記載	
5	平成 25 年 8 月 7 日	第 3 期事業年度第 1 四半期連結会計 期間に係る四半期 報告書 (平成 25 年 6 月第 1 四半期四 半期報告書)	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 25 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結 会計期間	四半期連結 損益計算書	売上高が 266 百万円 であるところを 1,421 百万円と記載	売上の過大計上 等
					連結四半期純損益が 168 百万円である ところを 229 百万円と 記載	
6	平成 25 年 11 月 6 日	第 3 期事業年度第 2 四半期連結会計 期間に係る四半期 報告書 (平成 25 年 9 月第 2 四半期四 半期報告書)	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 25 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結 累計期間	四半期連結 損益計算書	売上高が 646 百万円 であるところを 3,111 百万円と記載	売上の過大計上 等
					連結四半期純損益が 131 百万円である ところを 267 百万円と 記載	
7	平成 26 年 2 月 5 日	第 3 期事業年度第 3 四半期連結会計 期間に係る四半期 報告書 (平成 25 年 12 月第 3 四半期四 半期報告書)	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結 累計期間	四半期連結 損益計算書	売上高が 980 百万円 であるところを 4,801 百万円と記載	売上の過大計上 等
					連結四半期純損益が 150 百万円である ところを 363 百万円と 記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

2. 当社は、関東財務局長に対し、以下のとおり、金商法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。

- (1) 平成 24 年 12 月 26 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書 (上表番号欄 2 参照) を組込情報とする有価証券届出書 (株式) を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 25 年 2 月 21 日、26,000,000 株の株式を 1,300,000,000 円で取得させた。
- (2) 平成 25 年 11 月 1 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 25 年 3 月期有価証券報告書 (上表番号欄 4 参照) 及び平成 25 年 6 月第 1 四半期四半期報告書 (上表番

号欄5参照)を組込情報とする有価証券届出書(株式)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年11月18日、8,411,217株の株式を1,800,000,438円で取得させた。

【課徴金額】 1億5,150万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成26年11月21日
課徴金納付命令決定日 平成26年12月16日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑦ 株式会社S J Iに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成27年3月27日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社S J I (以下⑦において「当社」という。)は、売買取引を装うなどして、実質破綻状態にあった当社役員に資金を流出させていたにもかかわらず、同流出資金について貸倒引当金繰入額を計上しなかった上、同役員の子が代表取締役を務める会社等に対する貸付金について適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかった。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成 23 年 2 月 14 日	第 22 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書)	平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が▲865 百万円であるところを▲363 百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等
2	平成 23 年 6 月 29 日	第 22 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成 23 年 3 月期有価証券報告書)	平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲950 百万円であるところを 8 百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等
3	平成 23 年 8 月 15 日	第 23 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書)	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が▲1,785 百万円であるところを▲266 百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等
			平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 9,318 百万円であるところを 11,796 百万円と記載	
4	平成 23 年 11 月 14 日	第 23 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書)	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が▲788 百万円であるところを 930 百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等
5	平成 24 年 2 月 22 日	第 23 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書)	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が▲998 百万円であるところを 697 百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等
6	平成 24 年 6 月 28 日	第 23 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成 24 年 3 月期有価証券報告書)	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲582 百万円であるところを 795 百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等
7	平成 26 年 2 月 14 日	第 25 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成 25 年 12 月第 3 四半期四半期報告書)	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が▲1,351 百万円であるところを▲526 百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等
8	平成 26 年 6 月 27 日	第 25 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成 26 年 3 月期有価証券報告書)	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲6,714 百万円であるところを▲6,149 百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等

2. 当社は、関東財務局長に対し、以下のとおり、金商法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。

- (1) 平成 23 年 9 月 22 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年 3 月期有価証券報告書（上表番号欄 2 参照）及び平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書（上表番号欄 3 参照）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 10 月 17 日、109,000 株の株式を 1,417,000,000 円で取得させた。
- (2) 平成 24 年 11 月 27 日、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの連結会計期間につき、貸倒引当金繰入額の過少計上等により、同期間における連結当期純損益が 582 百万円の損失であるところを 795 百万円の利益と記載するなどした同期間における連結損益計算書を掲載した有価証券届出書（新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 12 月 14 日、新株予約権付社債を 2,500,000,000 円で取得させた。

【課徴金額】 1 億 9,426 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日	平成 27 年 3 月 27 日
課徴金納付命令決定日	平成 27 年 4 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

3 平成 25 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

(1) 審判手続

平成 25 年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において審判手続が係属中で課徴金納付命令決定がなされていなかった事案について、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○ 日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

平成 25 年 3 月 29 日に課徴金納付命令勧告を行った日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案については、被審人から、違反事実を否認する旨の答弁書の提出があり、風力発電機販売斡旋契約に基づく役務提供及び対価の実態の有無が争点となったものである。

審判手続を経て、金融庁長官は、被審人は、自己の会計上の便宜を図る目的で、専ら自らの事業のために行っていた、風力発電機メーカーにとっては必要性の認められない行為を、販売斡旋契約に係る役務提供であると称しているにすぎず、被審人の行為に同契約に基づく役務提供としての実態はなかったものと認められると判断し、また、風力発電機メーカーは被審人に対し実質的には販売斡旋手数料を負担しておらず、販売斡旋手数料は内実を伴っていなかったことから、同契約に基づく役務提供について、対価の実態はなかったと判断して、平成 26 年 8 月 28 日に課徴金の納付を命ずる旨の決定を行った。

※ 本件決定に対し、当社は、平成 26 年 9 月 26 日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起

している。

(2) 課徴金納付命令決定に対する取消訴訟

課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案についての、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○ JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【平成 22 年 6 月 21 日課徴金納付命令勧告、平成 22 年 12 月 9 日課徴金納付命令決定、平成 22 年 12 月 24 日取消訴訟提起、平成 24 年 6 月 29 日判決（東京地裁）、原告控訴、平成 25 年 3 月 28 日判決（東京高裁）、控訴人上告、平成 27 年 1 月 22 年決定（最高裁）】

平成 24 年 6 月 29 日、東京地方裁判所は、原告（被審人）の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、原告は控訴した。

平成 25 年 3 月 28 日、東京高等裁判所は、有価証券届出書の虚偽記載に係る新株予約証券部分の課徴金額の算定について、新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額（当初行使価額）は一義的に確定すること、また、金商法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号について、課徴金の額を判断する基準時は有価証券を取得させた時点であり、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」とは当該新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額（当初行使価額）であると解すべきなどとして、控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、控訴人は上告した。

平成 27 年 1 月 22 日、最高裁判所において上告棄却決定及び上告不受理決定がなされ、判決が確定した。

○ クラウドゲート株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【平成 24 年 1 月 27 日課徴金納付命令勧告、平成 24 年 3 月 2 日及び同年 10 月 22 日課徴金納付命令決定、平成 24 年 11 月 20 日取消訴訟提起、平成 26 年 2 月 14 日判決（東京地裁）、原告控訴、平成 26 年 6 月 26 日判決（東京高裁）、控訴人上告、平成 27 年 1 月 22 日決定（最高裁）】

平成 26 年 2 月 14 日、東京地方裁判所は、原告（被審人）の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、原告は控訴した。

平成 26 年 6 月 26 日、東京高等裁判所は、金商法第 172 条の 2 第 1 項に基づき課徴金を課すに当たり、発行者において具体的な経済的利得があること及び経済的利得が生じる一般的、抽象的な可能性があることは要件とされていないと解するのが相当であり、また、同法同項の「重要な事項」とは、発行者から直接取得勧誘を受ける不特定の相手方のみならず、その相手方から譲渡を受ける可能性がある投資者一般を基準として、投資者の投資判断に影響を与えるような事項をいうものと解すべきであること、さらに、発行開示書類の虚偽記載と有価証券を取得させることとの間の因果関係は不要であると解すべきであること、そして、課徴金条項に基づく課徴金は、虚偽記載につき発行者に故意又は過失のあることは不要であると解すべきとして、控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、控訴人は上告した。

平成 27 年 1 月 22 日、最高裁判所において上告棄却決定及び上告不受理決定がなされ、判決が確定した。

○ 日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【平成 25 年 3 月 29 日課徴金納付命令勧告、平成 26 年 8 月 28 日課徴金納付命令決定、平成 26 年 9 月 26 日取消訴訟提起】

平成 25 年 3 月 29 日に課徴金納付命令勧告を行った日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案については、現在、東京地方裁判所において取消訴訟が係属中である（平成 27 年 4 月 30 日現在）。

(3) 訂正報告書等の提出命令決定に対する取消訴訟

訂正報告書等の提出命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案についての、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○ 日本風力開発株式会社提出の有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令勧告

【平成 25 年 3 月 29 日訂正報告書提出命令勧告、平成 25 年 4 月 12 日訂正報告書提出命令決定、平成 25 年 4 月 12 日取消訴訟提起】

平成 25 年 3 月 29 日に訂正報告書の提出命令勧告を行った日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書の虚偽記載事案については、現在、東京地方裁判所において取消訴訟が係属中である（平成 27 年 4 月 30 日現在）。

第 3 開示検査の結果行なわれた自発的訂正等

証券監視委では、開示検査の結果、重要な事項について虚偽記載等が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。平成 26 年度において、自発的訂正が行われた事案の概要は以下のとおりである。

① A 社（東京証券取引所市場第一部上場、業種：証券・商品先物取引業）

- ・ A 社は、在外連結子会社が保有する複数の未上場株式について、国際財務報告基準（IFRS）に基づく公正価値評価損益を連結売上高に計上していたところ、当該未上場株式のうち一部の銘柄について、マルチプル法（類似企業比較法）を用いた評価に利用する類似企業について、類似の範囲を広く解釈した企業選定を行っていたなど、適切な評価を行っていないものと認められたため、これに伴い必要となる有価証券報告書等の訂正を行うよう懲慥した。
- ・ A 社は、子会社の B 投資事業組合について、連結範囲の例外規定（連結財務諸表に関する会計基準第 14 項(2)）に該当するとして連結範囲から除外していたが、B 投資事業組合は A 社の連結子会社である C 社と多額の取引を行っていたことなどから、A 社の連結範囲に含めるべきものと認められたため、これに伴い必要となる有価証券報告書等の訂正を行うよう懲慥した。

② D 社（東京証券取引所ジャスダック市場上場、業種：小売業）

- ・ D 社は、医療モール建設や薬局用店舗の賃貸借に係るものとして、複数の取引先に資金を支出し、いずれの取引についても契約が解約されたとして支払代金が当社に返金されていたが、当社から支出された資金は、いずれも取引先に入金された直後、当社役員に送金されていたほか、解約によって当社に返金された資金についても、当社役員が個人で借り入れた資金等を取引先名義で送金するなどしていたものであった。このことか

ら、これら取引の実態は、当社役員に対する仮払金及びその仮払金返金であると認められたため、これに伴い必要となる有価証券報告書等の訂正を行うよう懲慥した。

- ・ D社は、取引先E社から土地を取得していたが、当該土地の元所有者は、当社の関連当事者に該当する医療法人Fであり、取引先E社は形式的に介在していたに過ぎなかったことから、当該取引は、D社と医療法人Fとの取引であり、関連当事者取引に関する注記が必要と認められたため、有価証券報告書の訂正を行うよう懲慥した。

第4 今後の課題

開示検査の運営に当たっては、市場を取り巻く状況が変化していることを意識しつつ、以下のような視点に立って開示検査の多様化と高度化を図るよう努めることとしている。

- (1) 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な検査を実施するため、検査手法の改善や研修等を通じた人材の育成等を行い、検査能力の向上を図る。また、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見すべく、引き続き市場内外の様々な情報の幅広い収集に努めるとともに、その分析手法についても改善を行う。
- (2) 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の適正な取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していく。その際には、必要に応じて、虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し、改善を求めていく。
- (3) IT化が進展する中で、虚偽記載の証拠についてもサーバーやパソコン等の電子機器に保存されている電磁的記録が多くなっていることを踏まえ、電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化を行う検査手法・技術（デジタルフォレンジック）の更なる活用を進める。
- (4) 上場企業等の国境を越えた取引や海外の連結子会社において、不適正な会計処理等の疑義が把握される場合には、海外証券規制当局とも連携しつつ、実態を把握するための情報収集に努める。
- (5) 市場監視機能強化の観点から、金融庁の関係部局等のほか、金融商品取引所や公認会計士協会等との間でも、開示規制違反等に関する証券監視委の問題意識や関連情報の共有等により、連携を強化するとともに、市場規律強化の観点から、課徴金事例集の内容を充実させるなど分かりやすい対外的な情報発信に努める。

第7章 犯則事件の調査・告発

第1 概説

1 犯則事件の調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者を厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査権限は、金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4年、証券監視委の発足に伴い、証券監視委の職員固有の権限として付与されたものである。現在では、国際的なマネーロンダリングを規制する犯収法についても、一部の行為について証券監視委職員による犯則調査の対象とされている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、包括的かつ機動的に、発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っている。

2 犯則事件の調査権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る権限として、金商法において、任意調査権限（金商法第210条）と強制調査権限（金商法第211条等）が規定されている。任意調査として、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等を行うことができ、強制調査として、裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えを行うことができる。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）で定められている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦などがある（附属資料1-7-2(4)参照）。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている（犯収法第30条）。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（金商法第223条、犯収法第30条）、証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐことになっている。（金商法第226条、犯収法第30条）

3 平成26年度における活動状況

証券監視委は、平成26年度において、計6回の告発を行った。6回のうち5回については東京地方検察庁検察官に告発し、それ以外の1件については神戸地方検察庁検察官に告発しており、平成26年度も幅広い視野で犯則調査を行った。

特に、井上工業株式会社株券に係る偽計事件及び株式会社太陽商会に係る虚偽有価証券報告書提出事件については警視庁と、株式会社fonfun株券に係る相場操縦事件については兵庫県警と、それぞれ連携して調査を進め、告発を行った。

第2 犯則事件の調査・告発実績

1 告発の状況

平成26年度において、証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引の嫌疑で

1件・2名、相場操縦の嫌疑で2件・3名、偽計の嫌疑で1件・1名、虚偽有価証券報告書提出の嫌疑で2件・6名の合計6件・12名について、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発を行った。(附属資料3-6-2参照)

事 件 名	告発年月日	告 発 先
株式会社インデックスに係る虚偽有価証券報告書提出事件	26年6月16日	東京地方検察庁 検察官
井上工業株式会社株券に係る偽計事件(2) ※	26年8月8日	東京地方検察庁 検察官
デイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた4銘柄の株券に係る相場操縦事件	26年10月7日	東京地方検察庁 検察官
株式会社fonfun株券に係る相場操縦事件	26年12月19日	神戸地方検察庁 検察官
株式会社太陽商会に係る虚偽有価証券報告書提出事件	27年2月2日	東京地方検察庁 検察官
株式会社トーメンエレクトロニクス株券に係る内部者取引事件	27年3月24日	東京地方検察庁 検察官

※ 井上工業株式会社株券に係る偽計事件(1)は、平成23年12月12日、東京地方検察庁検察官に告発を行った。

2 告発事案の概要

平成26年度の告発事案の概要は以下のとおりである。

(1) 不公正取引に対する告発

① 井上工業株式会社株券に係る偽計事件(2)

本件は、既に平成23年12月12日に共犯者について告発した事案であり、当時海外にいた犯則嫌疑者1名が、平成26年7月に本邦に移送され、警視庁に逮捕されたことを受け、新たに告発したものであった。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法(第158条等 偽計の禁止)に違反するとして、警視庁と連携して必要な調査を行い、平成26年8月8日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、井上工業株式会社(以下「井上工業」という。)が平成20年8月28日に公表したアップル有限責任事業組合(以下「アップル組合」という。)を割当先とする第三者割当による新株式発行増資につき、発行価額18億円のうち15億円の払込みを仮装するとともに虚偽の事実を公表して偽計を用い、井上工業の新株を発行するとともに同社の株価を維持上昇させようと企て、井上工業管理本部社長室長ほか3名と共謀の上、井上工業新株の発行のため、及び、同社株価の維持上昇を図る目的をもって、同年9月24日、井上工業名義の預金口座から出金した8億円及び7億円を、他の名義の預金

口座を經由させてアップル組合名義の預金口座に入金し、アップル組合名義で、上記とは別の井上工業名義の預金口座に入金して払込みを仮装した上、その情を秘し、同日、株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報システムであるTDnetにより、前記新株式発行増資の払込みとして18億円全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表し、もって有価証券の取引のため、及び、有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたものである。

【告発後の経緯】

平成26年8月13日、犯則嫌疑者について、起訴がされた。

平成26年10月21日、東京地方裁判所は、被告人は、新株売却等による多額の報酬を得る目的等から、井上工業の社員らに対し、払込みの仮装を持ちかけるなどの重要な役割を果たしたものであり、被告人が関与した当初は払込みの仮装を意図しておらず、その後共犯者らからの指示を受けて払込みの仮装等に従属的に関与したとはいえ、その刑事責任は相応に重いなどとして、懲役2年（執行猶予3年）の判決を言い渡し、同判決は確定した。

② デイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた4銘柄の株券に係る相場操縦事件

本件は、犯則嫌疑者2名が、共謀の上、ただちに約定しない程度の注文を大量に出して顧客の注文を誘引する、いわゆる「見せ玉」手法等を用いて相場操縦を行った事件であった。なお、本件は、こうした「見せ玉」を主たる手法とする相場操縦の告発としては5件目であったが、顧客の買い注文を誘引する行為だけでなく、顧客の売り注文を誘引する行為も認められた初めての事例であった。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第159条第2項第1号等 相場操縦行為等の禁止）に違反するとして、必要な調査を行い、平成26年10月7日、犯則嫌疑者2名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者2名は、株式会社東京証券取引所が開設する有価証券市場に上場されている株式会社の株券につき、売り需要が高い状況を作成することで顧客の売り注文を誘引するなどして同株券を買い付ける一方で、買い需要が高い状況を作成することで顧客の買い注文を誘引するなどして同株券の株価を上昇させ、同株券を高値で売り付けようと考え、財産上の利益を得る目的で、共謀の上

第1 株式会社オリエントコーポレーションの株券について、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成25年2月15日、同市場において、大量の上値売り注文等を連続して入れるなどしてその指値より安値で同株券を買い付けた上、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、犯則嫌疑者らの名義で、証券会社を介し、同株券合計約58万株を買い付けるとともに、同株券合計約95万株の売買の委託を行い、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、同株券の株価を上昇させ、その頃、上昇させた株価により、同株券合計約58万株を売り付け

第2 株式会社トクヤマの株券について、前同様の目的をもって、同年3月11日、同市場において、前同様の方法により、犯則嫌疑者らの名義で、証券会社を介し、同株

券合計 58 万株を買い付けるとともに、同株券合計約 123 万株の売買の委託を行い、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、同株券の株価を上昇させ、その頃、上昇させた株価により、同株券合計 58 万株を売り付け

第3 日本橋梁株式会社の株券について、前同様の目的をもって、同年8月5日、同市場において、前同様の方法により、犯則嫌疑者らの名義で、証券会社を介し、同株券合計約 38 万株を買い付けるとともに、同株券合計約 96 万株の売買の委託を行い、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、同株券の株価を上昇させ、その頃、上昇させた株価により、同株券合計約 38 万株を売り付け

第4 株式会社神戸製鋼所の株券について、前同様の目的をもって、同年8月22日、同市場において、前同様の方法により、犯則嫌疑者らの名義で、証券会社を介し、同株券合計 250 万株を買い付けるとともに、同株券合計約 833 万株の売買の委託を行い、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、同株券の株価を上昇させ、その頃、上昇させた株価により、同株券合計 250 万株を売り付け

もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行ったものである。

【告発後の経緯】

平成 26 年 10 月 8 日、犯則嫌疑者両名について起訴がされ、東京地方裁判所において公判係属中である。(平成 27 年 4 月 30 日現在)

③ 株式会社 f o n f u n 株券に係る相場操縦事件

本件は、犯則嫌疑者が上記株券について、自分の証券口座と借名口座を使い、仮装売買（対当売買）に加え、買い上がり買付けや終値関与を行うなどした相場操縦事件であった。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第 159 条第 1 項第 1 号等 相場操縦行為等の禁止）に違反するとして、兵庫県警と連携して必要な調査を行い、平成 26 年 12 月 19 日、犯則嫌疑者を神戸地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、財産上の利益を得る目的で、大阪証券取引所が開設していた有価証券市場に上場されていた株式会社 f o n f u n の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成 25 年 4 月 16 日から同月 23 日までの間、6 取引日にわたり、同市場において、知人名義で、連続した成行注文又は高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計約 4 万株を買い付け、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株券の相場を変動させるべき一連の売買をし、さらに、同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させる等同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同期間中、同市場において、知人及び妻名義で、同株券合計約 6 千株について、売り付けると同時に別途買付けをし、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、その株価を上昇させた上、その間、同市場において、その上昇させた株価により、知人及び妻名義で、同株券合計約

11 万株を売り付け、もって有価証券等の相場を変動させ、当該変動させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売買を行ったものである。

【告発後の経緯】

平成 26 年 12 月 26 日、犯則嫌疑者について、起訴がされた。

平成 27 年 4 月 14 日、神戸地方裁判所は、被告人による行為は、妻や知人の名義の口座を用いた上で、買い上がり買付け、終値関与、仮装売買等の手法により株価を引き上げて売抜けを図ったもので、態様が悪質であり、その株価上昇により市場に与えた影響は少なくないなどとして、懲役 2 年 8 月（実刑）、罰金 500 万円、追徴金約 3,291 万円の判決を言い渡した。

なお、被告人は控訴し、大阪高等裁判所において公判係属中である。（平成 27 年 4 月 30 日現在）

④ 株式会社トーメンエレクトロニクス株券に係る内部者取引事件

本件は、公開買付者との株式譲渡契約締結の交渉を行っていた会社の役員からの情報受領者である犯則嫌疑者及びその知人である犯則嫌疑者が、共謀の上、公開買付けの実施に関する重要事実が公表される前に多数の同社株を買い付けたという内部者取引事件であった。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第 167 条第 3 項等 情報受領者の禁止行為）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 27 年 3 月 24 日、犯則嫌疑者 2 名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者 A は、平成 25 年 11 月 12 日頃、豊田通商株式会社（以下「豊田通商」という。）との間で、株式会社東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた株式会社トーメンエレクトロニクス（以下「トーメンエレクトロニクス」という。）の株式譲渡契約締結の交渉を行っていた会社の役員から、同人が当該株式譲渡契約締結の交渉に関して知った、豊田通商の業務執行を決定する機関がトーメンエレクトロニクスの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けたもの、犯則嫌疑者 B は、その知人であるが、犯則嫌疑者両名は、共謀の上、法定の除外事由がないのに、前記事実の公表前である同月 19 日、犯則嫌疑者 B 名義でトーメンエレクトロニクス株券合計 3 万株を代金合計 3,534 万円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

平成 27 年 3 月 25 日、犯則嫌疑者両名について起訴がされ、東京地方裁判所において公判係属中である。（平成 27 年 4 月 30 日現在）

(2) ディスクロージャー違反に関する告発

① 株式会社インデックスに係る虚偽有価証券報告書提出事件

本件は、犯則嫌疑法人の平成 24 年 8 月期の決算に係る虚偽有価証券報告書の提出につ

き、同法人及び役員2名を告発した事件であった。犯則嫌疑者2名は、共謀の上、架空売上の計上及び過年度において貸倒引当処理済みの債権の回収偽装による貸倒引当金繰入額の減額等の方法により、経常利益、税金等調整前当期純利益、純資産に虚偽の記載を行った有価証券報告書を提出していた。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第197条第1項第1号等 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に違反するとして、必要な調査を行い、平成26年6月16日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者2名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者Aは犯則嫌疑法人株式会社インデックスの取締役会長として、犯則嫌疑者Bは同社の代表取締役社長として、それぞれ同社の業務全般を統括していたものであるが、犯則嫌疑者両名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、平成24年11月27日、同社の本店事務所に設置された入出力装置から、開示用電子情報処理組織を使用して、内閣府が使用する電子計算機に備えられたファイルに記録させる方法により、関東財務局において、同局長に対し、同社の平成23年9月1日から平成24年8月31日までの連結会計年度につき、経常利益が8,600万円（100万円未満は切り捨て。以下同じ。）、税金等調整前当期純損失が6億500万円、純資産が4億1,100万円の債務超過であったにもかかわらず、架空売上の計上及び過年度において貸倒引当処理済みの債権の回収偽装による貸倒引当金繰入額の減額等の方法により、経常利益を9億1,700万円、税金等調整前当期純利益を2億400万円と記載するなどした虚偽の連結損益計算書及び純資産を3億9,800万円と記載するなどした虚偽の連結貸借対照表を各掲載した有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したものである。

【告発後の経緯】

平成26年6月17日、犯則嫌疑者両名について起訴がされ、東京地方裁判所において公判係属中である。（平成27年4月30日現在）

② 株式会社太陽商会に係る虚偽有価証券報告書提出事件

本件は、犯則嫌疑法人の平成25年3月期の決算に係る虚偽有価証券報告書の提出につき、同法人及び役員2名を告発した事件であった。犯則嫌疑者2名は、共謀の上、架空売上を計上するなどの方法により、売上高、税金等調整前当期純利益、純資産に虚偽の記載を行った有価証券報告書を提出していた。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第197条第1項第1号等 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に違反するとして、警視庁と連携して必要な調査を行い、平成27年2月2日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者2名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人株式会社太陽商会（平成26年4月1日、株式会社Now Loading

から商号を変更)は、その発行する株券を株式会社名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場に上場していたものであるが、犯則嫌疑法人の代表取締役Aは、同社の取締役である犯則嫌疑者Bと共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、平成25年6月28日、同社の本店事務所に設置された入出力装置から、開示用電子情報処理組織を使用して、内閣府が使用する電子計算機に備えられたファイルに記録させる方法により、関東財務局において、同財務局長に対し、同社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度につき、売上高が7,744万8,000円(1,000円未満は切り捨て。以下同じ。)、税金等調整前当期純損失が5,056万1,000円、純資産が9,352万6,000円の債務超過であったにもかかわらず、架空売上を計上するなどの方法により、売上高を2億2,125万8,000円、税金等調整前当期純利益を5,079万8,000円と記載するなどした虚偽の連結損益計算書及び純資産を783万3,000円と記載するなどした虚偽の連結貸借対照表を各掲載した有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したものである。

【告発後の経緯】

平成27年2月3日、犯則嫌疑者兩名について起訴がされ、東京地方裁判所において公判係属中である。(平成27年4月30日現在)

第3 平成25年度以前の告発事案に係る判決の概要

平成25年度以前の告発事案について、平成26年4月から平成27年4月までに判決が出されたものの判決の概要は以下のとおりである。

① セントラル総合開発株式会社株券に係る相場操縦事件

【平成25年7月12日告発、平成26年7月4日判決(東京地裁)】

平成26年7月4日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に対し、懲役3年(執行猶予4年)、罰金2,000万円、追徴金約8,286万円の判決を言い渡した。

- ・ 被告人は、長年にわたる株取引の経験を踏まえ、株取引の運用資産の大半を注ぎ込んで20万株余りを買集めた後に、9取引日にわたって、仮装売買を伴う買い上がり買付け、下値支え及び終値関与などの手口により、しかも、他人名義の口座を用いたり、効果的なタイミングを見計らいながら1回当たりの取引株数を抑えつつ、証券監視委等による摘発の回避を図っていたのであって、巧妙にして狡猾かつ悪質である。
- ・ その結果、正常かつ自然の需給関係によるべき株式市場の公正を害し、一般投資家に対し、人為的な操作によって恣意的に引き上げられた相場が自然な需給に基づく公正な相場であると誤解させ、本件対象期間の前後で株価は425円から670円にまで高騰しており、本件が株式市場に与えた影響は重大である。
- ・ 被告人は、自らが関与して変動させた相場によって13万8,800株を売り付け、多額の利益を得ている。

なお、被告人は控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である。(平成27年4月30日現在)

② 株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時価証券届出書を含む虚偽有価証券報告書等提出事件

【平成 21 年 4 月 28 日告発、平成 26 年 9 月 17 日決定（最高裁）】

平成 24 年 1 月 30 日、さいたま地方裁判所は、被告人（公認会計士）に、懲役 3 年 6 月（実刑）の判決を言い渡したのに対し、被告人が控訴、平成 25 年 1 月 11 日、東京高等裁判所は控訴を棄却、被告人が上告していた。

平成 26 年 9 月 17 日、最高裁判所は、被告人の上告を棄却し、上記判決は確定した。

③ 株式会社セラータムテクノロジー株券に係る偽計事件

【平成 24 年 3 月 26 日告発、平成 26 年 10 月 16 日決定（最高裁）】

平成 25 年 4 月 12 日、東京地方裁判所は、被告会社に罰金 800 万円、被告人 A（当該会社取締役兼最高財務責任者）及び被告人 B（当該会社代表取締役）に、それぞれ懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 400 万円の判決を言い渡し、被告人 A に対する上記判決は確定し、被告会社及び被告人 B は控訴した。

平成 26 年 1 月 17 日、東京高等裁判所は、被告会社と被告人 B の控訴を棄却したのに対し、被告会社及び被告人 B が上告していた。

平成 26 年 10 月 16 日、最高裁判所は、被告会社及び被告人 B の上告を棄却し、上記判決は確定した。

④ オリパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

【平成 24 年 3 月 6 日及び平成 24 年 3 月 28 日告発、平成 26 年 12 月 8 日判決（東京地裁）】

平成 26 年 12 月 8 日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人（会社役員）に対し、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）、罰金 700 万円の判決を言い渡した。

- ・ 被告人は、オリパスが連結会計年度の連続 4 期にわたり、連結純資産額を最大 1,178 億円余り過大計上した本件各犯行に幫助犯として加担したもので、東証一部上場企業のオリパスが、有価証券報告書の記載を偽った影響、程度は大きい。
- ・ 被告人は、証券会社に勤務していた平成 3 年頃、オリパスから金融商品の損失について相談されたのがきっかけで、長年にわたり、オリパス関係者に協力し、国際金融取引の経験や人脈を利用して、簿外損失の公表を回避するスキームを構築するなどした。そして、本件各犯行では、このスキームを維持し続けた上、F A 報酬名目で交付された配当優先株等の処分に加担して、オリパス関係者の犯行を可能にする重要な役割を果たして、高額の報酬を取得した。
- ・ 本件各犯行は、オリパス側が、M&A 等の機会を利用して架空の「のれん」計上を行うなど自ら主導したもので、被告人から提案したり積極的に働きかけたりしたものではなく、被告人は従属的立場であった。

なお、被告人は控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である。（平成 27 年 4 月 30 日現在）

⑤ 経済産業省審議官による内部者取引事件

【平成 24 年 1 月 31 日告発、平成 26 年 12 月 15 日判決（東京高裁）】

平成 25 年 6 月 28 日、東京地方裁判所は、被告人に、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）、罰金 100 万円、追徴金約 1,031 万円の判決を言い渡したのに対し、被告人は控訴していた。

平成 26 年 12 月 15 日、東京高等裁判所は、以下のような理由から、被告人の控訴を棄却した。

- ・ 原判決の認定に事実誤認はない。

- ・ 量刑不当の主張については、被告人は、経産省審議官として、我が国経済の発展に寄与すべき要職にありながら、職務上知り得た情報を私利私欲のために用いたのであるから、国民から付託された職務に対する自覚を著しく欠いた行為というほかなく、厳しい非難を免れず、本件株式取引の購入価格は合計 795 万円余りに及んでおり、その規模も決して小さなものとはいえず、原判決の量刑判断に不合理なところはない。なお、被告人は上告し、最高裁判所において公判係属中である。(平成 27 年 4 月 30 日現在)

⑥ **A I J 投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件**

【平成 24 年 7 月 9 日、7 月 30 日、9 月 19 日及び 10 月 5 日告発、平成 27 年 3 月 13 日判決（東京高裁）】

平成 25 年 12 月 18 日、東京地方裁判所は、被告人 A（当該会社代表取締役）に懲役 15 年、被告人 B（当該会社取締役）に懲役 7 年、被告人 C（証券会社代表取締役）に懲役 7 年、没収金約 5 億 6,884 万円（A I A 名義の預金債権）、追徴金約 156 億 9,809 万円（被告人 3 名連帯）の判決を言い渡したのに対し、被告人 3 名は控訴していた。

平成 27 年 3 月 13 日、東京高等裁判所は、以下のような理由から、被告人の控訴を棄却した。

- ・ 原判決に論理則、経験則等に反する不合理な点は見当たらず、法令適用の誤りはない。
- ・ 量刑不当の主張については、被害基金が巨額の損失を被り、その損害の下に被告人らの運営する会社等の延命を図るといふ身勝手な理由で、個人的にも多額の報酬等を得ながら、大規模で社会的影響も大きい犯行を繰り返した行為の責任は重いといふほかなく、原判決の量刑が不当に重いとまではいえない。

なお、被告人 3 名は上告し、最高裁判所において公判係属中である。(平成 27 年 4 月 30 日現在)

⑦ **株式会社丸美に係る無届社債券募集事件**

【平成 23 年 2 月 9 日告発、平成 27 年 4 月 1 日決定（最高裁）】

平成 25 年 7 月 3 日、福岡地方裁判所は、被告人（当該会社代表取締役会長）に対して懲役 6 年（実刑）、罰金 300 万円の判決を言い渡したのに対し、被告人が控訴、平成 26 年 2 月 27 日、福岡高等裁判所は控訴を棄却、被告人が上告していた。

平成 27 年 4 月 1 日、最高裁判所は、被告人の上告を棄却し、上記判決は確定した。

⑧ **ユニオンホールディングス株式会社株券に係る同社代表取締役らによる相場操縦事件、株式会社テークスグループの実質的経営者による自社株券に係る内部者取引事件**

【平成 22 年 2 月 9 日及び 3 月 16 日告発、平成 27 年 4 月 8 日決定（最高裁）】

平成 24 年 6 月 6 日、大阪地方裁判所は、一括審理となった両事件について、被告人（会社経営者）に懲役 3 年（執行猶予 5 年）、罰金 400 万円、追徴金約 3 億 7,637 万円の判決を言い渡したのに対し、被告人が控訴、平成 25 年 10 月 25 日、大阪高等裁判所は控訴を棄却、被告人が上告していた。

平成 27 年 4 月 8 日、最高裁判所は、被告人の上告を棄却し、上記判決は確定した。

(内部者取引事件について上記被告人と同時に起訴された共犯者 1 名は、一審において有罪判決確定)

第4 今後の課題

犯則事件の調査においては、市場を取り巻く環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、市場監視の実効性の向上を図るべく、以下のような課題に取り組んでいく。

こうした取組みを通じて、証券監視委が悪質な犯則事件を迅速に告発していくことにより、一般投資家や市場関係者等に対して早期に警鐘を鳴らし、同種の事件の再発の抑止に努める。

(1) 重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

証券監視委は、第8期活動方針（平成26年1月21日公表。附属資料2-1参照）において、重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応を重点施策として掲げ、内部者取引をはじめ、相場操縦、風説の流布・偽計や虚偽記載等のうち重大で悪質な違反行為に対しては、引き続き犯則調査により厳正に対応していく。

また、金商法・犯収法違反以外の犯罪や反社会的勢力の存在が窺われるような場合、クロスボーダー取引が利用された場合等においては、事案の内容に応じ、捜査当局や海外当局等の関係機関とも連携し、実態の解明や責任追及を行っていく。実際に、最近では、井上工業株式会社株券に係る偽計事件、株式会社 f o n f u n 株券に係る相場操縦事件、株式会社太陽商會に係る虚偽有価証券報告書提出事件の告発の際には、警察との連携をしたほか、クロスボーダー取引に関して、MR I I N T E R N A T I O N A L , I N C .（以下「MR I」という。）（第二種金融商品取引業者）による誇大広告事件においては、同社が米国に本社を有し、日本の顧客の資金を米国内で管理していたことから、米国証券取引委員会と密接に連携し、証券監視委からの協力要請を受けた米国証券取引委員会の申立てにより、米国ネヴァダ州連邦地方裁判所から、同州にあるMR I 及びその代表者等に対して資産凍結命令等が出された。

(2) 幅広い犯則類型に対する監視

市場の公正を害する犯則行為には、上記のように内部者取引、相場操縦、風説の流布・偽計、虚偽記載及び虚偽有価証券報告書等提出（粉飾決算）等の様々な類型があるが、いずれも複雑化・巧妙化している。証券監視委としては、これらの犯則類型に幅広く取り組み、効果的・効率的な市場監視に努める。

① 内部者取引事案への取組み

近年、ビジネスモデルの転換・多様化やグローバルな競争の激化等を背景として、上場企業による公募増資や第三者割当増資による資本充実や、マネジメント・バイアウト（MBO）等による非上場化といった様々な動きが見られるが、これらの背後に内部者取引が行われるリスクが潜在している。

証券監視委としては、引き続き重要事実公表前のタイミングの良い取引など内部者取引が疑われる取引の監視に注力するとともに、上記のような内部者取引に係る最近の傾向やリスクにも留意して市場監視を行っていく。また、犯則事件の調査の過程で判明した問題点や告発した事件の特徴・意義については、必要に応じ、自主規制機関、上場会社、関係業界等にフィードバックすることなどにより、内部者取引の発生防止に努めていく。

② 相場操縦事案への取組み

最近の相場操縦事案には、個人のデイトレーダーによるネット取引を利用した「見せ玉」等の手法によるものと、いわゆる仕手筋により組織的に行われるものとの2つの大きな流れがあるが、証券監視委は、取引所とも連携し、問題事例の早期把握に努め、いずれの相

場操縦についても、引き続き監視に万全を期していく。

③ 粉飾事案への取組み

証券監視委としては、引き続き上場企業の決算情報等の分析・検討に努め、投資者を欺く悪質な粉飾事件の摘発をタイムリーに行い、粉飾の責任を問うべき者については、会社の内外を問わず告発の対象としていく。

また、粉飾は経営不振企業に多い犯則行為であり、それらの企業は資金繰りに逼迫し、不公正ファイナンスを行うリスクも高いので、粉飾事案については、不公正ファイナンスに対する監視と合わせて、複合的な観点から取り組んでいく。

④ 風説の流布事案への取組み

近年、インターネット取引の普及と相まって、ネット掲示板等を通じて株式に関する情報が広く取り交わされるようになり、多くの投資家の情報源として利用されている。その一方で、証券監視委に対しては、多くの風説の流布に関する情報が寄せられ、その多くがネット上での風説にかかるものとなっている。証券監視委ではそのような行為を常に監視し、法令に違反する行為があると認められる場合には、厳正に対処していく。

(3) グローバル化への対応

金融・経済のグローバル化やアジア各国をはじめとする新興市場国の急速な経済発展等に伴い、わが国市場においてクロスボーダー取引や海外資本の参入が広く見られるようになってきている。こうした中、内部者取引や相場操縦といった不公正取引に加え、金融商品取引に精通した者による悪質な詐欺的取引が国境を越えて行われる例も出てきている。

例えば、第二種金融商品取引業者であったMR Iによる誇大広告事件は、同社は米国ネヴァダ州に本社を有する会社であり、日本の顧客が米国に所在するMR Iの管理口座に出資金を直接送金し、MR Iが米国内で当該資金を管理していた中で行われた詐欺的事件と言える。

証券監視委としては、引き続き市場監視の空白を作らずに、このような事件に厳正に対処していくため、米国証券取引委員会をはじめとする海外当局と積極的に連携し、証券監督者国際機構（IOSCO）の多国間情報交換枠組み（MMOU）などの国際的な情報交換ネットワークを積極的に活用していく。

(4) ローカル化への対応

過去に告発した地方在住のデイトレーダーによる複数の相場操縦事件が示すように、ネット取引の進展による証券取引に係る地域的制約の解消や新興上場企業の地方への拡がり等もあって、犯則事件もまた地域的な広がりが見られるようになってきている。

このような中、証券監視委は、引き続き各地域の捜査当局や財務局等との連携強化に努め、犯則行為については行為地を問わず、真相を解明し告発を行う態勢をとっていく。

(5) デジタルフォレンジックの積極的な活用

IT化が進展する中で、犯則事件の調査においても、パソコンや携帯電話等の電子機器の差押え及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（デジタルフォレンジック）が必要不可欠になっている。

このため、デジタルフォレンジックのノウハウの習得、蓄積のため、職員に対し実務的な研修を実施するなど、引き続き、情報解析室の支援の下でデジタルフォレンジックの更なる活用を進め、犯則調査をより効果的、効率的に実施していく。

(6) 人材の育成

犯則事件の調査では、犯則疑者等に対する質問調査や押収物件の分析等において、専門的なスキルが必要であり、証券監視委にとってこうしたスキルを備えた人材の育成が重要な課題となっている。

証券監視委としては、引き続き、検察等との人事交流や研修の充実、育成的な観点に立った人事運用により、必要な人材の育成に取り組んでいく。

第8章 建 議

第1 概 説

1 建議の目的及び権限

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保、投資者保護、その他の公益確保のために必要と認められる施策について、設置法第21条に基づき内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

建議は、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的な建議の内容としては、証券監視委は、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正又は投資者保護その他の公益を確保する観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

2 平成26年度における建議の状況

平成26年度においては、適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査の結果に基づき内閣総理大臣及び金融庁長官に対し1件の建議（「適格機関投資家等特例業務に関する特例について」）を行った。なお、証券監視委では、平成4年の発足以来、平成26年度までに24件の建議を行ったところである（附属資料3-7参照）。

第2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

1 建議の実施状況

平成26年度の具体的な建議の内容は以下のとおり。

○ 適格機関投資家等特例業務に関する特例について

集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）のうち適格機関投資家等（1名以上の適格機関投資家及び49名以下の適格機関投資家以外の者）を出資者とするもの（いわゆる「プロ向けファンド」）の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、これまでの検査において、

- ・ 顧客に対する虚偽の告知
- ・ 適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った登録が必要となるファンドの販売・投資運用
- ・ 出資金の流用・使途不明

など、多数の金商法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。

また、その中には、出資金を毀損させている状態の中、その後も金商法違反行為を行う蓋然性が高く、裁判所への禁止・停止命令の申立てに至ったものもある。

したがって、こうした状況に鑑みれば、ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する

等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある。

2 建議に基づいて執られた措置

平成 26 年度における上記の建議に基づき行われた措置は以下のとおり。

○ 適格機関投資家等特例業務に関する特例についての建議に基づいて執られた措置

平成 26 年 9 月、金融担当大臣から、金融審議会に対して、「投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、いわゆるプロ向けファンドをめぐる制度のあり方などの課題について検討すること」について諮問が行われた。この諮問を受けて、金融審議会は「投資運用等に関するワーキング・グループ」を設置し、同年 10 月から 6 回にわたり検討・審議が行われ、平成 27 年 1 月 28 日に同ワーキング・グループにおいてとりまとめられた「報告書」が公表された。この報告書を踏まえ、金融庁は、平成 27 年 3 月 24 日、適格機関投資家等特例業務に関する特例等の見直しを含む「金融商品取引法の一部を改正する法律」案を国会に提出し、同法は同年 6 月 3 日に公布された。

3 その他の措置

証券監視委は、取引の公正及び投資者保護の確保のため必要と認められる措置等について、建議には至らないものについても、金融庁の行政部局や自主規制機関との意見交換等を通じて問題意識を伝達して、必要な政策対応を促し、制度改正や自主規制機関における諸規則の改正に貢献するよう努めている。

第 3 今後の課題

証券監視委は、金商法等の規定による検査・調査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行うとともに、法令等の改正は要しない案件や、直ちに建議に結びつかない案件についても、金融庁や自主規制機関等に積極的に問題意識を伝達する等の対外情報発信機能を強化し、証券監視委が把握した問題意識の共有を図ってきたところである。今後も、積極的にこの取組みを続けることとしたい。

第9章 市場のグローバル化への対応に向けての取組み

第1 海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視

証券監視委は、平成26年1月に策定した第8期活動方針において、基本的な考え方の柱の1つとして、「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」を掲げ、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにし、その中で、国際的な事案への対応力を備えた人材の育成、海外当局とのネットワークの強化を図っていくとしたところである。証券監視委では、クロスボーダー取引による違反行為に対し、証券規制当局間の情報交換枠組み等を通じた海外当局からの情報提供や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行い、また、市場監視の空白を作らないよう発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していくこととしている。

1 証券監督者国際機構（IOSCO）における活動

証券監督者国際機構（以下「IOSCO」という。）は、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から203機関が加盟している（うち普通会员124、準会員15、協力会員64）。証券監視委は、平成5年10月に準会員として加盟（注：わが国からは金融庁が普通会员として加盟）した。

IOSCOでは、最高意思決定機関である代表委員会（PC：Presidents Committee）を中心とした総会が年1回開催されており、各国の証券規制当局のトップ等が集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、わが国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員が総会に参加している。このほか、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会（APRC：Asia-Pacific Regional Committee）にも証券監視委から委員が参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。なお、平成27年3月に、東京においてAPRC会合が開催され、吉田委員及び事務局職員が参加した。アジア太平洋地域の証券規制当局等が東京に集うこの機会を捉え、吉田委員は、アジア太平洋地域の主要な証券監視当局と個別に意見交換を行った。

さらに、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、様々な国・地域の関係当局から構成される代表理事会（IOSCO Board）が設置され、その下にはそれぞれの政策課題に関する議論を行う政策委員会（Policy Committee）等が設置されている。証券監視委は、そのうち法執行及び情報交換について議論を行う第4委員会（C4）に参加している。

C4では、国境をまたいで行われる、いわゆるクロスボーダー取引を利用した証券犯罪や不公正取引に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、平成26年度は、不公正取引に対する各国の制裁制度の中で信頼できる抑止力となる要素や、情報交換に関して非協力的な国・地域の当局との対話に係る議論が行われた。また、証券市場におけるサイバー犯罪等最近の動向について情報収集を行い、法執行上の課題を探っている。また、各会合において、各国より規制・法執行上の最近の動向について紹介がなされ、証券監視委からも最近の証券市場における不公正取引事例や、海外証券規制当局との協力の状況について説明を行った。

証券監視委は、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（以下「MMOU」という。）へ署名を申請した当局によりIOSCO事務局に提出された申請書類の審査等を行う審査グルー

プ（SG：Screening Group）にも参加している。SGにおいては、MMOUが採択されてから10年以上が経過し、市場の状況も変化していることから、平成25年5月より、MMOUの機能強化に係る検討も行っている。

2 情報交換枠組みの活用

- (1) 金融・資本市場におけるクロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中、国境をまたいだ各国市場の公正性を害する行為への対応において、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠となっている。海外証券規制当局との情報交換の枠組みの構築に関しては、これまで金融庁と中国証券監督管理委員会（CSRC）、シンガポール通貨監督庁（MAS）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）、豪州証券投資委員会（ASIC）、香港証券先物委員会（SFC）並びにニュージーランド証券委員会（SC）（現・ニュージーランド金融市場機構（FMA））との間で二国間の情報の交換枠組みが構築されている。
- (2) MMOUについては、平成17年4月、IOSCOコロombo総会において、IOSCO加盟当局は遅くとも平成22年1月1日までに、MMOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する旨の公式のコミットメントを行うことが決議された。その後、平成22年のモントリオール総会において、平成25年1月1日までに全てのIOSCO加盟当局は、MMOUに署名を行うことが求められ、未署名当局に対しては、IOSCOが署名のための技術支援を行うと共に、同機構のウェブサイトにおいて、署名に向けた制度整備の進捗状況を掲載するという措置が取られた。平成25年9月からは、未署名当局の代表者が代表理事会メンバー、地域委員会委員長、政策委員会の議長・副議長といった重要な役職に就くことについての制限、平成26年3月以降は、すでに上記役職にある未署名当局の代表者に対する辞任の要求、同年6月からは未署名当局の各政策委員会への参加の停止、同年9月からは未署名当局の議決権の停止等、段階的な措置が取られることになっている。

なお、平成27年3月までにMMOUに署名を行った当局（A署名）数は105、現行法制上直ちに署名することはできないが、署名についてコミットメントした当局（B署名）数は18となっている。

わが国においても、金融庁が平成18年5月にIOSCOに署名を申請し、SGでの審査を受けた後、平成20年2月にMMOUへの署名が承認された。これにより、証券監視委は金融庁を通して、MMOU署名国との間で、法執行上必要な情報を円滑に交換し合うことが可能となった。

- (3) 平成26年度において証券監視委は、こうした情報交換の枠組みを活用し、わが国市場におけるクロスボーダーの違反行為及び不公正取引に対し、裁判所の禁止及び停止命令の申立て、調査結果の公表及び課徴金納付命令勧告を行った。その主なものは以下のとおり。

① 違反行為に対する裁判所の禁止及び停止命令の申立て等

- 株式会社UAG（適格機関投資家等特例業務届出者）を調査した結果、無登録で集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを行っている状況が認められたことから、大阪地方裁判所に当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを行った。なお、同社の関連法人である香港の法人が、ファンドの組成及び運用を行っていたことから、MMOUに基づいて同ファンドに係る情報を入手した（第3章第8-(1)①参照）。
- 株式会社ESPLUS（金融商品取引業の登録等はない）を調査した結果、同社及びその役員1名が無登録で集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを行っている状況が認められたことから、名古屋地方裁判所に対して、当該行為の禁止及び停

止を命ずるよう申立てを行った。なお、同社の関連法人である香港に所在する法人が、ファンドの組成及び運用を行っていたことから、MMOUに基づいて同ファンドに係る情報を入手した（第3章第8-（1）④参照）。

- 株式会社Money Management Strength（適格機関投資家等特例業務届出者）を調査した結果、取得勧誘に関し顧客に対し虚偽のことを告げる行為、第二種金融商品取引業に係る無登録営業が認められたことから、証券監視委は、当社に対する調査結果の公表を行った。なお、調査に際し、米国事業会社Money Management Strategies, LLCが、当該出資金を用いて行われるとする事業に関与していることが認められたため、MMOUに基づき、関連する情報を入手した（第3章第8-（2）参照）。
- 株式会社Grant及びその役員等3名（金融商品取引業の登録はない）を調査した結果、無登録で海外ファンド等の募集又は私募の取扱いを行っている状況が認められたことから、大阪地方裁判所に対して、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを行った。なお、本件海外ファンドに係る調査のため、MMOUに基づき、関連する情報を入手した（第3章第8-（1）②参照）。

② 課徴金納付命令勧告

○ 相場操縦（3件）

海外在住の個人が、長期国債先物（平成25年9月限月）について、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引等をした事案並びに香港法に基づき設立されたAreion Asset Management Company Limited及び英領アンギラに登記住所を置くSelect Vantage Inc. が、日本の証券市場に上場する事業会社の株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の相場を変動させるべき一連の売買等をした事案につき、MMOUを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第5章第2-2-（2）、（3）、（4）参照）

- （4）以上のほか、証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、海外証券規制当局が当地の法令に基づき処分を行った事例もあり、着実に実績を挙げてきたところである（附属資料3-8参照）。

3 意見交換

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進のため、海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関と積極的に意見交換を行っている。平成26年度は、アジアの市場監視当局が実務レベルの諸問題について意見交換を行うアジア太平洋市場監視当局者対話を東京で主催した。また、米国・欧州・アジアの海外証券規制当局と意見交換を行ったほか、グローバルに活動する金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を実施した。

第2 体制整備及び人材育成

1 市場のグローバル化に対応した体制整備

証券監視委は、グローバルな市場監視や、国際的な検査・監督の枠組みを活用した検査対応を行うための体制整備を進めてきた。具体的には、国際・情報総括官（次長級）を新設したほか、各課に、国際専門審査官や国際専門調査官といった国際担当の職員を配置し、情報交換枠

組みを活用した調査等を行っている。

また、近年、わが国証券市場における取引の多くが、海外投資家によるクロスボーダー取引や内外プロ投資家による取引となっていることを踏まえ、平成23年8月には、取引調査課に、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置し、積極的な対応を行ってきたところである。

2 海外当局への職員派遣及び短期研修への参加

証券監視委は、海外当局における監視や調査・検査手法の習得や、わが国の調査・検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、これまで、米国SEC、米国CFTC、英国金融サービス機構（FSA）（現：英国金融行為監督機構（FCA））、香港SFC、タイ証券取引委員会に対して職員を派遣してきた。また、IOSCOや各国当局が主催する短期研修にも、職員を積極的に派遣してきた。

加えて、平成26年4月には、金融庁にアジア金融連携センター（AFPAC:Asia Financial Partnership Center）が設置され、同センターにより招聘されたアジア諸国の金融当局者に対し、証券市場の監視や不公正取引の調査等に係る研修を提供した。

こうした海外当局への職員派遣及び海外当局職員との意見交換等、さらには幹部レベル職員の海外当局訪問等を通し、当局間のネットワークの強化や問題意識の共有を図り、グローバルな市場監視態勢の強化に努めているところである。

第3 今後の課題

金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、証券監視委は、わが国の市場における海外の投資家の不公正取引に対して、今後とも、個別の事案に応じて、事案の悪質性、処分の実効性、海外当局の対応等を総合的に勘案し、海外当局とも密接に連携しながら、適切な対応を取ることとしていく。

また、グローバルな市場監視や、国際的な検査・監督の枠組みを活用した検査対応を行うため、更なる体制整備や海外当局との人的交流を通じた人材育成を進めるとともに、各国の証券規制当局との協力関係を強化していくことが極めて重要であり、以下のような課題に取り組んでいく必要がある。

- (1) クロスボーダー取引による不公正取引に関し、情報交換枠組みの利用や連携の強化により、海外証券規制当局を通して、積極的に情報収集を行い、効果的な対応を行う。
- (2) 海外証券規制当局や国際機関の行う短期研修への職員の派遣や部内研修の強化等を通して、国際的な事案に対する対応力を備えた人材の育成を一層進めていく。
- (3) 国際会議等における当局間の意見交換等には積極的に参加するとともに、証券監視委の活動に関する海外に向けた情報発信の充実を図る等、国際的な協力関係の強化に努める。
- (4) アジア新興諸国の証券規制当局と積極的に連携を深め、証券検査や法執行のノウハウを提供する等、市場監視体制の整備を支援していく。

第10章 監視活動の機能強化への取組み等

第1 市場監視体制の充実・強化

1 組織の充実

(1) 組織の充実

証券監視委の組織については、発足当初は総務検査課及び特別調査課の2課体制であったが、その後の課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場監視機能の充実・強化に伴い、証券監視委の有する機能毎に6課に体制を拡充するなど組織の充実を図っている。

平成27年度予算においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、デジタルフォレンジック体制の強化・整備や投資型クラウドファンディングを取扱う業者及び適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査体制の整備について増員要求を行った結果、4人の増員が認められ、証券監視委の平成27年度末の定員は410人となっている。

財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、金融商品取引業者等に対する検査体制の整備として11人の増員が認められ、平成27年度末の定員は354人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で764人となっている。

(2) 民間専門家等の採用を通じた市場監視機能の強化

証券監視委は、平成26年度において、効果的な市場監視及び職員の専門性向上を図る視点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計24名の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成12年から実施しており、平成26年度末現在121名が在籍している。

2 情報収集・分析能力の向上

(1) 証券総合システムの活用

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成5年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、取引調査、開示検査、証券検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な情報システムである。インサイダー取引、相場操縦等審査の基礎資料の作成や証券会社検査に係る資料作成、有価証券報告書等の財務内容の分析、一般から寄せられる各種証券取引情報の迅速な処理など、業務の効率化に寄与している。

なお、証券総合システムについては、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（平成18年3月28日付金融庁行政情報化推進会議決定）に基づき、その機能を平成27年3月に金融庁業務支援統合システムへ統合したところであるが、今後も引き続き、サブシステムとして有効に活用していく。

(2) 職員研修の充実

証券監視委は、検査・調査等の監視手法に係る様々なノウハウについてOJTや研修等を実施しているほか、金融・資本市場の最新情報について外部講師の講義を行うなど、職員の資質向上に努めている。

さらに、取引形態の複雑化・多様化、クロスボーダー取引の増加、取引の高速化等の新たな状況に的確に対応するため、職員に対し新たな金融商品・取引やクロスボーダー取引

に係る調査手法、デジタルフォレンジック等を用いた調査手法等の専門的な知識や技術を習得するための研修を実施している。

3 監視を支えるシステムインフラの強化

検査・調査における電磁的記録の保全・証拠化、分析技術の高度化を目的として、平成 20 年度よりデジタルフォレンジック技術の導入についての検討を開始し、平成 22 年度に第一次整備計画として電磁的記録の保全・証拠化環境を整備した。平成 23 年度には第二次整備計画としてデータアナリシス環境の整備を行うことで分析技術の高度化を図り、平成 25 年度、平成 26 年度には、高度化、大容量化が進む I T 機器に対応するために資機材の追加調達を行った。

第 2 市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み

1 概要

証券監視委は、「活動方針」の第三の柱である「市場規律の強化に向けた取組み」の一環として、個人投資家を含めた市場参加者との対話、市場への情報発信の強化を掲げ、市場参加者に対する幅広い情報発信に積極的に取り組んでいる。情報発信の手段としては、意見交換、講演、講義、報道発表、各種広報媒体への寄稿のほか、自身のウェブサイトやメールマガジンを通じ、証券監視委の活動状況等の情報をタイムリーに分かりやすく提供することにより、市場参加者に証券監視委の活動に対する理解を深めてもらうよう努めている。

2 報道機関等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、記者への説明等を通じて事案の公表を行っている。その際、単なる事案の説明に止まらず、市場や社会に及ぼす影響等についても説明し、事案の正確な理解と報道を促すよう努めている。さらに、新聞・雑誌・テレビ等の各種媒体からの取材・寄稿等の依頼に対しても、積極的に対応している。

3 市場参加者との意見交換・講演会等の開催状況

証券監視委は、不公正取引等の未然防止等を図る取組みの一環として、市場の公正性確保の上で重要な役割を持つ諸団体との意見交換や市場参加者に対する講演等に積極的に取り組み、証券監視委が有する問題意識の共有等を図っている。

具体的には、全国の各取引所で開催された上場会社コンプライアンス・フォーラムでの講演や各種広報媒体への寄稿を通じて、上場会社等の内部管理態勢の構築のあり方等を発信したほか、金融商品取引業者等、自主規制機関、弁護士、監査法人等に対する幅広い情報発信に取り組むことで、各市場参加者による自己規律の強化へ向けた取組みの促進に努めている。

また、大学や法科大学院等の学生に対しても、講演等を通じ、証券監視委の活動等について説明を行っている。(附属資料 3-9 参照)

4 ウェブサイトの充実

証券監視委は自身のウェブサイトを通じ、告発・勧告等の概要や講演会・寄稿等の内容等その活動状況に関する情報をタイムリーに発信し、証券監視委の監視活動に関する市場参加者の理解の向上に努めている。また、「メール配信サービス」として、あらかじめ電子メールアドレスを登録した者に対し、ウェブサイト新たに掲載された告発・勧告等の概要や講演・寄稿等の情報(新着情報)を配信しているほか、証券監視委の活動状況や問題意識等を簡潔かつ分

かりやすくまとめた「証券監視委メールマガジン」を毎月1回配信しており、その登録者数は毎年増加傾向にあり、平成26年度末時点における登録数は約4,400件となっている。

(<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/>)

また、海外に向けての情報発信を充実させる観点から、英語版のウェブサイトにおいて、パンフレットの英訳版や「証券取引等監視委員会の活動状況」の一部を英訳したアニュアルレポートのほか、金融商品取引業者等の検査マニュアルや証券検査基本方針等、海外の市場参加者等の関心が高いと思われる資料についても、その掲載に努めている。

更に、26年2月に引き続き、27年3月にも、証券監視委ウェブサイト（日本語版、英語版）について、外部利用者の意見を踏まえた更なるレイアウトの見直しを行った。

第3 関係当局等との連携

1 金融庁の関係部局との連携

証券監視委が、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護のため、業務を適切に遂行していくに当たっては、わが国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で問題意識の共有を図ることが不可欠であり、証券監視委としては、種々の機会を通じて金融庁との連携に努めている。例えば、日常的な意見交換等を通じ、その時々の問題点等を幹部及び担当者間で広く共有しているほか、国際的に活動する大手金融機関を対象に設置されている監督カレッジについても、金融庁と連携して海外当局との情報交換を行って対応するなど、市場ルールの監視役としての立場から、市場行政について金融庁と情報交換等を行っている。

また、証券監視委はその業務の一部を財務局長等に委任しており、各財務局等の証券取引等監視官部門は、財務局長等の下でこれらの委任事務等を遂行している。証券監視委では、毎年、市場監視に関する問題点など、全国的に連携が必要な事案に対する問題意識の共有を目的として証券取引等監視官会議を開催している。さらに、不公正ファイナンス等に関する問題意識を共有する観点から、金融庁監督部門・企画部門とともに証券取引等監視官・金融商品取引所監理官・証券監査官合同会議（以下「三者合同会議」という。）を継続的に開催するなど、関係部局間での問題意識の共有・浸透に努めている。

2 自主規制機関との緊密な連携

自主規制機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会）は、売買審査や上場管理又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適正性のチェックなど日常的な市場監視活動を行っている。このため、証券監視委は、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門との間で、緊密な連携を図ってきている。

また、市場規律や市場監視機能の強化に向け一層の連携を図るため、自主規制機関との間で、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、積極的に議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている（附属資料3-9参照）。

具体的には、証券監視委は、各自主規制機関から定期的にその活動状況の報告を受け、意見交換を実施しているほか、日本取引所自主規制法人及び日本証券業協会との間では、広範なテーマについて意見交換会を開催している。上記の三者合同会議においても、自主規制機関の担当者を招き、活発な議論及び意見交換を行っている。

さらに、自主規制機関が実施する所属会員に対する監査・考査等と証券監視委の証券検査においても、検査計画の調整を行うなど、連携を強化している。

その他、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化を図るため、内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、証券監視委はこれらの研修に講師として職員を派遣している。また、証券監視委の職

員を対象とする研修においても、ノウハウ等の共有化を図るため、自主規制機関の職員が参加している。

第4 今後の課題

市場を取り巻く状況の変化に的確に対応し、より実効性のある効率的な市場監視の実現を図っていくため、証券監視委は全体として以下の課題等に取り組んでいくこととしている。

(1) 組織の充実・人材の育成

金融商品・取引のイノベーションの進展とともに、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中で、内外プロ投資家による不正取引を含め、違法行為の手法も多様化・複雑化しているなど、市場を取り巻く状況は大きく変化している。また、金商法の改正に伴う監視対象の拡大にも対応していく必要がある。

証券監視委として、こうした変化に的確に対応していくためには、組織・人員の充実が必要となるとともに、専門的知識・スキルを備えた人材の育成が重要であり、引き続き他省庁等との人事交流やOJTの活用、職員研修の充実、計画的な任用等により、市場の公正性確保及び投資者保護といった証券監視委の基本ミッションの達成に貢献できる人材の育成に取り組んでいく。

(2) 情報収集・分析能力の拡大

今後とも市場を取り巻く環境の変化に対応し、幅広く情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視を行っていく。

また、情報の収集・分析態勢等を見直し、リスク・ベースの市場監視の精度・信頼性の向上を図るための態勢を強化する。

さらに、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高め、これに対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

また、平成27年度に情報解析室が新設されることを踏まえ、デジタルフォレンジックの運用体制を強化し、より迅速・効率的な調査・検査を実施していく。

(3) 情報発信の充実

これまで行ってきた自主規制機関などとの連携に加え、昨今の第一次情報受領者による内部者取引の増加や未公開株詐欺等の増加などを踏まえ、投資家が不正取引に手を染めたり、登録を受けていない業者による詐欺的な投資勧誘を未然に防止し、市場の公正性を確保するため、投資家への情報発信・提供を充実強化していく。

また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促していくため、過去の課徴金事例等に係る積極的な情報発信を行っていく。

さらに、市場監視活動の過程で把握した制度上の論点についても、積極的に金融庁や自主規制機関に伝え、市場ルールの改善に向けた貢献を行う。

(4) 関係当局等との一層の連携

証券監視委を巡る状況をみると、金商法の施行とその後の数次にわたる制度改正により、証券検査の対象先が多様化するとともに、対象業者数が延べ約8,000社の規模となっている。また、詐欺的な営業を行い投資者に被害をもたらす悪質な業者や重大・悪質な不正取引等に対しては、厳正な対処が求められている。さらに、ネット取引の進展により証券

取引に係る地域的制約が解消され、不公正取引の地域的な広がりへの対応も必要となっている。

こうした状況の下、証券監視委がその使命を果たしていくためには、財務局等の監視官部門を含め、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある市場監視を実施していく必要がある。このため、これまでも財務局等とは日常的な意見交換や各種会議、研修等を通じて問題意識の共有や監視活動に係る目線の統一を図ってきたが、今後はより一層緊密に連携してその総合力を發揮した実効性の高い市場監視に取り組んでいくとともに、金融庁や自主規制機関とも積極的に情報交換等を行うことにより、問題意識の共有を図り、総体としての市場監視活動の強化に取り組んでいく必要がある。

また、捜査当局等や海外証券規制当局とはこれまでも緊密に連携を図ってきたが、今後もより一層連携を強化し、実効性のある効率的な市場監視活動を行っていく必要がある。

おわりに

証券監視委は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、その職務の遂行に当たっています。証券監視委は、金融庁設置法の規定に従い、毎年の事務処理状況を取りまとめて公表することとされており、この「証券取引等監視委員会の活動状況」（以下「年次公表」）においては、平成26年度中に実施した勧告や告発、市場規律強化に向けた活動状況等を、具体的な事案に即して関連する資料とともに記載しています。

本年次公表が、証券監視委の活動に対する理解の向上や、幅広い市場関係者の皆様の自主的な規律の強化の一助となれば幸いです。

最後に、証券監視委では、情報提供窓口を設置し、投資家の皆様をはじめとする一般の皆様方からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付けています。「相場操縦」や「インサイダー取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報のほか、「投資に関する詐欺行為」に関する情報は、証券監視委における活動のための有用な端緒となるものが含まれています。こうした不審な情報を入手した場合には、証券監視委へ積極的に情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、証券監視委では、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するため、投資一任業者の業務運営の実態等について、実名で情報提供いただける方を対象として、専用窓口「年金運用ホットライン」を設置しており、特に詳細な情報提供をいただけるときは、年金運用の専門家が対応することとしています。

さらに、こうした情報提供の窓口のほか、公益通報専用の通報・相談窓口を設置しています。公益通報者保護法に基づき、内部の労働者の方が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したときは、そのことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されます。

ぜひこれらの窓口をご利用いただき、情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。